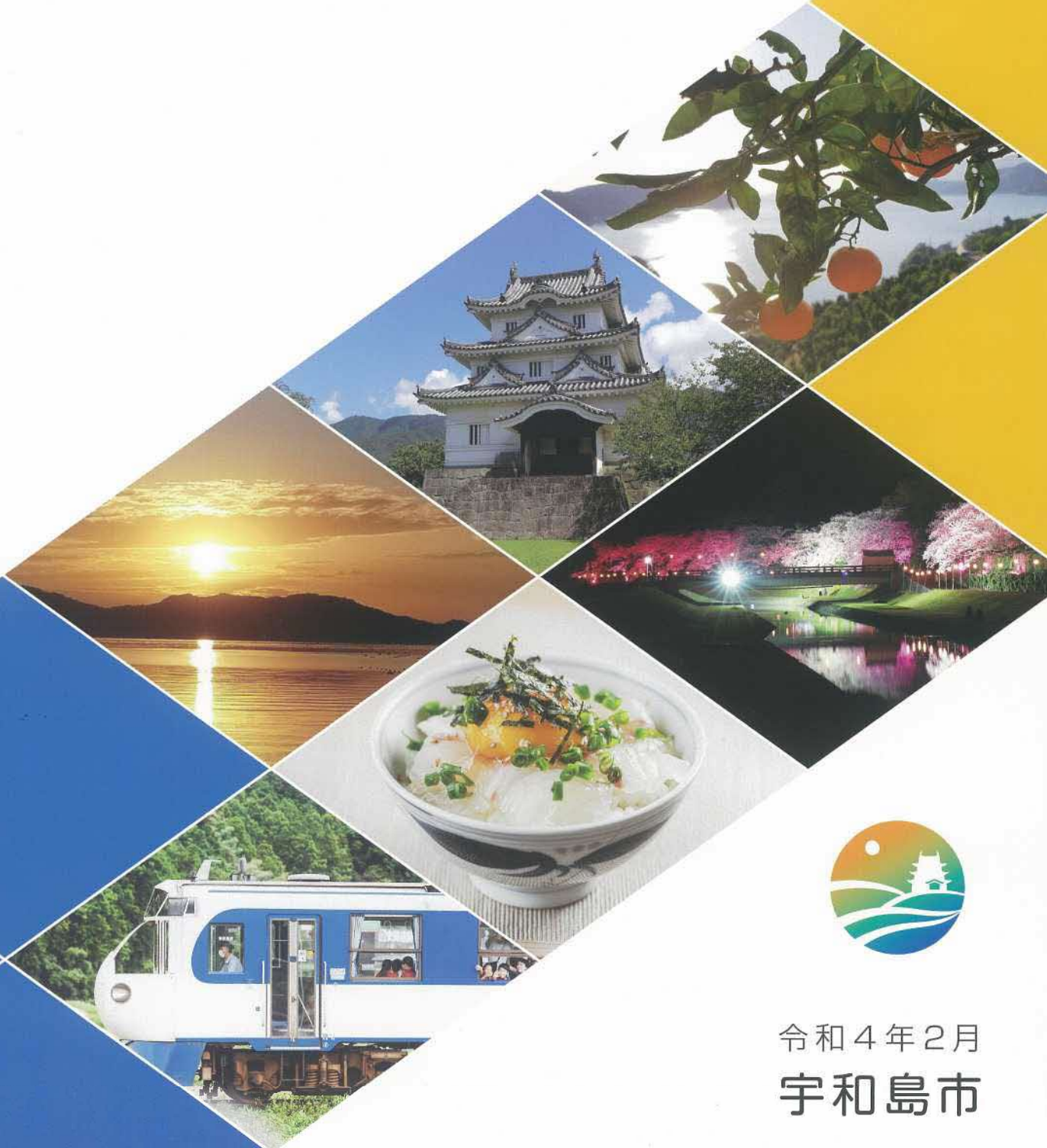


宇和島市 都市計画マスタープラン

Uwajima City planning masterplan



令和4年2月
宇和島市

目 次

序章 都市計画マスタープランの概要.....	1
1.策定の背景と目的.....	1
2.計画の位置づけ.....	1
3.計画策定の役割.....	2
4.近年の都市計画に関する動向.....	3
第1章 上位・関連計画の整理.....	5
1.上位計画.....	5
1)第2次宇和島市総合計画.....	5
2)宇和島都市計画区域マスタープラン.....	7
2.関連計画.....	10
1)宇和島市立地適正化計画.....	10
2)宇和島市地域公共交通網形成計画.....	12
3)宇和島市地域防災計画.....	14
4)宇和島市国土強靱化地域計画.....	16
第2章 都市の現況整理.....	17
1.自然および土地利用の現状.....	17
1)地形、水系.....	17
2)土地利用現況.....	18
3)土地利用規制等.....	19
2.社会・経済の動向.....	21
1)都市形成の沿革.....	21
2)人口・世帯.....	22
3)就業構造・総生産.....	24
4)日常生活圏.....	25
5)商業.....	26
6)製造業.....	27
7)農林水産業.....	28
8)観光.....	29
9)開発動向.....	30
10)交通基盤の整備状況.....	31
3.都市計画の状況.....	33
1)土地利用.....	33
2)都市施設.....	34
4.市民意向調査.....	37
1)市民意向調査（アンケート調査）の概要.....	37
2)市民意向調査（アンケート調査）結果の概要.....	37
5.都市づくりの課題整理.....	39

目 次

第3章 全体構想	43
1.都市づくりの基本理念と目標	43
1)都市づくりの基本理念	43
2)都市づくりの目標	44
3)都市づくりの基本的方向	45
4)将来都市構造	47
2.都市づくりの方針	51
1)土地利用の方針	51
2)都市施設整備の方針	56
3)市街地整備の方針	65
4)都市環境形成の方針	67
5)都市防災の方針	69
第4章 地域別構想	73
1.地域区分の設定	73
2.地域別都市づくり構想	74
1)宇和島地域	74
2)吉田地域	82
3)三間地域	88
4)津島地域	93
第5章 実現に向けて	99
1.宇和島市都市計画マスタープランの実現に向けて	99
1)市内推進体制の充実	99
2)都市計画制度の活用	99
3)都市計画マスタープランの進行管理および継続的改善（PDCA）	99
4)都市計画マスタープランの見直し	100
2.協働による都市づくりの推進	101
1)市民・企業・行政の協働による都市づくり	101
2)多世代の市民と多様な主体による拠点の運営	102
参考資料	103
用語集	103

序章 都市計画マスタープランの概要

1. 策定の背景と目的

宇和島市（以下、本市とする）では、2012（平成24）年3月に、本市の都市計画の基本的な方針である宇和島市都市計画マスタープランを策定し、これに基づき計画的な都市づくりを推進している。

一方、現行計画策定からこれまでの間、本市においては、人口減少が続くとともに、高齢化率も県平均を上回る状況であり、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化している。

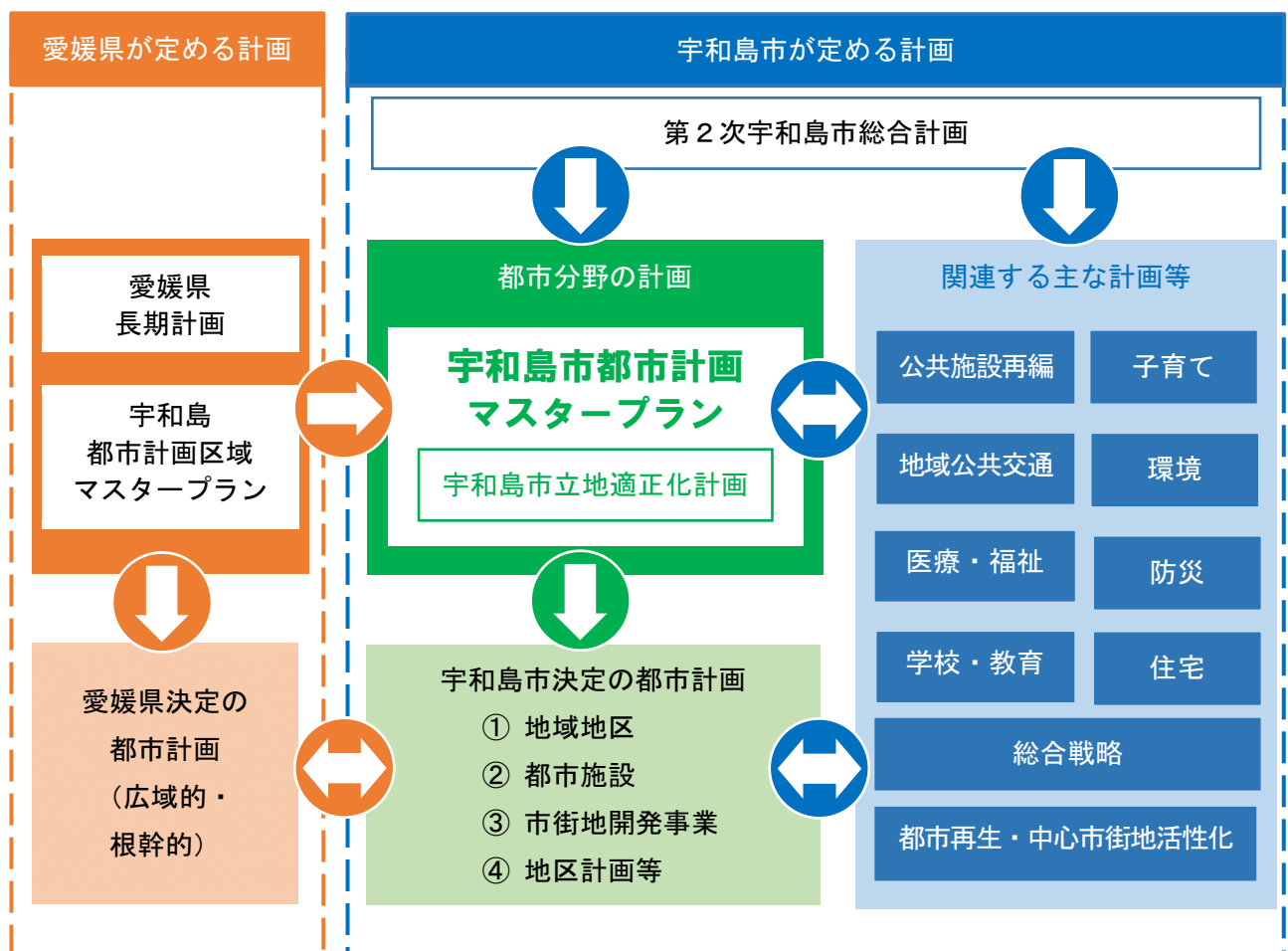
こうした中、本市では、2018（平成30）年3月に第2次宇和島市総合計画を策定し、愛媛県においても同時期に宇和島都市計画区域マスタープランを改定した。また、2017（平成29）年3月には、人口減少社会に対応した健康で快適に暮らせる持続可能な都市づくりを目指す宇和島市立地適正化計画を作成した。

これらのことから、上位計画および関連計画に則し、近年の社会情勢等を反映した、宇和島市都市計画マスタープランの策定を行い、もって本市の都市計画を適切に遂行する。

2. 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村が定める個別都市計画の指針となるものである。

また、市町村の建設に関する基本構想ならびに、愛媛県が定める都市計画区域マスタープラン（都市計画区域の整備、開発および保全の方針）に則するものである。



3.計画策定の役割

都市計画マスタープランは、総合的な都市計画として以下のような役割を持つ。

◆目標となる都市づくりを進める指針

本市の総合計画や上位・関連計画から都市づくりの課題を整理し、都市計画の基本理念と目標を定め、市民と行政が共有できるような都市づくりの指針を示す。

◆個別の都市計画における相互調整

本市の都市の将来像に向けて、市街地や郊外、臨海部等の土地利用、都市環境や自然環境等の都市づくり事業、公園や緑地、下水道等の施設整備に関する各種計画、施策の相互調整を図る。

◆各事業の都市計画決定・変更や個別の土地利用規制の指針

都市計画を進めるには、本市の都市づくりの基本理念と目標に則したものであり、近年の都市計画法および関連法案の改正等、反映すべき内容を整理し、調整の指針とする。

4.近年の都市計画に関する動向

少子高齢化が進む中、利便性が確保された持続可能な都市構造であるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり実現のため、都市をめぐる様々な課題への対応が求められている。以下に都市をめぐる諸課題について整理する。

近年の都市をめぐる諸課題 概要

1. 都市をめぐる諸課題

都市をめぐる社会経済情勢の変化と都市政策に関する課題

都市のスポンジ化への対応

生活サービス機能の確保

都市施設の計画的整備

多様な主体の参画

災害に強い住宅市街地の形成

地域にふさわしい土地利用の実現

郊外のスプロール開発等の抑制

生活圏の広域化等への対応



低未利用地の利用に向けた行政の能動的な働きかけ



公共空間（コモンズ）の共同管理

2018（平成30）年4月公布
都市再生特別措置法等の改正
都市のスポンジ化対策
（対象区域：都市機能誘導区域
居住誘導区域）

- コーディネート・土地の集約
◇ 「低未利用土地権利設定等促進計画」制度の創設
- 身の回りの公共空間の創出
◇ 「立地誘導促進施設協定」制度の創設
- 都市機能のマネジメント
◇ 「都市施設等整備協定」制度の創設



頻発・激化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」



街路空間の再構築・利活用に向けた取り組み

2020（令和2）年6月公布
都市再生特別措置法等の改正

- 安全なまちづくり
◇ 災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制
◇ 災害ハザードエリアからの移転促進
◇ 災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり
- 魅力的なまちづくり
◇ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出
◇ 居住エリアの環境向上

2. 今後の都市計画の動向

①. コンパクト・プラス・ネットワーク



少子高齢化が進行する中、地方都市における地域活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携した、コンパクトなまちづくりを進めることが重要。

②. 安全なまちづくり



頻発・激化する自然災害に対応した安全なまちづくりのため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や災害ハザードエリアからの移転促進、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを進めることが重要。

第1章 上位・関連計画の整理

1.上位計画

1)第2次宇和島市総合計画

策定年次	2018年3月
計画期間	基本構想：2018年度～2027年度 基本計画（前期）：2018年度～2022年度
宇和島市の将来像	継承・共育・発信のまち “世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとわじま”の実現を目指して地域特性を生かしたまちづくりをみんなの力で大切に継承し、次世代を担う人材を共に育て、みんなが誇りを持てるように情報を発信する
人口の動向 （人口の将来展望）	<p><宇和島市人口ビジョン> （「まち・ひと・しごと創生 宇和島市総合戦略〈2016年3月〉」より）</p> <p>■中期的目標：2030年 ※1 人口規模が長期的に維持される水準の出生率2.1を目指した出生率向上に取り組みながら、幅広い年代の定住や、高齢者になっても健康でいきいきと生活することができる健康づくりを促進する</p> <p>■長期的目標：2060年 ※2 5.4万人程度の人口を維持するとともに、人口構造の若返りを目指す</p> <p>※1「2030年に出生率1.9を達成後、2040年に人口が維持される水準2.1を目指した出生率向上に取り組む」～修正 ※2「2060年目標値：4.3万人 2065年目標値：4.1万人」～修正 （「第2期まち・ひと・しごと創生 宇和島市総合戦略〈2020年3月〉」より）</p>
土地利用の方向	<p>【基本方針1】豊かな自然環境を保全し、継承する土地利用の推進 ○先人が培い、引き継いできた豊かな自然と、そこから生み出される景観、歴史、農林水産業を次世代に継承していくために、自然環境の保全・活用を重視した土地利用を推進</p> <p>【基本方針2】住みやすく、活気あふれる土地利用の推進 ○買い物・医療・福祉・防災など、市民が安心して生活できる住環境と、四国西南地域の中核都市として、産業・観光・人材など、多様な分野に応じた交流拠点を形成するため、住みよさと活力を重視した土地利用を推進</p> <p>■主要区域の土地利用の方向 ◇市街地区域：宇和島駅やきさいやロード（商店街）周辺の中心市街地 ○交通・商業・医療・福祉・教育といった都市機能の充実を図り、市民はもちろんのこと、広域的な交流拠点として、駅前の複合施設建設をはじめ、新たなにぎわいを創出</p>

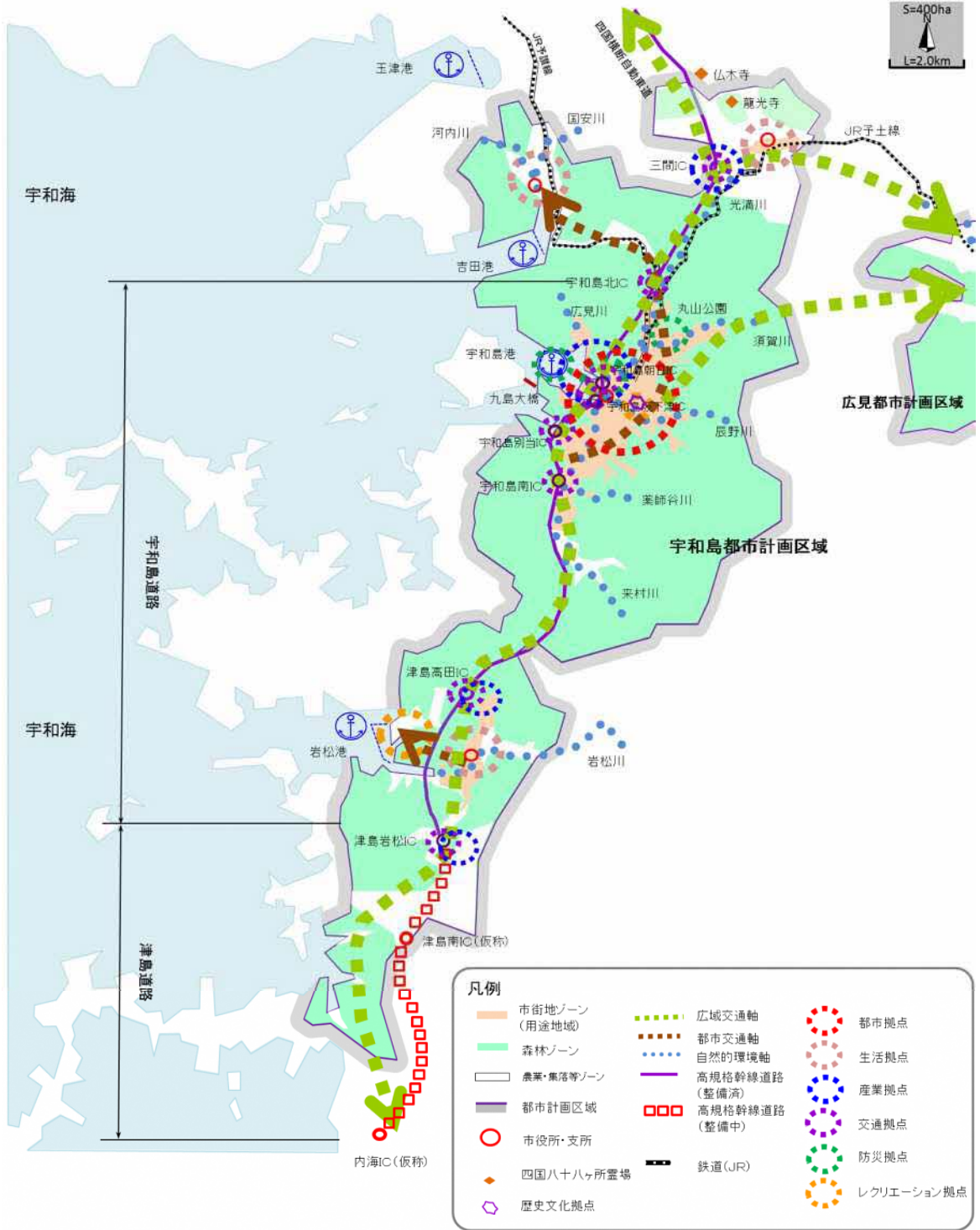
<p>土地利用の方向</p>	<p>◇市街地区域：地域市街地</p> <ul style="list-style-type: none"> ○吉田地域における支所・商店街・病院周辺の生活と景観、歴史文化が融合した土地利用、三間地域における支所・学校・伊予宮野下駅周辺の生活と田園環境が調和した土地利用、津島地域における岩松川を挟んだ支所・病院・商店街周辺の生活と歴史的な町並みを生かした土地利用を推進 ○空き地、空き店舗の利活用や、公共交通の再編・見直しなど、人口密度の低下防止に配慮した土地利用を推進 <p>◇居住区域：市街地区域以外の住宅地や集落地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活環境施設の維持及び市街地区域を結ぶ公共交通の確保・維持・検討に努め、住民が安心して豊かに暮らすことができる土地利用を推進 ○移住体験、空き家情報の発信など、移住者にやさしいまちづくりを視野に入れた土地利用を推進 <p>◇農業生産区域：吉田・宇和島地域を中心とする宇和海沿岸部の柑橘栽培地域、三間・津島地域を中心とする内陸部の水田地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地、農道、水利施設等の農業生産基盤を整備し、持続可能な農業環境の保全に努めるとともに、担い手不足や消費者ニーズ等の課題に対応するため、時代に即した土地利用を推進 <p>◇森林区域：東部を中心</p> <ul style="list-style-type: none"> ○林道の開設、改良整備をはじめ、計画的な植樹、間伐による持続可能な森林環境を保全するとともに、担い手不足や、放置された森林等の課題に対応するため、有効的な木材の利用及び森林の総合的な土地利用を推進 <p>◇臨海区域：西部一帯（宇和海沿岸及び離島を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○港湾、漁港、漁場の整備を進めるとともに、新魚市場を整備し、生産から流通まで、安全・安心な水産物の供給に努める ○水産業や良好な釣り場として、自然豊かな海域の保全に努める <p>■観光・歴史・文化交流拠点の土地利用の方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宇和島城、天赦園、伊達博物館などの魅力的な地域資源や四国横断自動車道の宇和島朝日、三間、津島高田インターチェンジ周辺にある道の駅などの交流拠点の活用を図る広域的な土地利用を推進
----------------	--

2)宇和島都市計画区域マスタープラン

策定年次	2011年10月（改訂：2018年3月）
目標年次	おおむね20年後（具体的な整備目標：おおむね10年以内）
まちづくりの課題	<p>■宇和島都市計画区域に求められている課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市活力の再生と持続可能な都市経営 ○中心市街地の交通ネットワーク及び都市機能の充実・運営 ○港湾やインターチェンジのポテンシャル等を活かした産業の活性化 ○自然的環境の保全とそれを活かした観光・レクリエーション機能の有効活用 <p>■広く社会に求められる課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心・快適なまちづくり ○人や環境にやさしいまちづくり
まちづくりの目標	○リアス式海岸や森林の豊かな自然環境の中で育まれた健康増進のためのレクリエーション機能、個性的な文化・歴史環境と共生しつつ、活力ある産業機能と快適な居住機能の連携のとれた、四国西南地域の中核を担うまちづくりを目指す
まちづくりの方針	<ul style="list-style-type: none"> ○集約型都市構造と農林水産業との調和がとれた良好な土地利用形成 ○区域内及び周辺都市との連携促進と安心で快適な都市活動を支える都市施設整備 ○中心市街地における都市拠点の再構築と周辺における良好な市街地環境形成のための面的整備 ○リアス式海岸等の豊かな自然的環境と調和したレクリエーション空間の整備・保全・活用 ○災害に強いまちづくりの推進
地域ごとの市街地像	<p>■圏域の中心となる都市拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宇和島城の周辺にある宇和島駅周辺地区や新内港周辺地区、天赦公園周辺地区については、圏域の中心となる都市拠点として位置づけ、行政、教育文化、商業、医療・福祉、観光・交流機能等の高次都市機能と居住機能を配置し、その機能充実を図る <p>■日常生活の中心となる生活拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○吉田・三間・津島地域における各支所が立地している一帯の中心地区については、生活拠点として位置づけ、日常生活の便民施設の立地と居住環境の充実を図る <p>■工業や流通業務等の中心となる産業拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宇和島湾の臨海部、四国横断自動車道の三間インターチェンジ周辺並びに宇和島道路の津島高田及び津島岩松インターチェンジ周辺については、工業及び流通業務の中心的役割を果たす産業拠点として位置づけ、機能強化を図る。また、九島架橋を契機とした交流人口の増加を踏まえて、坂下津・戎山地区等については、地域産業の振興を図る

<p>地域ごとの市街地像</p>	<p>■鉄道駅や港湾の交通結節機能を持つ交通拠点</p> <p>○四国横断自動車道の三間、宇和島道路の宇和島朝日、宇和島南、津島高田等の各インターチェンジ、JR 宇和島駅及び重要港湾である宇和島港を交通拠点として位置づけ、交通結節機能の充実を図る</p> <p>■地域の個性を形成する歴史文化拠点</p> <p>○史跡として指定されている宇和島城のある城山公園を歴史的文化拠点として位置づけ、歴史を感じる個性ある拠点形成を図る</p> <p>■災害時の避難所や活動の中心となる防災拠点</p> <p>○災害時における情報伝達、避難収容、物資の集積等の防災業務の中心となる庁舎、学校、公民館、病院、社会福祉施設等については、防災上の拠点として位置づけ、災害時の避難所及び福祉避難所としてそれぞれの防災業務に応じた機能強化を図る</p> <p>○災害時の海上から物資輸送拠点として、宇和島港大浦及び坂下津、新内港地区を位置づけ、耐震強化岸壁、緑地等の防災機能の充実を図る</p> <p>○丸山公園を防災拠点として位置づけ、災害時の防災活動拠点等としての機能強化を図る</p> <p>■地域資源を活用したレクリエーション拠点</p> <p>○南予レクリエーション都市公園については、観光拠点としての充実を図りつつ、自然的環境との調和を図り、レクリエーション施設としての機能拡充を図る</p> <p>■良好な住環境を備えた市街地ゾーン</p> <p>○前記以外の市街地部については、ゆとりある居住地として、沿道の住環境の維持・改善と自然的環境と調和した良好な住環境の形成を図る</p> <p>■自然と生活が共生する農業・集落等ゾーン</p> <p>○郊外部については、自然的環境である優良な農地の保全を図るとともに、既存集落の生活環境の維持・改善に努め、自然と生活の共生を図る</p> <p>■都市生活に潤いを与える自然的環境ゾーン（森林ゾーン、自然的環境軸）</p> <p>○宇和海のリアス式海岸、四国山地につながる市街地背後の森林については、都市生活に潤いを与える大切な自然的環境として、適切な保全、活用を図る</p> <p>○都市内を流れる須賀川や辰野川等の主要な河川については、都市生活に潤いを運ぶ大切な自然的環境軸として、その機能の保全、活用を図る</p> <p>■周辺都市及び区域内の拠点をつなぐ交通軸（広域交通軸、都市交通軸）</p> <p>○他の都市計画区域等を結ぶ四国横断自動車道、津島道路の整備を推進するとともに、本都市計画区域内をつなぐ国道 56 号等の幹線道路を広域交通軸として、その整備、充実を図る</p> <p>○各種拠点を結ぶ主要地方道宇和島下波津島線等については、広域交通軸を補完する都市交通軸として、その整備、充実を図る</p>
------------------	---

宇和島
都市計画区域
イメージ図

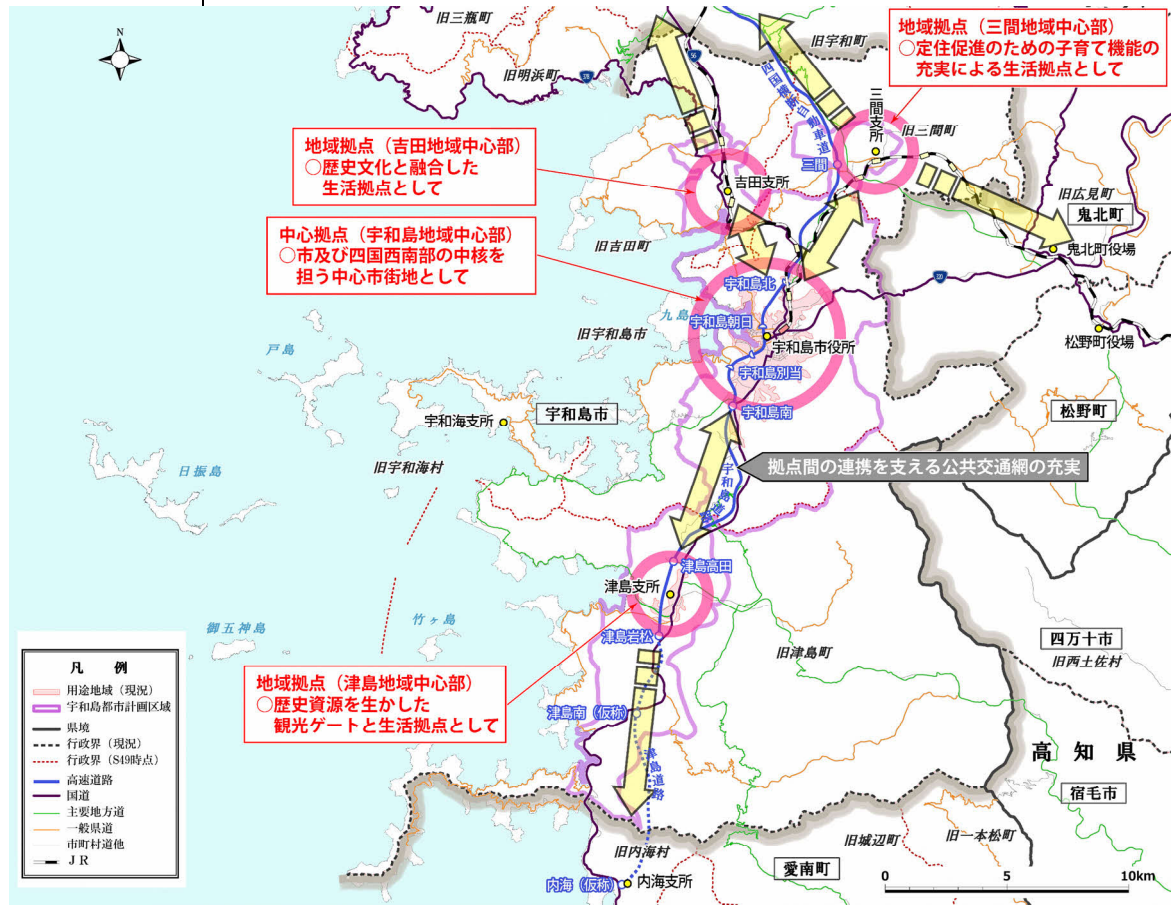


2. 関連計画

1) 宇和島市立地適正化計画

策定年次	2017年3月（改訂：2019年3月、2020年3月）
目標年次	計画期間：20年間 目標年次：2038年度
まちづくりの方針	地域の特性とコミュニティ力を生かした安心で健康なまちづくり －四国西南地域の中核を担う 自立・共生・協働のコンパクトシティー
施策の展開	<p>■人口密度の維持及び生活利便性の維持・充実に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中心拠点及び各地域拠点の地域性に応じた都市機能誘導施設（商業、医療、福祉、子育て支援などの日常生活サービス施設）の維持・充実 ○拠点間及び拠点と集落間とを結ぶ公共交通の維持・充実 ○日常生活サービス施設の集約及び効率的な利用を進めるための土地利用「都市機能誘導区域」の導入 ○都市機能誘導区域へ都市機能誘導施設を立地誘導するための施策の導入及び建築等の届出制度の運用 ○人口密度の維持及び日常生活サービス施設の維持を図るための土地利用「居住誘導区域」の導入 ○居住誘導区域へ居住を誘導するための施策の導入及び建築等の届出制度の運用 <p>■災害に対する安全性の確保に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い地域への新たな居住を抑制する土地利用「居住誘導区域」の導入 ○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」において位置づける都市機能誘導施設の耐震・耐水・耐浪化の推進（促進） ○本庁舎の耐震改修、津島支所の改築、災害発生時における防災拠点（三間支所）としての設備の充実 ○防災マップ及び須賀川ハザードマップ等の更新 ○中心市街地や津島・吉田地区の既成市街地をはじめとする津波浸水想定区域における津波避難ビルの指定促進及び津波避難に対する民間施設整備や耐震診断等への補助 ○地震・津波、大雨などの自然災害に対する避難場所・避難経路の確保、誘導標識の設置と「宇和島市津波避難計画」等による避難訓練の実施 ○コミュニティ FM 放送を活用した災害情報伝達の充実 ○携帯端末等を活用した災害情報伝達の充実 ○地域コミュニティを核とした防災・減災意識の醸成

目指すべき将来都市構造



目標値の設定及び計画の評価	指標	現状値	目標値 (2038年度)
	居住誘導区域の人口密度	51.1 人/ha 2010年 (国勢調査より)	40.0 人/ha
	中心市街地の歩行者数 (中心市街地(駅前通り)の歩行者数)	778 人 2012年 (現地調査より)	約 850 人 (現状値の 1.10)

2)宇和島市地域公共交通網形成計画



<p>計画の目標と位置づける事業</p>	<p>【基本方針 1】 日常の移動に使える地域公共交通網形成</p> <p>【1-1】 公共交通の分かりやすさの向上</p> <p>①公共交通マップ、乗継時刻表の整備</p> <p>②乗り方教室、交通安全教室を通じた利用促進</p> <p>③路線の案内方法・情報発信方法の改善</p> <p>④イベント時等での公共交通利用を促進する情報発信方法の検討</p> <p>⑤免許返納に向けた取組</p> <p>【1-2】 公共交通の使いやすさの向上</p> <p>⑥交通結節点・乗継拠点の整備</p> <p>⑦地域でバス等の待合空間を整備・維持管理できる仕組みの構築</p> <p>⑧バリアフリー化への対応</p> <p>⑨モビリティ・マネジメントの実施</p> <p>【1-3】 移動ニーズに合わせた交通網への再編</p> <p>⑩タクシー活用制度の構築</p> <p>⑪バス路線網の再編</p> <p>⑫地域主体で行うコミュニティバス等の取組を支援する仕組みの構築</p> <p>【基本方針 2】 地域の変化に合わせ、関係者が連携し、地域公共交通を継続して見直す</p> <p>【2-1】 地域で支える仕組みの構築</p> <p>⑬公共交通利用状況の広報に関する取組の実施</p> <p>【2-2】 地域公共交通網の持続性の確保</p> <p>⑭必要な路線への支援体制の検討</p> <p>⑮運転士確保に向けた取組の実施</p> <p>⑯市の施策検討における交通事業者の参画に向けた仕組みの構築</p> <p>⑰公共交通の利用者の意見を聞く場の創設</p> <p>⑱公共交通機関の役割分担と連絡調整に関する場の創設</p>
----------------------	---

3)宇和島市地域防災計画

修正年次	2019年8月
計画の目的	<p>○災害対策基本法第42条の規定に基づき、宇和島市の地域にかかる災害対策について定め、これを推進することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする</p> <p>○災害対策においては、市、県、近隣市町、防災関係機関、民間事業者、市民それぞれが役割を分担し、相互に連携、協力して防災活動に積極的に取り組むことが重要であり、この計画に基づき、その実践を促進する</p>
計画の性格	<p>○市の地域にかかる防災に関し、市の処理すべき事務または業務を中心として、防災関係機関等が処理する事務または業務を包含する総合的かつ基本的な計画であり、必要があると認められた時は防災会議において修正を行う</p>
計画の構成	<p>■宇和島市地域防災計画の構成</p> <p>○総論、風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編及び資料編で構成</p> <p>■各編の構成</p> <p>(1) 第1章 災害予防計画</p> <p>(2) 第2章 災害応急対策</p> <p>(3) 第3章 災害復旧・復興対策</p>
令和元年度の修正	<p>○平成29年7月九州北部豪雨の課題や教訓を踏まえた国の防災基本計画の修正、平成30年7月豪雨災害検証により取りまとめた課題及び対応を踏まえ、市の防災・減災対策を推進するため実施</p> <p>(1) 国の法改正や計画の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正 ・防災基本計画の修正 ・水防法、土砂災害防止法等の改正 ・避難勧告等に関するガイドラインの改正 <p>(2) 愛媛県の計画の修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛媛県地域防災計画の修正 <p>(3) 平成30年7月豪雨に関する対応検証を踏まえた修正</p> <p>○避難勧告等の発令状況における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の判断・伝達、情報の収集 <p>○市民の避難等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の避難行動 ・情報伝達の充実 ・市民の防災意識高揚対策

令和元年度の 修正	<ul style="list-style-type: none">○災害関連死対策<ul style="list-style-type: none">・要支援者対策○市の対応について<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部事務分掌の見直しと業務カテゴリー（チーム体制）構築・受援体制の構築・企業支援受け入れ態勢の構築・被害状況等の収集と二次災害対策・指定避難所・指定外避難所対策・物資供給体制の整備と災害時の輸送対策・応急仮設住宅の対応・廃棄物処理体制の確保
--------------	---

4)宇和島市国土強靱化地域計画

策定年次	2021年3月
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○人命の保護が最大限図られること ○市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ○市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること ○被害の迅速な復旧復興が図られること
基本的な方針	<p>■地域特性等を踏まえた施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市における気候・地形等の特徴や災害リスク等をはじめとして、少子高齢化や人口減少、過疎化など本市の状況を踏まえ、長期的な観点から計画的に取組みを推進する <p>■効率的・効果的な施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国や県、県内の市町、市民や事業者等と連携し、一体となって取組みを進めていくほか、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、限られた財源を有効に活用するために施策の重点化を図るなど、効率的かつ効果的に取組みを進める <p>■他計画との調和</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本市の他の計画等と調和を図るとともに、強靱化に資する地域活性化の観点を踏まえ、総合的に取組みを進める
対象とする自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ○風水害 ○南海トラフ巨大地震
事前に備えるべき目標	<ol style="list-style-type: none"> (1) 直接死を最大限防ぐ (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する (3) 必要不可欠な行政機能は確保する (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する (5) 経済活動を機能不全に陥らせない (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備

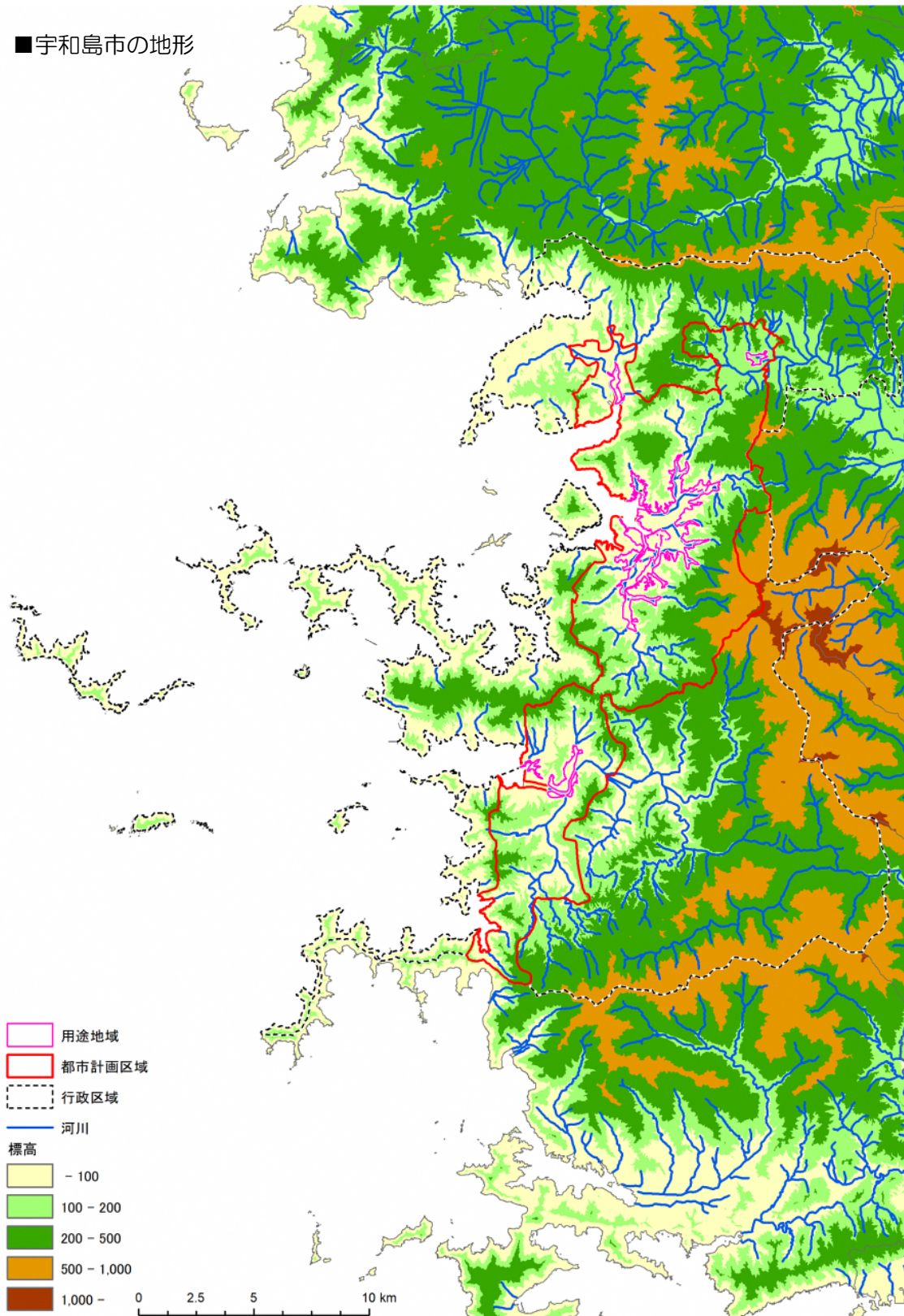
第2章 都市の現況整理

1.自然および土地利用の現状

1)地形、水系

- 本市は四国西南地域に位置しており、西部は宇和海に面し、東部は四国山地に接している。平地が少なく、海岸部はリアス式海岸、内陸部も四国山地の支脈が多く急峻な地形を形成しており、その地形を活かした段畑等の文化的な景観も随所にみられる。
- 本市内に流れる河川は、渡川水系に属する一級河川三間川のほか、多数の二級河川が流れている。

■宇和島市の地形



資料：国土
数値情報

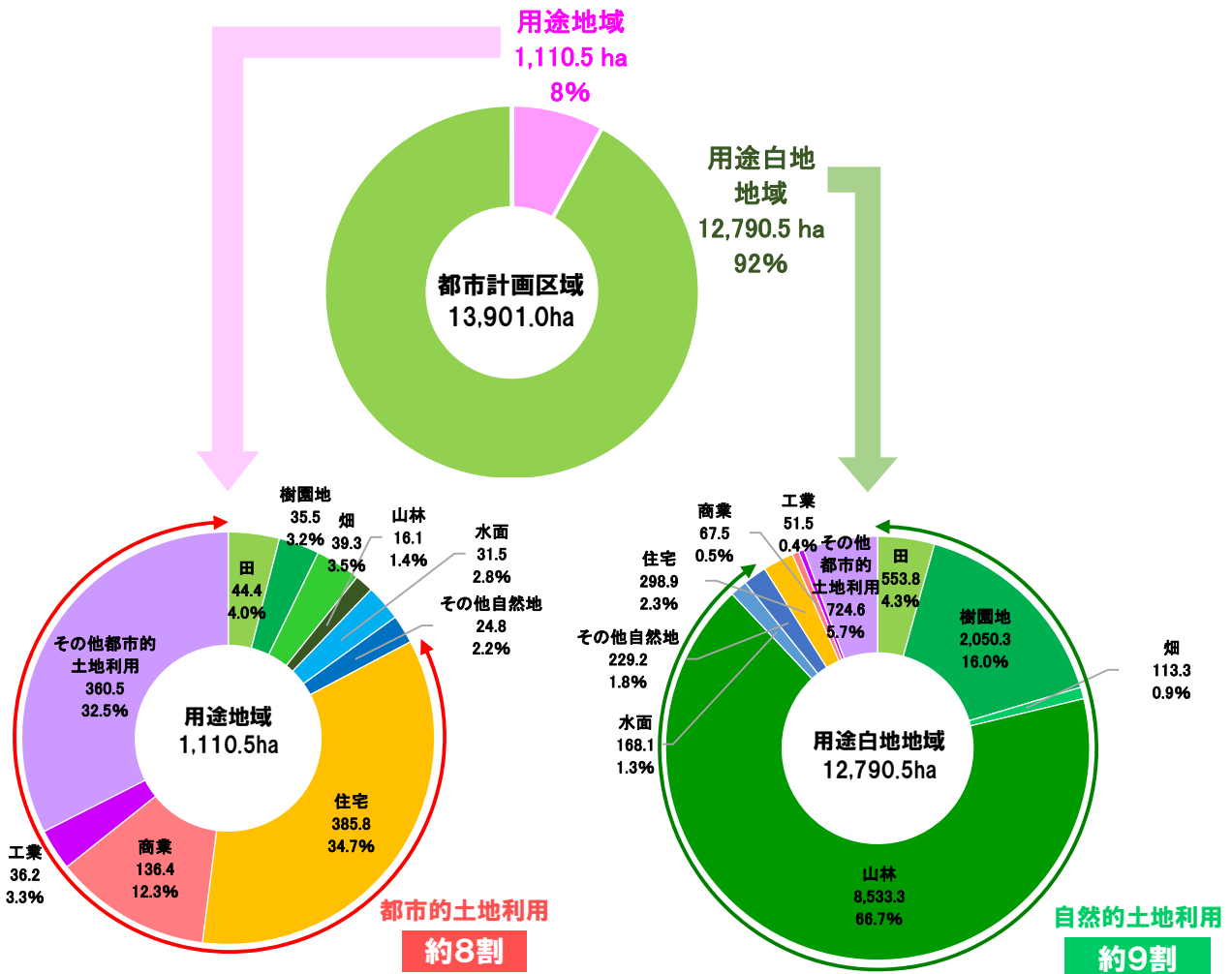
2)土地利用現況

- 行政区画面積は 468.19 km²で、そのうち都市計画区域に指定されている面積は 139.0 km²であり、行政区画の 3 割を占める。
- 都市計画区域においては、自然的土地利用が 9 割近くを占める。
- 用途地域の指定面積は 11.1 km²で、都市計画区域の 8%にとどまり、用途地域内では都市的土地利用が 8 割を占める。用途白地地域の面積は 127.9 km²で、都市計画区域の 92%を占め、用途白地地域での都市的土地利用は 1 割弱である。

■都市計画区域内の土地利用状況

単位：ha

区分	自然的土地利用							小計	都市的土地利用					小計	合計
	農地			山林	水面	その他自然地	宅地			その他都市的土地利用					
	田	樹園地	畑				住宅		商業		工業				
用途地域	44.4	35.5	39.3	119.2	16.1	31.5	24.8	191.6	385.8	136.4	36.2	558.4	360.5	918.9	1,110.5
用途白地地域	4.0%	3.2%	3.5%	10.7%	1.4%	2.8%	2.2%	17.3%	34.7%	12.3%	3.3%	50.3%	32.5%	82.7%	100.0%
	553.8	2,050.3	113.3	2,717.5	8,533.3	168.1	229.2	11,648.1	298.9	67.5	51.5	417.8	724.6	1,142.4	12,790.5
都市計画区域	4.3%	16.0%	0.9%	21.2%	66.7%	1.3%	1.8%	91.1%	2.3%	0.5%	0.4%	3.3%	5.7%	8.9%	100.0%
	598.2	2,085.8	152.6	2,836.7	8,549.4	199.6	254.0	11,839.7	684.7	203.9	87.7	976.2	1,085.1	2,061.3	13,901.0
	4.3%	15.0%	1.1%	20.4%	61.5%	1.4%	1.8%	85.2%	4.9%	1.5%	0.6%	7.0%	7.8%	14.8%	100.0%

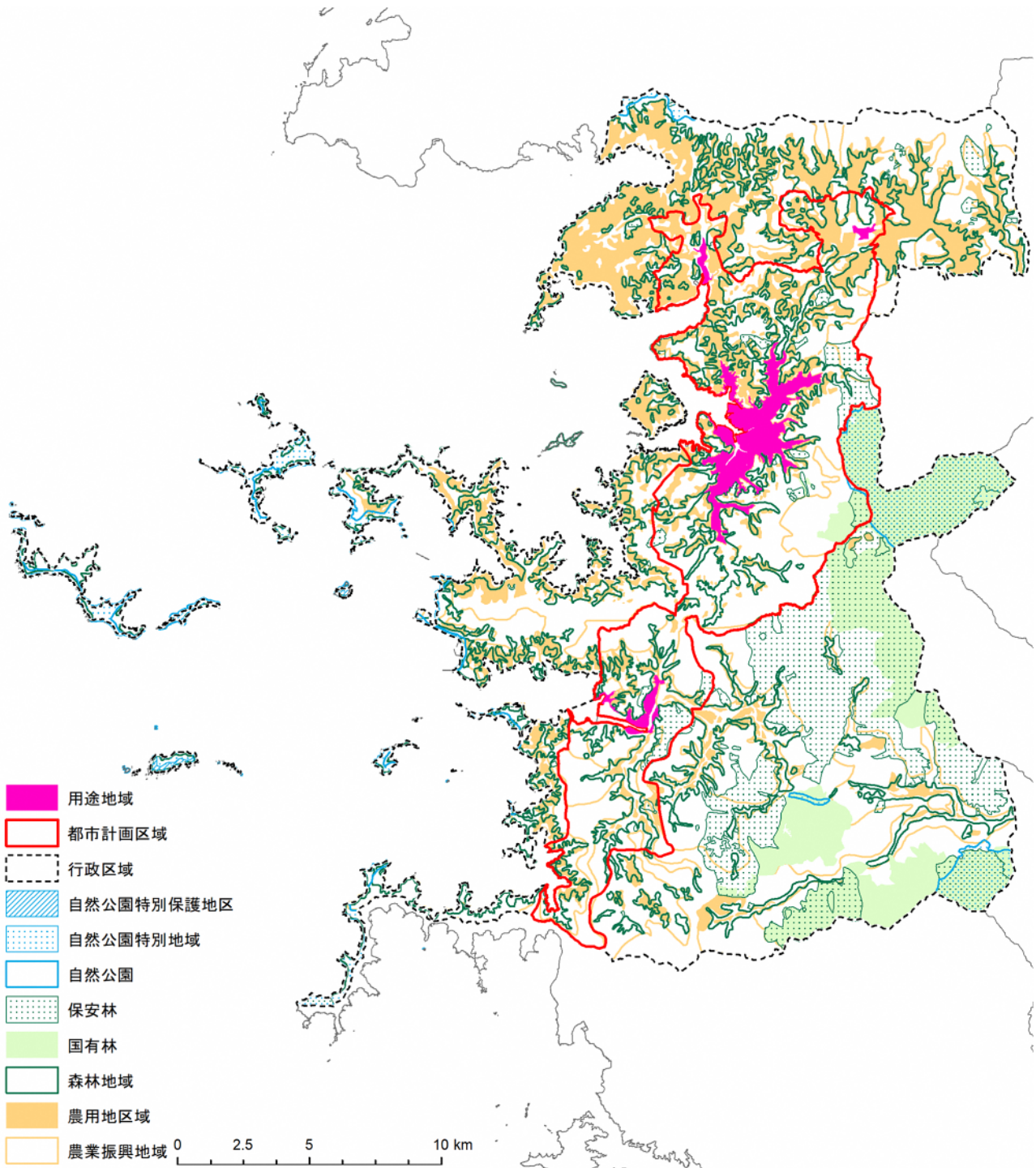


※各土地利用の面積は、宇和島都市計画基礎調査 2013（平成 25）年度の結果を基に、都市計画決定（2021（令和 3）年 4 月 1 日現在）された用途地域の面積比に合わせて按分している。

3)土地利用規制等

- 都市計画区域は、臨海部に面した平地を中心に指定されているほか、農業振興地域は一部の山間部を除いて広く指定されている。
- 森林地域は、市域全体にわたって広く指定され、県境付近は保安林に指定されている。
- 自然公園区域は、半島部、島しょ部および山間部に指定され、保安林の一部が特別地域に指定されている。

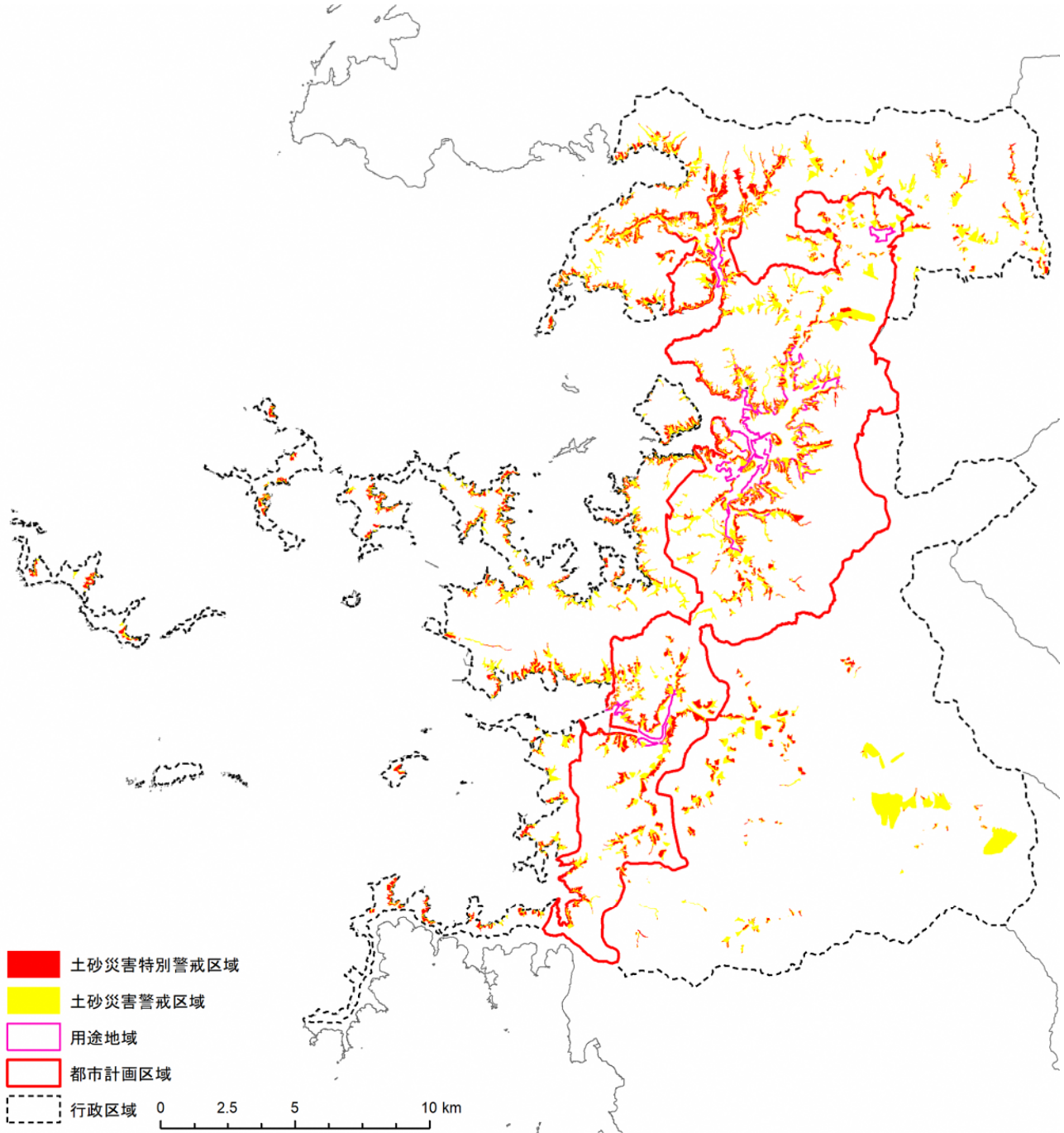
■土地利用状況図



資料：宇和島都市計画基礎調査（2013（平成25）年度）

○土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域は、主に急峻な山地部に位置するが、用途地域内や縁辺部にもみられる。

■土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域



資料：えひめ土砂災害情報マップ（2021（令和3）年3月16日告示）

2.社会・経済の動向

1)都市形成の沿革

- 宇和島城の天守が現在の地に建造されたのは1601（慶長6）年藤堂高虎築城の時とされている。高虎が今治に転封となり、のちに1615（元和元）年仙台藩伊達政宗の長子秀宗が宇和島に入封した。その後一部を吉田藩に分知し、独自の文化を築いた。
- 1871（明治4）年廃藩置県により宇和島県、吉田県となり、同年大洲県、新谷県を合わせて宇和島県とされた。
- 1873（明治6）年愛媛県に属することとなり、1889（明治22）年の市町村制実施により宇和島町が施行された。
- その後、昭和の大合併を経て、1954（昭和29）年三間町、1955（昭和30）年津島町がそれぞれ施行された。1974（昭和49）年には宇和島市が宇和海村を編入した。
- 2005（平成17）年には、平成の大合併により宇和島市、吉田町、三間町、津島町が合併し、現在に至っている。

■宇和島市の変遷（明治期以降）



宇和島

- 明治22年 宇和島町制を実施
- 大正6年 丸穂村を編入
- 大正10年 八幡村と合併
- 昭和9年 九島村を編入
- 昭和30年 高光村・三浦村を編入
- 昭和32年 来村を編入
- 昭和49年 宇和海村を編入

吉田

- 明治22年 町村制実施
吉田町が誕生
- 昭和13年 吉田町が立間尻村と合併
- 昭和30年 喜佐方村、立間村、
東宇和郡玉津村、奥南村、
高光村（知永地区）と合併

三間

- 明治22年 町村制実施
成妙村、三間村、
二名村が誕生
- 昭和29年 成妙村、三間村、
二名村合併により三間町が誕生
- 昭和33年 是延地区を編入

津島

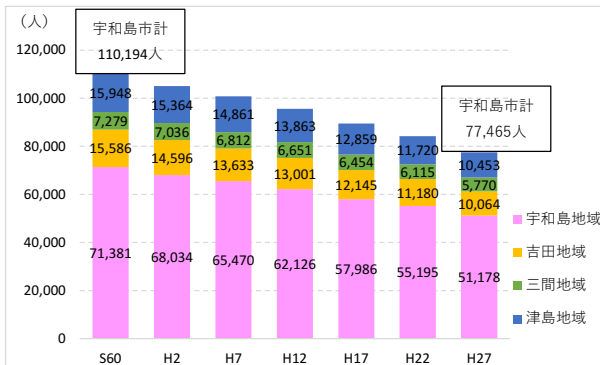
- 明治23年 津島村、清満村
畑地村、下灘村
北灘村の5村が設立
- 明治28年 津島村から岩松村と高近村が分村
- 明治32年 御槇村が誕生
- 大正9年 岩松町制を実施
- 昭和13年 岩松村、高近村合併により岩松町が誕生
- 昭和30年 岩松町、清満村
御槇村、畑地村
下灘村、北灘村の1町5村が合併

資料：宇和島市教育委員会「宇和島の歴史と偉人と文化財」

2)人口・世帯

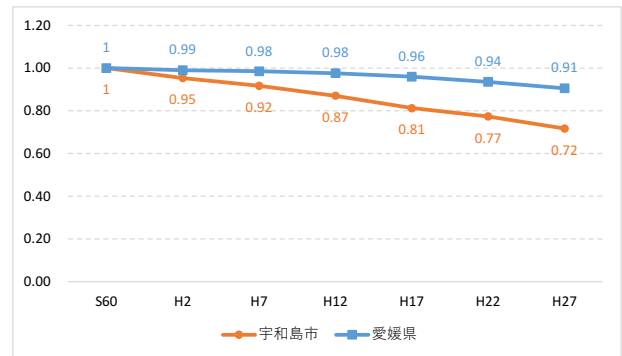
- 本市の人口は2015（平成27）年時点で77,465人である。人口推移の動向は県平均と比較すると、減少の割合が大きい。
- 地域別の世帯当たりの人員数は減少傾向で、年齢別の人口推移は高齢者が上昇傾向であり、少子高齢化が一層進行している。
- 高齢者を含む世帯構成率は上昇傾向にあり、2005（平成17）年以降、愛媛県と比較すると1割弱上回っている。

■地域別の人口推移

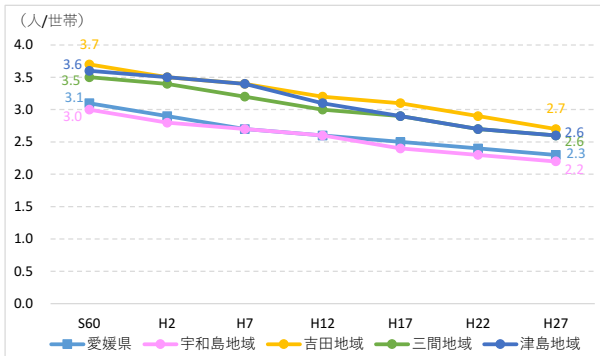


■人口推移

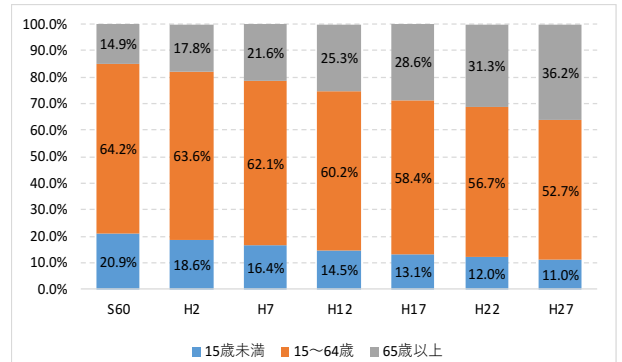
（基準年：1985（昭和60）年を1.00とする）



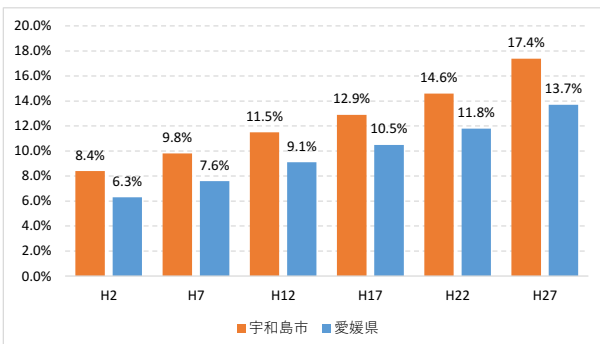
■地域別の世帯当たり人員数の推移



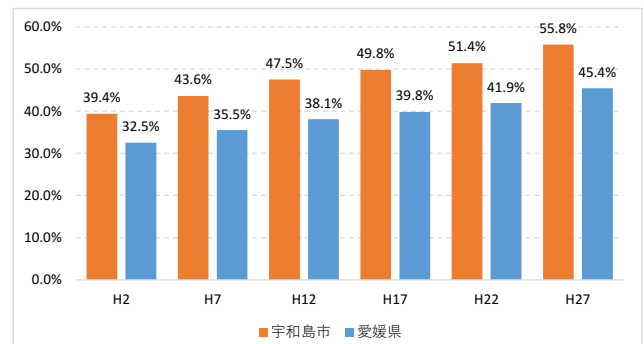
■年齢別の人口推移



■高齢者独居世帯構成率の推移



■高齢者を含む世帯構成率の推移



資料：国勢調査（2015（平成27）年）

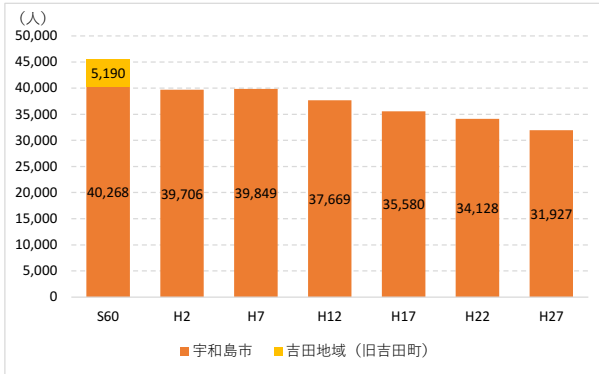
※高齢者独居世帯構成率 = 【65歳以上親族のいる一般世帯（世帯構成員一人）】 ÷ 【総世帯数】

※高齢者を含む世帯構成率 = 【65歳以上親族のいる一般世帯】 ÷ 【総世帯数】

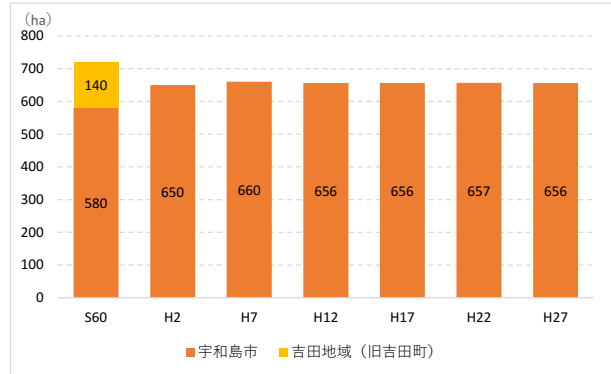
○2015（平成27）年の人口集中地区（以下、DIDとする。）の人口密度は48.7人/haで、県平均（48.0人/ha）を上回るが、人口減少から年々密度が低下している。

○愛媛県全体と本市ともに、人口密度が減少している。

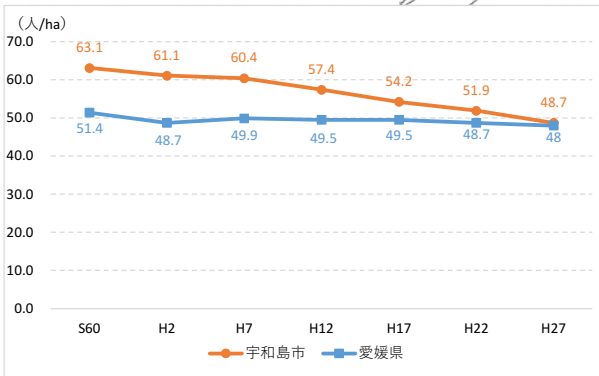
■DID人口の推移



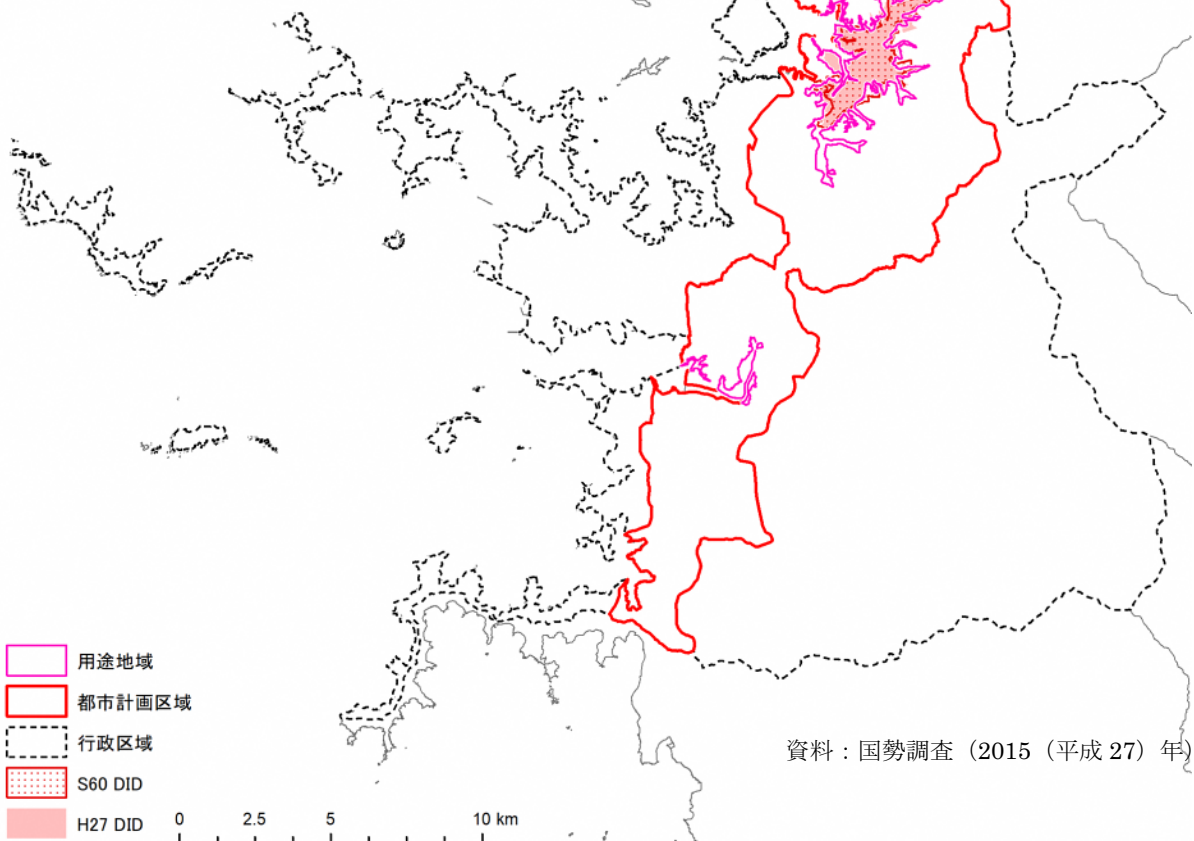
■DID面積の推移



■DID人口密度の推移



■DIDの変遷 (S60~H27)

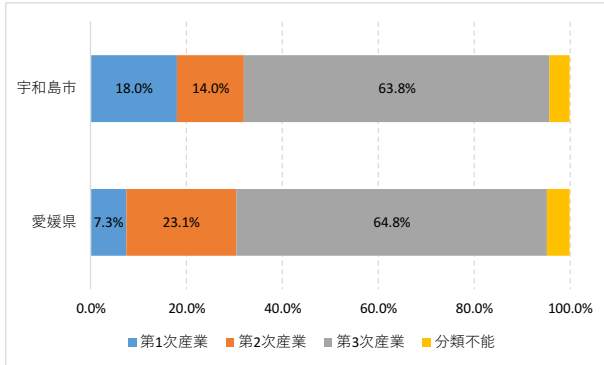


資料：国勢調査（2015（平成27）年）

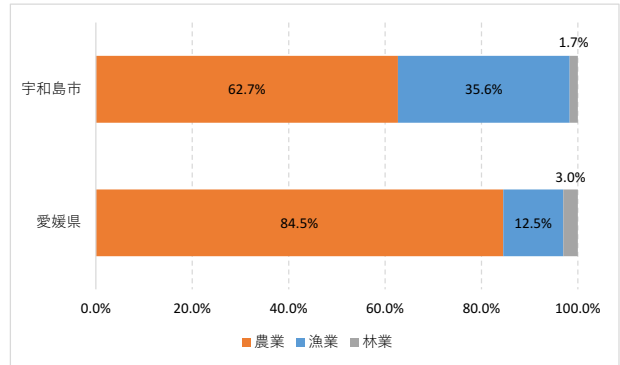
3) 就業構造・総生産

- 就業構造を愛媛県と比較すると、第1次産業の就業率が高く、第2次産業が低い。
- 第1次産業の内訳では、愛媛県と比較して漁業が35.6%と高く、農業が盛んであることが伺える。
- 一人当たりの総生産額および所得は、愛媛県の水準を1割以上下回る。

■ 産業別就業人口構成比

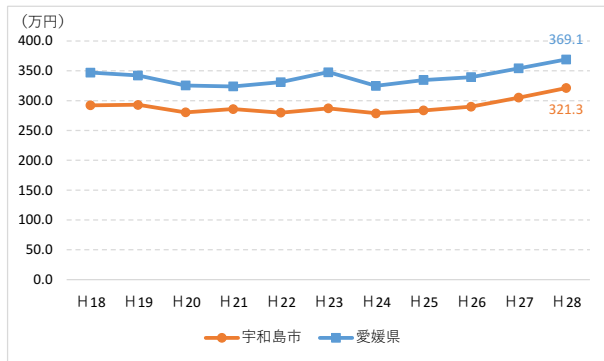


■ 第1次産業の就業人口内訳

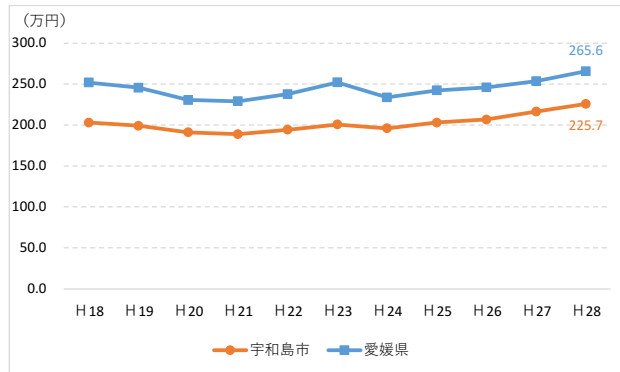


資料：国勢調査（2015（平成27）年）

■ 一人当たり総生産の推移



■ 一人当たり所得の推移



資料：愛媛県市民所得統計

4)日常生活圏

○昼夜間人口比では、夜間人口（常住地による人口）に対して、昼間人口（従業地・通学地による人口）における比率が高くなっている。

○就業者・通学者の状況では、西予市や鬼北町、愛南町等の周辺市町への流出と流入が多くなっている。

■昼夜間人口比

自治体名	夜間人口（常住地による人口） (人)	昼間人口（従業地・通学地による人口） (人)	昼夜間人口比
愛媛県	1,385,262	1,385,392	1.0001
宇和島市	77,465	78,314	1.0110

※夜間人口＝【常住地による人口】

※昼間人口＝【常住地による人口－周辺市町への流出口+周辺市町からの流入人口】

■就業者・通学者の状況（15歳以上の就業者・通学者）

常住地による 就業・通学者数 (人)	周辺市町への流出		従業地による 就業・通学者数 (人)	周辺市町からの流入		就業・通学者 比率 (従/常) (%)
	就業・通学者数 (人)	流出率 (%)		就業・通学者数 (人)	流入率 (%)	
39,667	3,027	7.63	40,471	3,766	9.31	102.0

	周辺市町への流出			周辺市町からの流入		
	市町名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町名	流入者数 (人)	流入率 (%)
第1位	西予市	776	1.96	鬼北町	1,131	2.79
第2位	鬼北町	726	1.83	西予市	840	2.08
第3位	愛南町	267	0.67	愛南町	531	1.31
第4位	大洲市	250	0.63	松野町	366	0.90
第5位	松山市	238	0.60	松山市	266	0.66

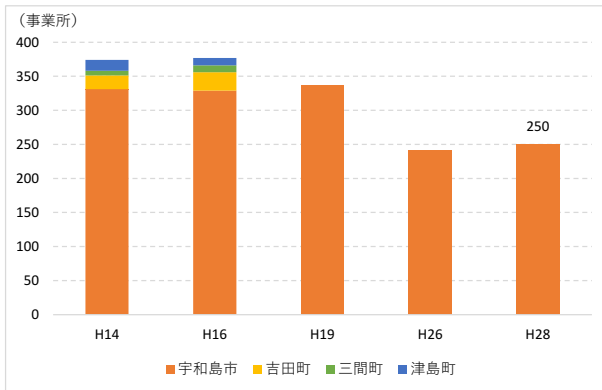
資料：国勢調査（2015（平成27）年）

5) 商業

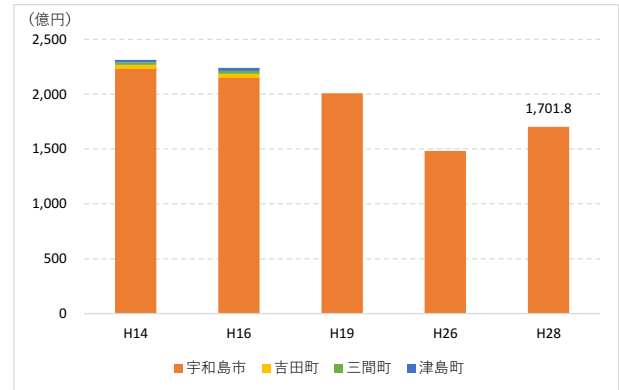
○2016（平成28）年の事業所数（卸売業）は250事業所、年間商品販売額は1,701.8億円であり、事業所数（小売業）は846事業所、年間商品販売額は834.2億円である。

○一人当たりの年間商品販売額の卸売業では、2007（平成19）年以降上昇傾向にあり、愛媛県の水準を上回っている。また、小売業においても2007（平成19）年以降上昇傾向にある。

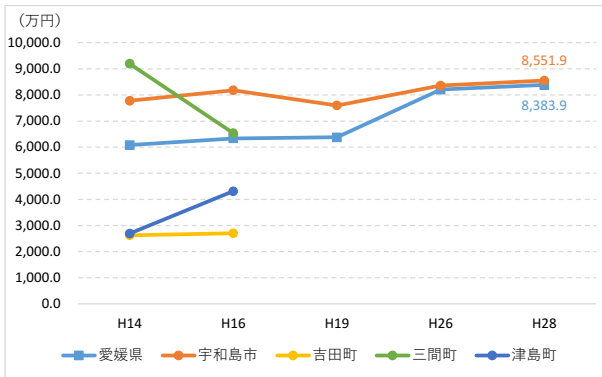
■事業所数の推移（卸売業）



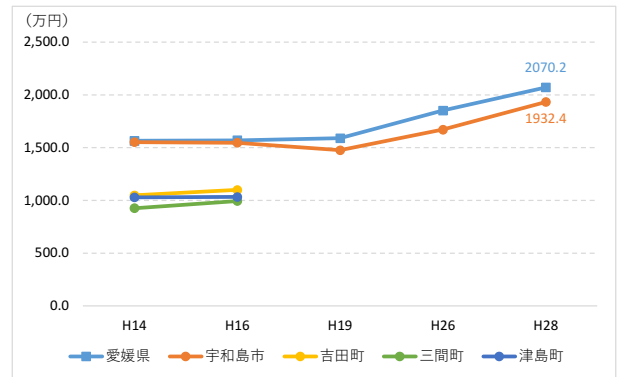
■年間商品販売額の推移（卸売業）



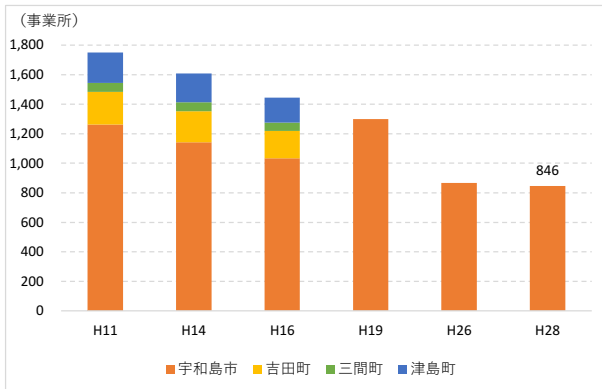
■一人当たり年間商品販売額（卸売業）



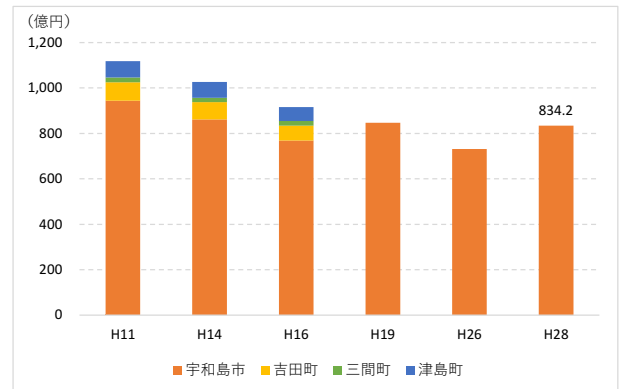
■一人当たり年間商品販売額（小売業）



■事業所数の推移（小売業）



■年間商品販売額の推移（小売業）



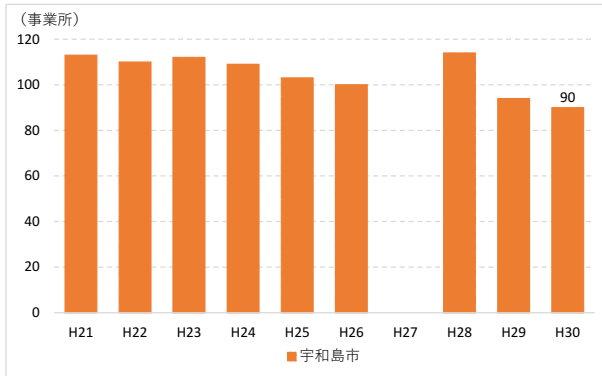
※商業統計調査については、2014（平成26）年から調査対象が変更されているため、経年変化をとらえる際には注意が必要である。

資料：商業統計調査

6) 製造業

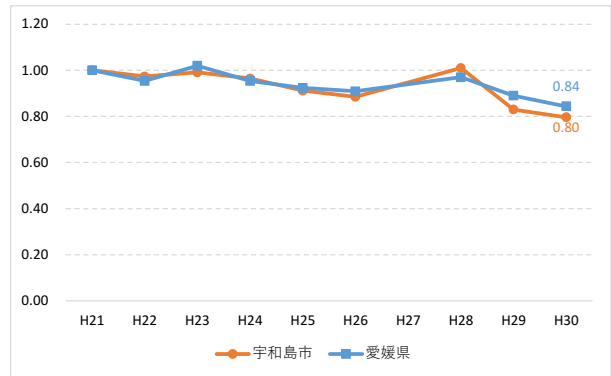
○事業所数は減少傾向にあるが、製造品出荷額等は横ばいである。事業所数や製造品出荷額等の推移を愛媛県のそれと比較しても大きな差異は生じていない。

■ 製造事業所数の推移

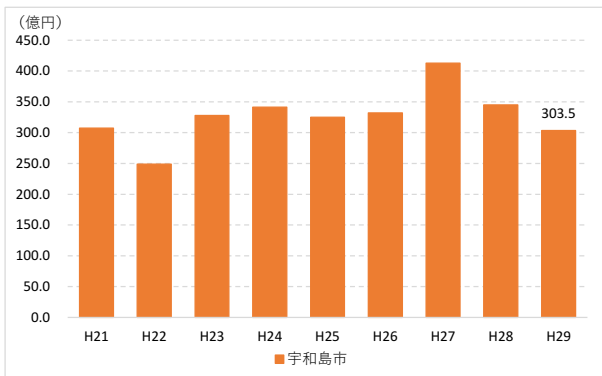


■ 製造事業所数の推移

(基準年：2009（平成21）年を1.00とする)

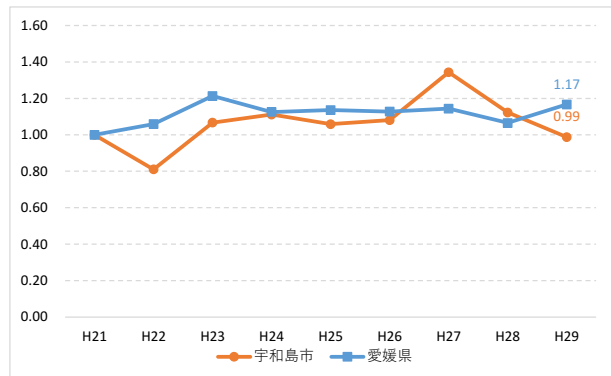


■ 製造品出荷額等の推移

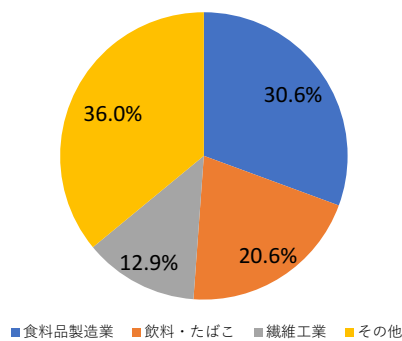


■ 製造品出荷額等の推移

(基準年：2009（平成21）年を1.00とする)



■ 製造品出荷額等の内訳



※2015（平成27）年は、工業統計調査に代わり、経済センサス活動調査が実施されている。また、2017（平成29）年以降は調査日の変更に伴い、事業所数と製造品出荷額等の集計年次はそれぞれ異なるので注意が必要である。

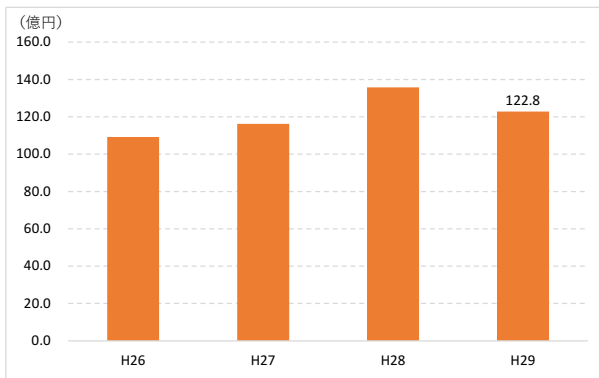
※製造品出荷額等の内訳では、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、100%を超える場合がある。

資料：工業統計調査

7) 農林水産業

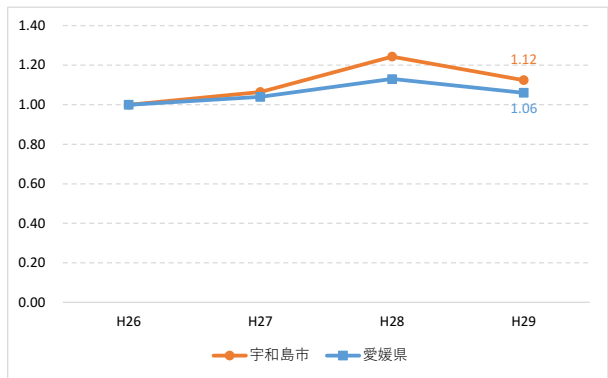
- 農業産出額の推移は、愛媛県と本市ともにほぼ横ばいである。
- 2010（平成22）年での本市の農家数は、3,584戸であり、2000（平成12）年以降微減傾向にある。
- 2010（平成22）年での本市の林家数は、2,569戸であり、2000（平成12）年以降微減傾向にある。
- 2018（平成30）年での本市の漁業経営体数と漁業就業者数は、2003（平成15）年以降減少傾向にある。

■ 農業産出額の推移



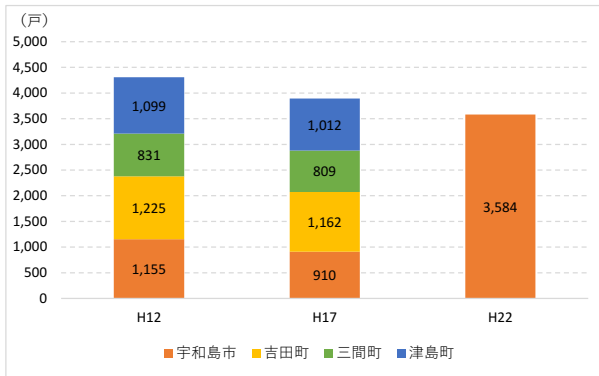
■ 農業産出額の推移

(基準年：2014（平成26）年を1.00とする)

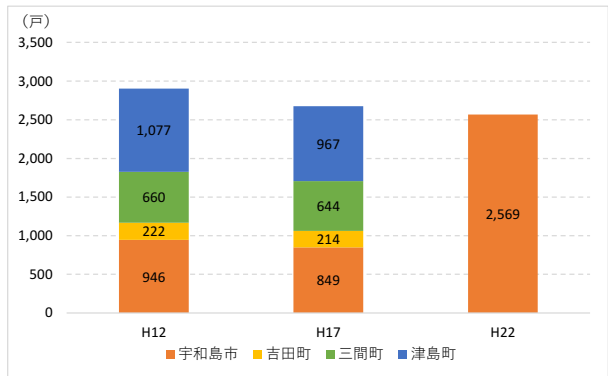


資料：生産農業所得統計

■ 農家数の推移

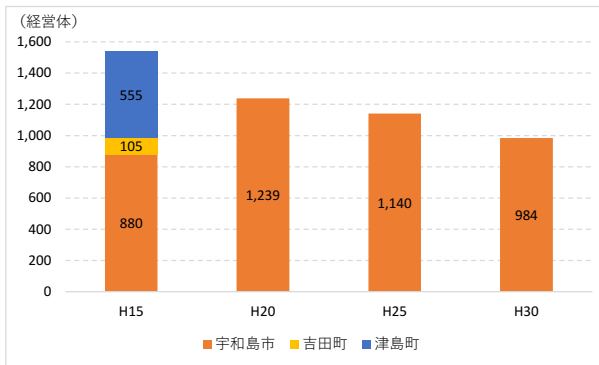


■ 林家数の推移

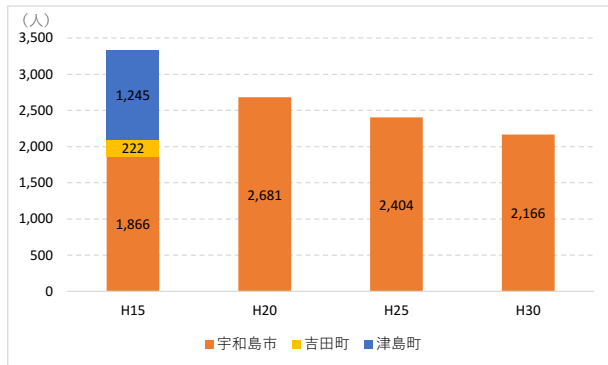


資料：農林業センサス

■ 漁業経営体数の推移



■ 漁業就業者数の推移

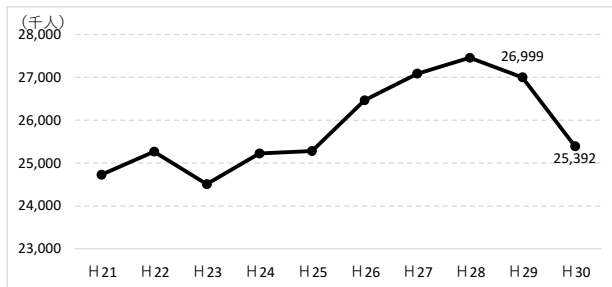


資料：漁業センサス

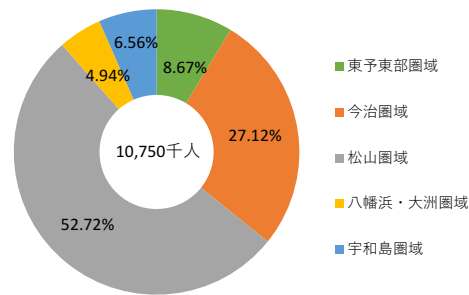
8) 観光

- 宇和島圏域（宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町）における観光客数は、2016（平成28）年までは増加傾向にあったが、2018（平成30）年は約20万人減少し、約273万人となった。これは平成30年7月豪雨が大きく影響している。
- 宇和島圏域の観光客数は愛媛県内5圏域内で最も少ない。（県外客は八幡浜・大洲圏域が最も少ない）

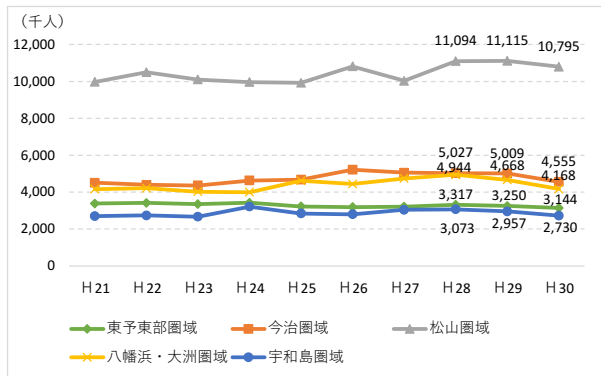
■観光客数の推移（愛媛県）



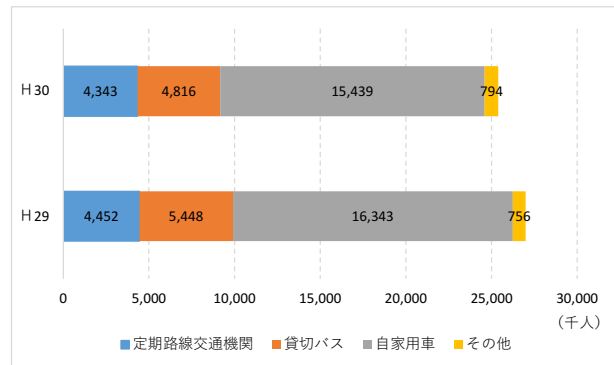
■県外観光客の受け入れ観光地



■地域別観光客数の推移



■利用交通機関別観光客数



資料：観光客数とその消費額（2018（平成30）年）

■観光マップ

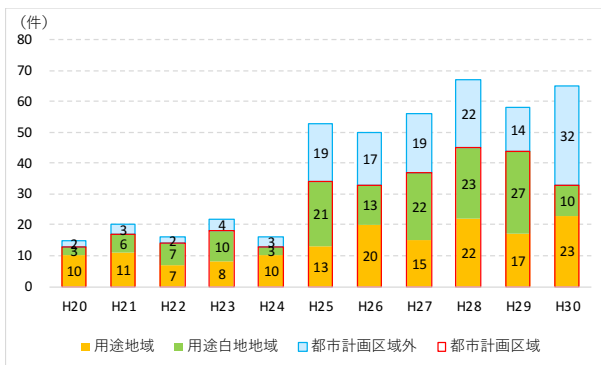


出典：宇和島市観光物産協会 HP

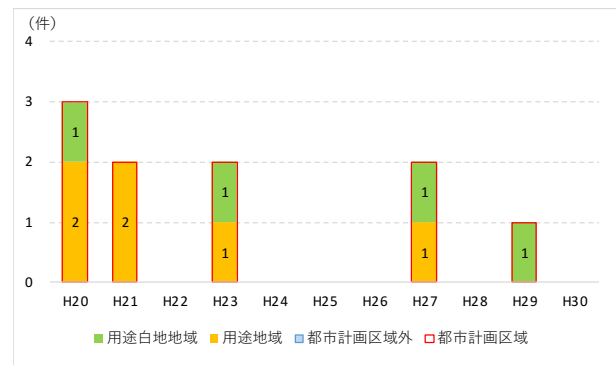
9)開発動向

- 都市計画区域内の農地転用状況は、2013（平成25）年以降増加傾向にある。
- 宅地開発状況は、2008（平成20）年以降減少傾向にある。

■農地転用状況



■宅地開発状況



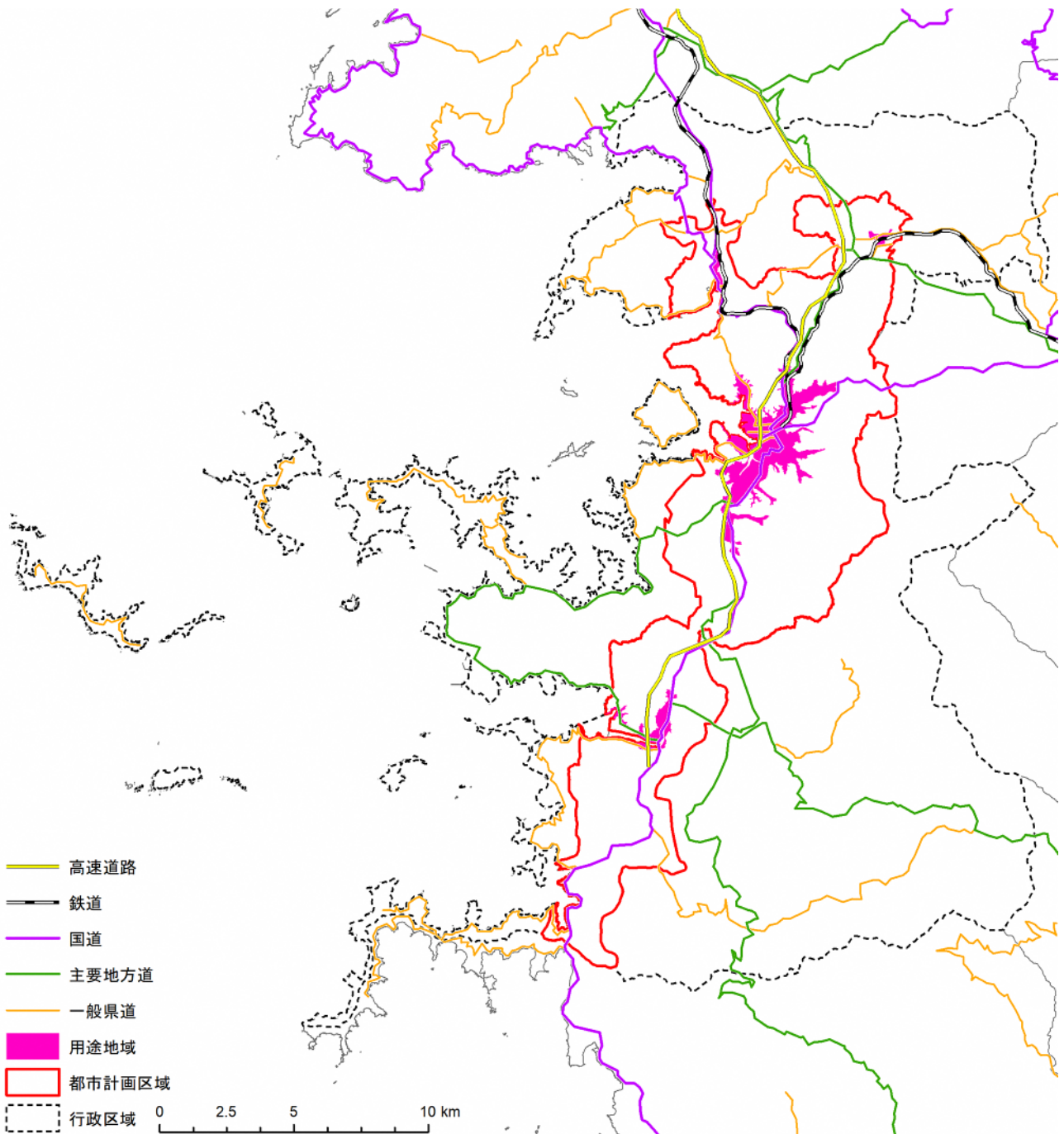
資料：宇和島都市計画基礎調査（2013（平成25）年度）および庁内資料

10) 交通基盤の整備状況

(1) 幹線道路

○四国横断自動車道（松山自動車道）と自動車専用道路である宇和島道路、そして国道56号により、南北の交通軸が形成されており、松山市方面等の他の都市圏との交流が進んでいる。

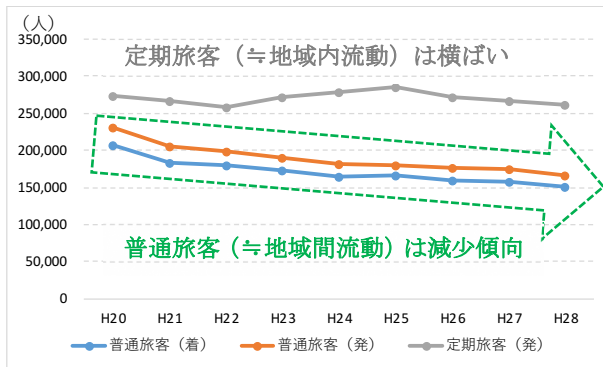
■ 交通体系



(2)公共交通網

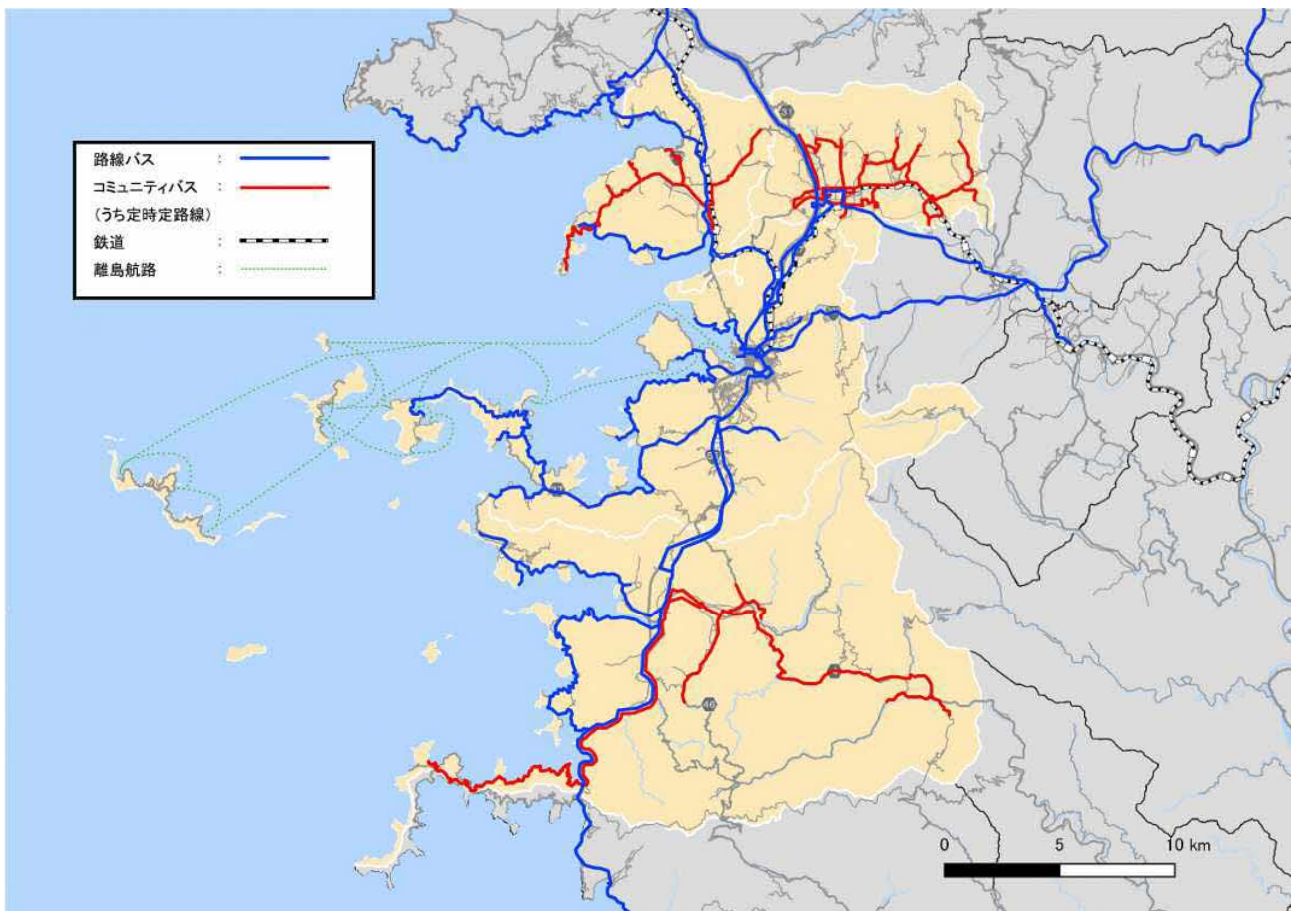
- 鉄道は、JR（予讃線、予土線）のみとなっており、宇和島駅以南には鉄道が通っていない。
- 交通結節点である JR 宇和島駅の乗降客数は、定期旅客は横ばいだが、普通旅客は減少傾向にある。
- 路線バス事業者は1社のみで、松山・道後に至る特急便・急行便が1日16往復運行している。
- コミュニティバスは、吉田地域や三間地域、津島地域の一部で運行されている。

■JR 宇和島駅の乗降客推移



資料：愛媛県統計年鑑

■公共交通網図



資料：庁内資料

3.都市計画の状況

1)土地利用

(1)都市計画区域

○本市では、行政区域面積の約3割が、一体の都市として総合的に整備・開発し、保全する必要がある宇和島都市計画区域に指定されている。なお、市街化区域・市街化調整区域の区域区分はされていない。

■都市計画区域の指定状況

都市計画 区域名称	都市計画区域	
	面積 ha	当初指定 年月日
宇和島	13,901	H23.10.21

注：R2.4.1現在 資料：えひめの都市計画2020（資料編）

(2)地域地区

○本市の地域地区は、用途地域のほかに、準防火地域、風致地区、駐車場整備地区、臨港地区が指定されている。

■用途地域

都市計画 区域名称	用途地域指定面積(ha)												
	1 低層	2 低層	1 中高	2 中高	1 住居	2 住居	準 住居	近 商	商 業	準 工	工 業	工 専	合 計
宇和島	100.8	-	31.8	68.0	498.3	-	-	99.7	72.6	203.6	12.2	23.5	1,110.5

注：R3.4.1現在

資料：庁内資料

■準防火地域

都市計画 区域名称	当初決定 年月日	最終変更 年月日	面積 ha
宇和島	S24.10.13	H9.12.24	85.0

注：R2.4.1現在 資料：えひめの都市計画2020（資料編）

■風致地区

都市計画 区域名称	当初決定 年月日	面積 ha	内訳	
			風致地区名	面積 ha
宇和島	H元.2.7	191.0	近家	191.0

注：R2.4.1現在

資料：えひめの都市計画2020（資料編）

■ 駐車場整備地区

都市計画 区域名称	当初決定 年月日	面積 ha	附置義務建築物の規模(m ²)	
			特定用途	非特定用途
宇和島	S52.4.2	101.5	1,000	3,000

注：R2.4.1現在

資料：えひめの都市計画2020（資料編）

■ 臨港地区

都市計画 区域名称	名称	港湾名	港格	面積 ha	当初決定 年月日	最終変更 年月日
宇和島	宇和島臨港地区	宇和島港	重要港湾	35.60	S40.3.24	R1.9.17
	岩松臨港地区	岩松港	地方港湾	0.70	H24.9.13	
	吉田臨港地区	吉田港	地方港湾	0.90	H24.9.13	

注：R2.4.1現在

資料：えひめの都市計画2020（資料編）

(3)地区計画

○本市では、地区計画が2地区、指定されている。

■ 地区計画

都市計画 区域名称	名称	位置	面積 ha	当初決定 年月日	目的
宇和島	宮下地区 地区計画	宇和島市宮下の一部	3.9	H7.7.17	用途有効利用
	中央町周辺地区 地区計画	宇和島市新町一丁目及び中央町 一丁目・二丁目地内	1.8	H7.7.17	用途有効利用

注：R2.4.1現在

資料：えひめの都市計画2020（資料編）

2)都市施設

(1)道路

○本市では、都市計画道路が45路線指定されており、改良率は80.1%となっている。本市の改良率は、愛媛県全体の改良率よりも高くなっている。

■ 都市計画道路の整備状況

都市計画 区域名称	都市計画道路		
	総延長 km	改良済延長 km	改良率 %
宇和島	61.85	49.54	80.1
愛媛県	693.03	476.49	68.8

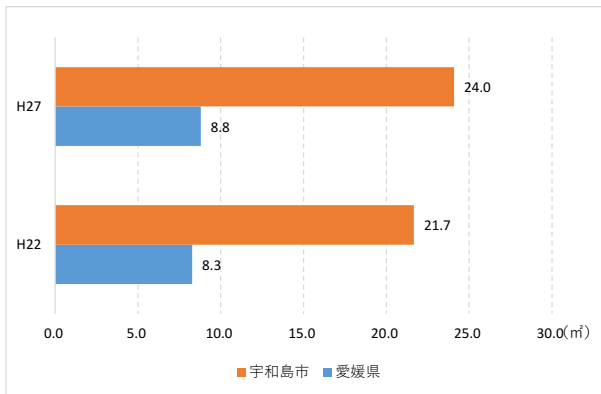
注：R2.3.31現在

資料：えひめの都市計画2020（資料編）

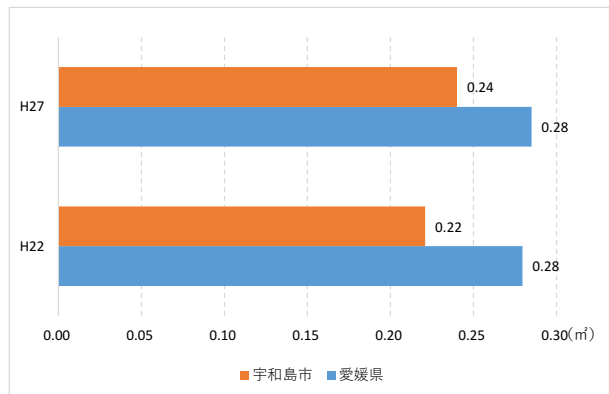
(2)公園

- 一人当たりの都市公園面積は、24.0 m²/人と大きいですが、これは南予レクリエーション都市整備事業による総合公園や風致公園である黒岩山公園等の大規模な公園の整備によるものである。
- 街区公園のみでは、0.24 m²/人と愛媛県全体の平均よりも少なく、身近な公園が不足している。
- なお、都市計画決定された公園の供用率は52.4%と、愛媛県全体の供用率より低くなっている。

■一人当たり都市公園面積の推移



■一人当たり街区公園面積の推移



資料：人口 国勢調査（2015（平成27）年）
公園 えひめの都市計画2020

■都市計画決定された公園の整備状況

	街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園		運動公園	
	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha
計画	8	1.86	4	7.30	1	4.00	3	100.30	1	32.00
供用	8	1.86	3	4.60	1	3.70	2	36.07	1	27.94
	特殊公園		広域公園		合計		供用率 %	愛媛県合計		供用率 %
	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha	箇所数	面積 ha		箇所数	面積 ha	
計画	4	168.10	1	41.80	22	355.36	52.4	304	2,219.78	55.1
供用	4	83.14	1	28.81	20	186.12		275	1,222.25	

注：R2.3.31現在

資料：えひめの都市計画2020（資料編）

(3) 公共下水道

○公共下水道（雨水）の整備状況は、28.8%であり、愛媛県全体より整備水準は低い状況にある。

■公共下水道実施状況（下水道法 雨水全体計画）

都市計画 区域名称	整備対象 区域面積 ha	整備済区域				整備率 %
		分流雨水 ha	合流 ha	都市下水路 ha	ha	
宇和島	991.2	285.6	0.0	0.0	285.6	28.8
愛媛県	26,495.0	10,803.4	1,153.6	163.6	12,120.8	45.7

注：宇和島市は、R2年度末の数値となります。

資料：庁内資料

注：愛媛県は、R1年度末の数値となります。

■公共下水道実施状況（下水道法 汚水）

処理区名	処理場名	処理区域面積 (ha)			下水道処理人口 普及率 (%)	処理能力(m ³ /日)		
		全体計画	現事業計画	処理面積		全体計画	現事業計画	R2年度末
宇和島	宇和島市浄化センター	484.7	481.2	391.2	22.4	10,500	10,500	10,500
愛媛県	—	27,139.8	20,633.5	16,815.2	55.4	—	—	—

注：宇和島市は、R2年度末の数値となります。

資料：庁内資料

注：愛媛県は、R1年度末の数値となります。

4.市民意向調査

1)市民意向調査（アンケート調査）の概要

都市づくりに対する市民の意向を把握し、計画に反映させるため、市民アンケート調査を実施した。

- 調査対象：18歳以上の住民の中から無作為抽出した合計2,000人を対象
- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査期間：2019（令和元）年10月31日～11月30日
- 回収率：37.9%（756通 ※宛名不明で返却7通を除く）

2)市民意向調査（アンケート調査）結果の概要

質問項目	質問及び回答結果（回答選択肢から上位を記載）		
本市に望む 全体像	<p>問.あなたは、宇和島市が将来どんなまちになったらよいと思われませんか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.災害に強い安全なまち 2.高齢者や障がい者が暮らしやすいまち 3.安心して子育てができるまち 		
居住地域の 将来イメージ	<p>問.あなたがお住まいの地域について、将来どのようなイメージの場所になったらよいと思われませんか？</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>宇和島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 <p>三間地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 2.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>吉田地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 <p>津島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 </td> </tr> </table>	<p>宇和島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 <p>三間地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 2.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 	<p>吉田地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 <p>津島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地
	<p>宇和島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 <p>三間地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 2.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 	<p>吉田地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 <p>津島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.一戸建ての住宅を中心とした静かな住宅地 2.澄んだ空気や水、緑に囲まれた田園地 3.魅力ある観光・レクリエーション地 	
<p>問.あなたがお住まいの地域について、特に望まれていることは何ですか？</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>宇和島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.道路の整備※ 1.防火・防災対策※ 3.公共交通（鉄道、バス等）の充実 <p>三間地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.公共交通（鉄道、バス等）の充実 2.計画的な土地の利用 3.防火・防災対策 </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>吉田地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.防火・防災対策 2.良好な農地（果樹園含む）の保全 3.道路の整備 <p>津島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.公共交通（鉄道、バス等）の充実 2.道路の整備 3.防火・防災対策 </td> </tr> </table>	<p>宇和島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.道路の整備※ 1.防火・防災対策※ 3.公共交通（鉄道、バス等）の充実 <p>三間地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.公共交通（鉄道、バス等）の充実 2.計画的な土地の利用 3.防火・防災対策 	<p>吉田地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.防火・防災対策 2.良好な農地（果樹園含む）の保全 3.道路の整備 <p>津島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.公共交通（鉄道、バス等）の充実 2.道路の整備 3.防火・防災対策 	
<p>宇和島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.道路の整備※ 1.防火・防災対策※ 3.公共交通（鉄道、バス等）の充実 <p>三間地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.公共交通（鉄道、バス等）の充実 2.計画的な土地の利用 3.防火・防災対策 	<p>吉田地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.防火・防災対策 2.良好な農地（果樹園含む）の保全 3.道路の整備 <p>津島地域</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.公共交通（鉄道、バス等）の充実 2.道路の整備 3.防火・防災対策 		

※宇和島地域の「1.道路の整備」と「1.防火・防災対策」は同率1位となります。

質問項目	質問及び回答結果（回答選択肢から上位を記載）
今後の土地の 利用方法	<p>問.今後の土地（市街地、農漁村部、山林部）の利用方法についてどのように思われますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.市域全体の土地利用の誘導、制限を考える 2.わからない 3.市街地だけには、土地利用の誘導・制限が必要
	<p>問.今後の商業系の土地の利用について、どのようなことを望まれますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.中心市街地の商業を活性化させる 2.住宅地や集落地に、日常的に利用する商店などが立地できるようにする 3.地域ごとに、その中心に商店などを立地できるようにする
	<p>問.今後の工業系の土地の利用について、どのようなことを望まれますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.新しい企業が立地しやすい工業用地を整備する 2.今のままで良い 3.わからない
	<p>問.今後の農地については、どのようなことを望まれますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.優良農地は保全し、小規模農地や耕作放棄地は、市民農園や体験学習の場等に活用する 2.遊休農地・耕作放棄地の解消を図り、現在の農地を維持する 3.営農環境を充実させるため、農道や水路などの農業生産基盤の整備を行う
都市施設の 整備について	<p>問.道路整備や交通のあり方について、宇和島市全域にどのようなことを望まれますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.歩行者や自転車の安全な通行のための道路整備（歩道の設置等） 2.狭い道路の多い地区の道路整備 3.地域間をつなぐ道路網の整備
	<p>問.公園・緑地の整備について、宇和島市全域にどのようなことを望まれますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.都市防災の避難地となる大きな公園の整備 2.日常の憩いのための身近な広場や公園の整備 3.森林や河川等の自然を生かした公園の整備
	<p>問.その他の都市施設の整備について、宇和島市全域にどのようなことを望まれますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.スポーツ・レクリエーション施設 2.福祉施設（保健センター、老人ホーム等） 3.教育施設
災害に強い まちづくり について	<p>問.大地震や台風による風水害・火災等に対する備えとしてどのようなことを望まれますか？</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.避難地・避難路の整備 2.狭い道路の整備・解消 3.高齢者、障がい者への対応強化

5.都市づくりの課題整理

都市の現況整理から、本市における都市づくりの課題を整理する。

本市の特徴

■社会・経済に関する状況

- 本市は1985（昭和60）年と比較して、2015（平成27）年の人口は約3.3万人減少し、少子高齢化が進行している。
- 昼夜間人口比は、昼間人口が夜間人口を若干上回っており、周辺市町からの流入が多くなっている。
- 第1次産業は、農業・漁業が盛んであるが、就業者数は減少傾向にある。

■自然・土地利用に関する状況

- 海岸部はリアス式海岸で半島が多く、内陸部も四国山地の急峻な地形で覆われており、平地は少ない。
- 都市計画区域は山間部を除いた広範囲に指定されており、そのうち自然的土地利用がその9割を占める。
- 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域の指定は山間部や用途地域の縁辺部等に広がる。
- 現存12天守の一つである宇和島城天守をはじめ、重要文化的景観に選定されている遊子水荷浦の段畑等の文化的・歴史的資源が多く残っている。

■都市・交通基盤の整備状況

- 主要な幹線道路は、四国横断自動車道（松山自動車道）と宇和島道路、国道56号であり、それらにより他の都市圏と広域的に結ばれている。
- 鉄道はJR宇和島駅以北のみとなっており、地域間流動は減少傾向にある。
- 路線バス網は市街地を中心に整備され、市内各拠点を連携するとともに、郊外にはコミュニティバスが運行されている。
- 都市公園は南予レクリエーション都市公園や黒岩山公園等の大規模な公園が位置する一方で、街区公園等の身近な公園の整備が遅れている。
- 公共下水道の整備は、全体計画区域の整備率が低く、汚水処理施設の未普及地域の解消が急務になっている。

上位・関連計画など

■第2次宇和島市総合計画

継承・共育・発信のまち
“世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る
ふるさとわじま”の実現を目指して

■宇和島都市計画区域マスタープラン

人と交わり、緑と話し、海と語らう
きらめき空間都市

■宇和島市地域公共交通網形成計画

地域公共交通網の形成と持続性確保

■宇和島市立地適正化計画

地域の特性とコミュニティ力を生かした安心
で健康なまちづくり
—四国西南地域の中核を担う自立・共生・協
働のコンパクトシティー

■宇和島市地域防災計画

災害に対する市民の生命、身体及び財産の保
護

■宇和島市国土強靱化地域計画

近年の都市をめぐる諸課題

■都市をめぐる社会経済情勢の変化と都市政策に関する課題

- 都市のスポンジ化（低密度化）への対応
- 地域にふさわしい土地利用の実現
- 災害に強い住宅市街地の形成
- 生活圏の広域化等への対応
- 生活サービス機能の確保
- 郊外の無秩序な開発等の抑制
- 都市施設の計画的整備
- 多様な主体の参画

■国土交通省社会資本整備審議会都市計画基本問題小委員会：中間とりまとめにおける課題

- コンパクトシティ政策の推進（コンパクト・プラス・ネットワーク）
- 近年の水害・土砂災害等を踏まえた都市居住の安全確保

市民のニーズ

■アンケート調査の概要

- 災害に強い安全なまちで、高齢者や障がい者、子育て世代にも安心して暮らせるまち
- 工業地や商業地の活性化や整備、また、優良農地における収穫等を体験したい
- 水源地・生物等の環境保全や災害防止のため、健全な森林づくりが望ましい
- 安全に配慮した道路幅員の拡幅や整備、スポーツ・レクリエーション施設や福祉施設等の施設整備が望ましい

広域的に要請される課題

- 四国西南地域の中核都市にふさわしい魅力ある都市を形成するための基幹産業育成の企業用地の創出および高次都市機能（都市施設）の重点整備
- 四国横断自動車道や宇和島道路、津島道路等を活かした商工業と農林水産業の連携を支える産業基盤の整備
- 宇和島道路、津島道路と樺崎臨海道路との連携および関連する臨海部の土地利用の再編
- 医療施設、福祉、観光等の広域的な都市施設や水産・製造業施設の集積強化
- 四国横断自動車道や宇和島道路を活かしたインターチェンジ周辺の都市的土地利用の推進
- 三間や津島岩松等の各インターチェンジ周辺の都市基盤整備の推進と高次都市機能の誘致

分野別の課題

■ 土地利用面から見た課題

- コンパクト・プラス・ネットワークの理念を念頭に、既存の都市機能の集積を活かした生活拠点の適正な配置や形成促進が必要である。
- 市街地として整備すべき地区と、自然・営農環境を保全すべき地区との明確化が必要である。
- 宇和島湾沿岸の埋め立てに係る沿岸一帯の工業系土地利用の再編
- 宇和島地域の用途地域南部や津島地域の用途地域内における残存農地、低未利用地の計画的な市街化促進
- 四国横断自動車道の三間インターチェンジ周辺の交通利便性を活かした土地利用の推進
- 用途地域外での農地転用・建築動向等の開発が活発な地域における土地利用規制の検討
- 土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域等の災害危険性の高い地域における適正な土地利用規制の検討

■ 都市施設面から見た課題

- 縮小都市として、土地利用計画と整合した未整備の都市施設のあり方について再検討が必要である。
- 南予レクリエーション都市公園として整備された大規模公園をはじめ、既存施設の適切な維持・管理の方策について、ニーズ等を踏まえ検討する。
- 都市計画道路の整備推進
- 南予レクリエーション都市公園における観光拠点としての整備充実
- 市街地内における街区公園等の身近な公園の整備推進と適正な維持管理
- 用途地域内の公共下水道計画区域以外の地域の汚水処理対策の検討（宇和島地域の一部、吉田地域、三間地域、津島地域）
- JR 宇和島駅等の鉄道・バスの交通結節点や公共施設との公共交通ネットワークの強化

分野別の課題

■ 市街地整備面から見た課題

- 安全で快適な市街地を形成するため、各市街地の状況に応じた整備手法を検討する。
- 望ましい市街地整備を推進するとともに、市街地環境を維持・向上するためのエリアマネジメントについて検討する。
- 宇和島地域中心市街地の活性化に向けた再開発等の推進およびその周辺市街地の基盤整備等の推進
- 宇和島地域中心市街地およびその周辺における密集市街地の改善、低未利用地の集約化や複合化の推進
- 吉田や三間、津島地域における地域拠点にふさわしい市街地の整備

■ 環境保全面から見た課題

- 環境との共生や観光の振興を進めるにあたり、豊かな自然環境の保全や歴史的・文化的景観の保全、都市の緑化について検討する。
- 津島地域の岩松地区等、歴史的町並みを活かした市街地の整備と景観保全
- 景観計画区域である遊子水荷浦地区の景観保全
- 景観計画未策定地域における景観計画策定の検討
- 主要道路や市街地内の緑化の推進
- 河川や海辺を活かした親水空間の整備
- 計画的な植樹、間伐による持続可能な森林環境の保全

■ 都市防災面から見た課題

- 平成 30 年 7 月豪雨のような大雨やそれに伴う土砂災害、発生の可能性が高い南海トラフ地震や津波等に対する防災・減災対策として、都市基盤整備等のハード対策に加え、市民への災害情報の伝達体制や防災意識の向上等のソフト対策について検討する。
- 道路や橋梁、水道施設等のインフラの耐震化、緊急輸送道路等の沿道建築物や災害時の防災拠点等の不燃化や耐震化の推進
- 住宅密集市街地にある狭隘道路の解消と避難路の防災安全性の向上
- ゲリラ豪雨等の大雨による河川決壊の防止や地震・耐震化対策、老朽化対策等の河川整備の検討
- ため池決壊による浸水想定区域の周知徹底やため池の補強対策の検討
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進および避難体制の強化
- 防災活動拠点である都市公園や公共施設、広域防災拠点等の防災機能の強化
- 臨海部の市街地等の津波災害警戒区域における津波避難ビルの指定や整備
- 防災ラジオの配布等の災害情報伝達体制の充実と防災マップを活用した市民の防災意識の向上
- 被災後の都市復興を円滑に進めるため、協働して復興事前準備へ取り組む体制の検討

第3章 全体構想

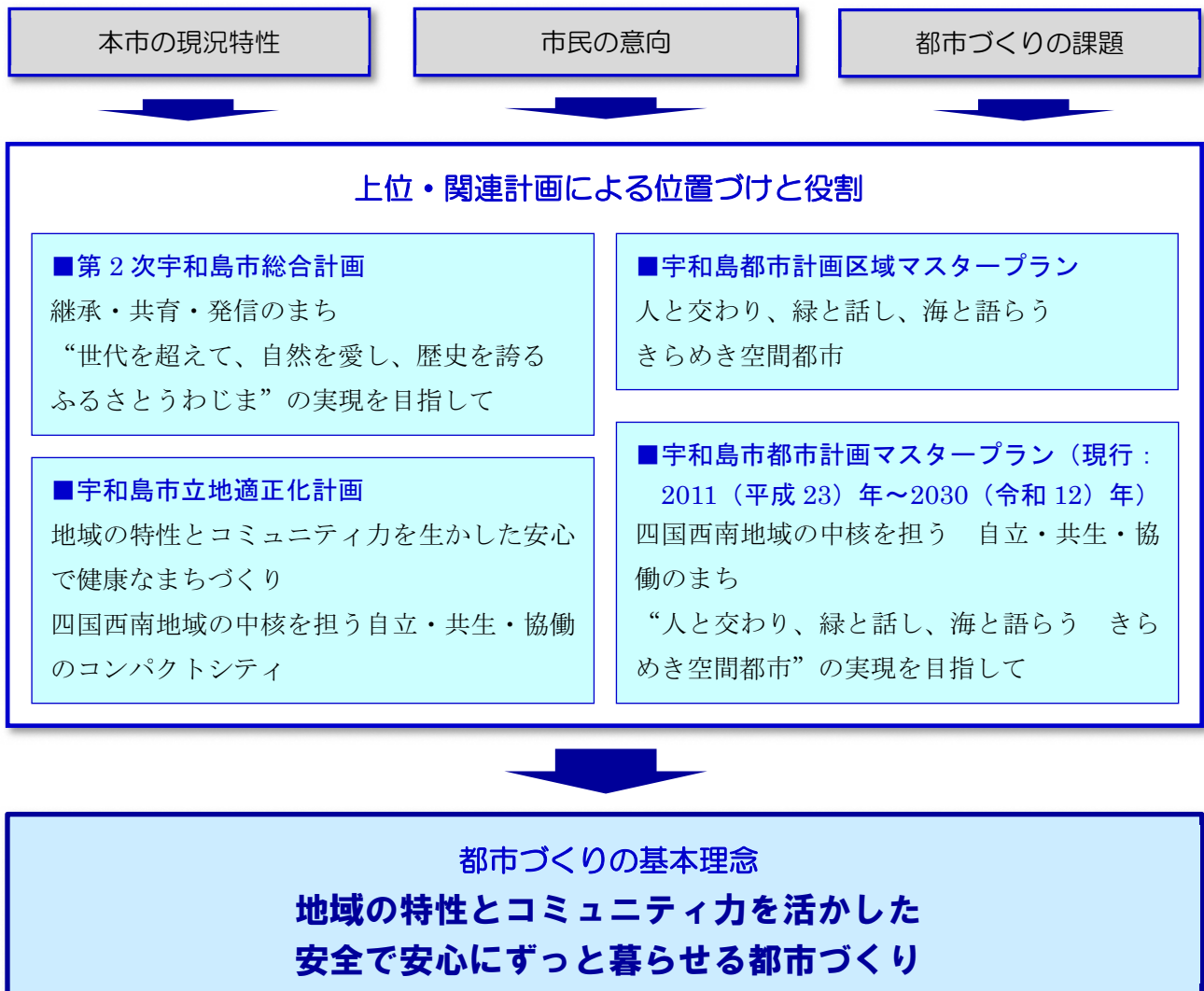
1.都市づくりの基本理念と目標

1)都市づくりの基本理念

2005（平成17）年8月に誕生した本市は、四季折々に姿を変える鬼ヶ城連山や変化に富んだリアス式海岸が続く宇和海沿岸等、豊かな自然環境に囲まれている。そして、温暖な気候によって育まれた特色ある農林水産物、長年にわたって継承されてきた独自の文化と歴史ある史跡や名勝といった地域資源に恵まれ発展してきた。

2018（平成30）年に策定した「第2次宇和島市総合計画」では、目指す将来像を「継承・共育・発信のまち “世代を超えて、自然を愛し、歴史を誇る ふるさとうわじま”の実現を目指して」としている。また、「宇和島都市計画区域マスタープラン」は「人と交わり、緑と話し、海と語らうきらめき空間都市」、「宇和島市立地適正化計画」は「地域の特性とコミュニティ力を生かした安心で健康なまちづくり 四国西南地域の中核を担う 自立・共生・協働のコンパクトシティ」を掲げており、四国西南地域の中心を担う存在となることを目指している。

これらを踏まえて、宇和島市都市計画マスタープランにおける都市づくりの理念は、「地域の特性とコミュニティ力を活かした安全で安心にずっと暮らせる都市づくり」とする。



2)都市づくりの目標

(1)目標年次

宇和島市都市計画マスタープランは、基準年次を2015（平成27）年、目標年次を2040（令和22）年、中間年次を2030（令和12）年とする。

なお、計画期間を2021（令和3）年から2040（令和22）年とする。

(2)人口フレーム

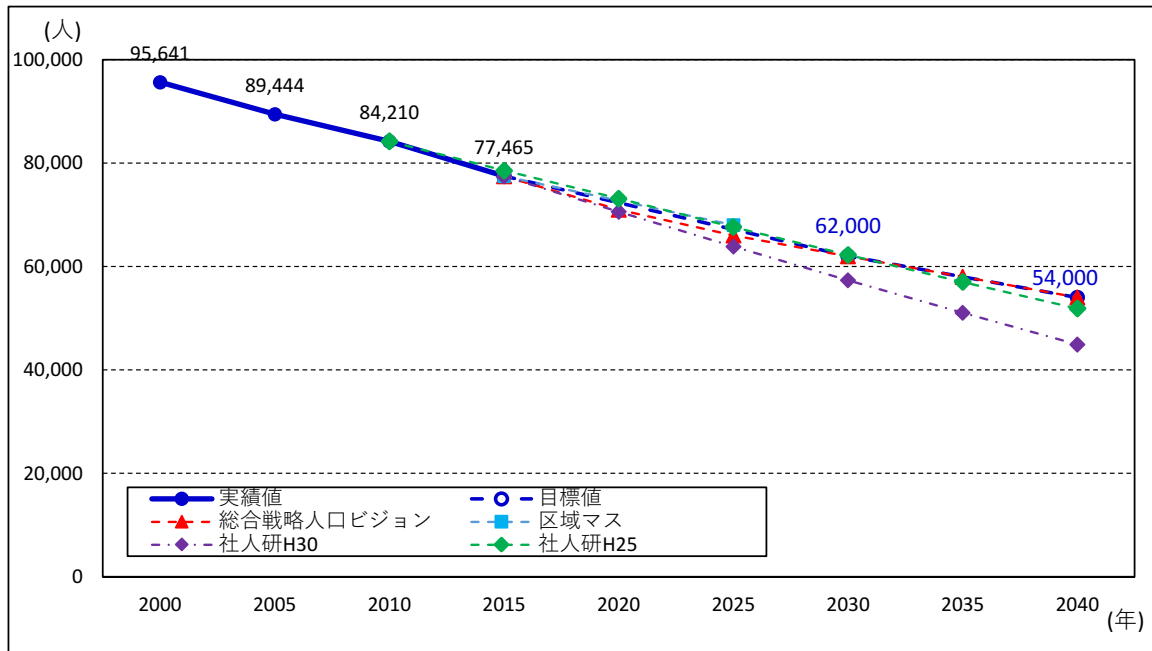
宇和島市の人口は、2015（平成27）年で77,465人（国勢調査）である。

第2期宇和島市人口ビジョン（まち・ひと・しごと創生宇和島市総合戦略：2020（令和2）年3月）では、2030（令和12）年の目標値を約62,000人、2040（令和22）年の目標値を約54,000人としている。

また、宇和島都市計画区域マスタープランでは、2015（平成27）年の人口を基準に、コーホート変化率法で推計した2025（令和7）年の推計値を約68,000人としている。

これらを踏まえて、宇和島市都市計画マスタープランでは、目標人口を、中間年次〔2030（令和12）年〕約62,000人、目標年次〔2040（令和22）年〕約54,000人とする。

■各種計画の目標値等および宇和島市都市計画マスタープランにおける目標人口



	実績値				推計値・目標値					
	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	
	H12	H17	H22	H27	R02	R07	R12	R17	R22	
行政区域人口	95,641	89,444	84,210	77,465						
目標人口（行政区域）				77,465			62,000		54,000	
総合戦略人口ビジョン				77,465	71,000	66,000	62,000	58,000	54,000	
区域マス				77,465		68,000				
社人研(H30推計)				77,465	70,579	63,860	57,338	51,044	44,893	
社人研(H25.3推計)			84,210	78,535	73,116	67,636	62,249	57,014	51,888	

社人研(H30推計)：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年3月推計）」 資料：国勢調査（2015（平成27）年）

3)都市づくりの基本的方向

都市づくりの理念と目標を踏まえ、都市づくりの基本的方向を設定する。

◆四国西南地域の中核を担う都市機能が集積したコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくり

- 四国西南地域を担う中核都市として、周辺市町の住民も含めた広域的な都市サービス機能の提供のために、中心拠点である中心市街地では、商業、文化、中核医療等の高次な都市機能の集積を図る。
- 地域拠点である旧町の既成市街地では、商業や医療、福祉、子育て支援等の日常生活に欠かせない都市機能を集積させるコンパクトで持続可能な都市づくりを目指す。
- 中心拠点や地域拠点では、既存の都市施設の有効活用、公共施設の見直しや再整備、再配置、市有地等の公的不動産の活用、空き地や空き店舗、空き家の有効活用等を進め、都市機能の維持、誘導を促すことで、日常生活の利便性の良い市街地の再構築を目指す。
- すべての市民が徒歩で生活できるように、中心拠点や地域拠点と集落を結ぶ鉄道、バス等の公共交通の再編や見直しを進めることで、都市機能への利便性を高めるコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進める。

◆自然災害に強い、安全で安心して快適に生活できる都市づくり

- 平成30年7月豪雨のような大雨時に発生する土砂災害や水害、また、発生の可能性がある「南海トラフ地震」による地震や津波災害等、自然災害の危険性が高い中心市街地や吉田、三間、津島地域の既成市街地とその周辺では、津波避難ビルの指定や避難所の耐震化の促進、避難計画に基づく訓練等ハード・ソフトによる防災・減災対策を進める。
- 事前復興の考えのもと、平時から大規模災害を想定した復興計画の策定等に努める。
- 無秩序な市街地の拡大を抑制し、適正な土地利用規制を施すことで、安全で安心して生活できる都市づくりを進める。
- 中心市街地等の既成市街地では、密集した市街地の解消等により市街地の防災安全性の向上に努める。また、グリーンインフラの観点から、市内に広がる水と緑を積極的に保全、活用し、自然環境と共生したうおいのある快適で安全な都市づくりを進める。
- 市民が自らの安全は自らで守る「自助」を実践したうえで、地域において互いに助け合う「共助」に努めるとともに、行政が補完する「公助」を行うことを基本とし、市民、自主防災組織、事業者、行政がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力して、防災・減災の都市づくりを進める。

◆自然環境や歴史的・文化的景観等の本市を特徴づける地域資源を活かした魅力ある都市づくり

- 宇和海リアス式海岸をはじめとする豊かな自然環境を活かした柑橘栽培や水産業に代表される第1次産業や、現存12天守の1つ宇和島城天守に代表される様々な文化財等、本市を特徴づける地域資源を活かした魅力ある都市づくりを目指す。
- 中心市街地等の既成市街地では、水や緑等の自然環境の保全や活用を進め、環境と都市が共生した魅力ある都市づくりを目指す。

◆多様な主体が協働する都市づくり

- 市民や地域、事業者、NPO、行政等の多様な主体が、都市づくりの担い手や提案者となる、協働による都市づくり体制の整備を目指す。

4) 将来都市構造

現在の土地利用や道路交通網、都市公園、公共施設等の配置をもとに、第2次宇和島市総合計画や宇和島都市計画区域マスタープラン等の上位・関連計画を踏まえて、将来都市構造を次のように設定する。

なお、将来都市構造は、「拠点」、「連携軸」、「ゾーン」の3つの要素で構成する。

■ 将来都市構造の構成要素

拠 点	○都市的な機能の集積を目指す地域として、人やモノ、情報等が集積し、中心性を高める。
連 携 軸	○道路や鉄道等を中心として、各拠点を結び、人やモノ、情報等の都市の活動に必要な機能を誘導する。
ゾ ーン	○様々な活動に必要な機能が集まる面的な広がりをもつ地域として、区分し、土地利用の方向性を示す。

■将来都市構造図

地域拠点（吉田）：歴史的な町並みと融合した生活拠点

- 既存施設の機能集積を活かした生活基盤の拡充
- 既存集落の居住環境整備
- 歴史的な町並みを活かした都市づくり
- 災害発生の危険性が高い地域の開発抑制

中心拠点：本市および四国西南地域の中核を担う中心拠点

- 中心市街地における商業系土地利用の活性化
- 宇和島港臨海部周辺の産業拠点誘致・集約化におけるにぎわいの創出
- まちなか観光推進やレクリエーション施設の機能拡充
- 宇和島城を中心とした城下町の景観づくり
- 災害発生の危険性が高い地域の開発抑制

地域拠点（津島）：歴史資源を活かした観光ゲートと生活拠点

- 商業・福祉・文化の機能集積を活かした生活基盤の拡充
- 歴史的な町並みを活かした広域観光ゲートとしての整備
- 南予レクリエーション都市公園における自然環境と調和したレクリエーション施設の機能拡充
- 災害発生の危険性が高い地域の開発抑制

海洋保全ゾーン

- 海洋資源の保全・開発による漁業の振興
- 漁業、自然環境を活かした観光・リゾートの振興

多自然型居住ゾーン

- 農業の振興
- 集落環境の整備による生活環境の改善
- 都市と農村の交流促進

地域拠点（三間）：定住促進のための子育て機能の充実による生活拠点

- 三間インターチェンジ周辺地域における産業拠点の形成（中小企業の集約化、企業の誘致等）
- 務田・宮野下地区での計画的な都市づくり（交通の利便性を活かした日常生活拠点としての機能拡充）
- 既存集落の居住環境整備と日常生活機能の充実
- 定住促進のための居住環境づくり
- 災害発生の危険性が高い地域の開発抑制

市街地ゾーン

- 都市機能の集積を誘導
- 都市基盤整備の推進
- 計画的な市街地形成の誘導
- 居住空間の創出や町並み景観の形成

森林保全ゾーン

- 森林資源の保全
- 森林資源を活かした観光・交流の促進



凡例	
	用途地域
	宇和島都市計画区域
	県境
	行政界
	行政界（地域別）
	広域幹線道路
	都市幹線道路
	地域幹線道路
	その他の国・県道
	J R
	本庁、支所

2.都市づくりの方針

1)土地利用の方針

子どもから高齢者まですべての市民が、本市の良好な自然環境・都市環境で暮らせるよう、コミュニティの再構築や地域経済を支える産業の活性化を推進するとともに、既存の都市機能の集積を図り、中心拠点と地域拠点および集落を結ぶ公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの実現を進める。

また、豊かな自然景観や優良農地の保全、維持に努め、多様な土地利用と本市の地域資源の有効活用を図る。

(1)土地利用に関する基本的な考え方

◆用途地域における計画的な土地利用の規制・誘導

- コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた都市機能の集積とコンパクトな市街地の形成を図るため、計画的な土地利用の規制、誘導を進める。
- 四国横断自動車道や宇和島道路・津島道路をはじめとした広域交通を活用し、四国西南地域の中核都市として、中心市街地は商業、医療、福祉、文化等の高次な都市サービス機能を誘導する。
- 各支所とその周辺における地域中心地（生活サービス商業地区）では、居住環境の調和を図りつつ、少子高齢化に対応した日常生活利便性向上のため、商業や医療、福祉、子育て支援等の都市サービス機能を有する施設の誘致を進める。
- 四国横断自動車道や宇和島道路・津島道路、宇和島港等の広域交通を活かし、地域の製造業や流通業務をけん引する生産・流通業務の立地を誘導するとともに、港湾の背後地や幹線道路沿道等では、地場産業や小規模工業・流通機能の集積を進める。
- 本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、都市の利便性や豊かな自然環境と調和したゆとりある多様な居住環境の形成を図る。
- 津波災害警戒区域や洪水浸水想定区域等の水害リスクの高い地域では、防災施設の整備状況や警戒避難体制の整備等を踏まえたうえで、適正な土地利用を検討する。
- 現状の土地利用と用途地域が一致していない地区では、居住環境との調和に努め、用途地域の見直しや居住環境を改善する。

◆用途地域外における適正な土地利用の維持・保全

- まとまった優良農地や営農意欲の高い農地等では、農業生産環境の維持や向上のため、農業基盤整備を進める等、農地の保全を図る。
- 農村集落等のまとまりのある集落地では、農業生産環境の保全に努めながら、集落地における居住環境の維持、向上を地域の特性に応じて進める。
- 土砂災害警戒区域等の災害危険性の高い地域では、災害防止の観点から開発を抑制するとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、住宅等の建築物の移転を促す。

◆都市計画区域外での土地利用の維持・保全

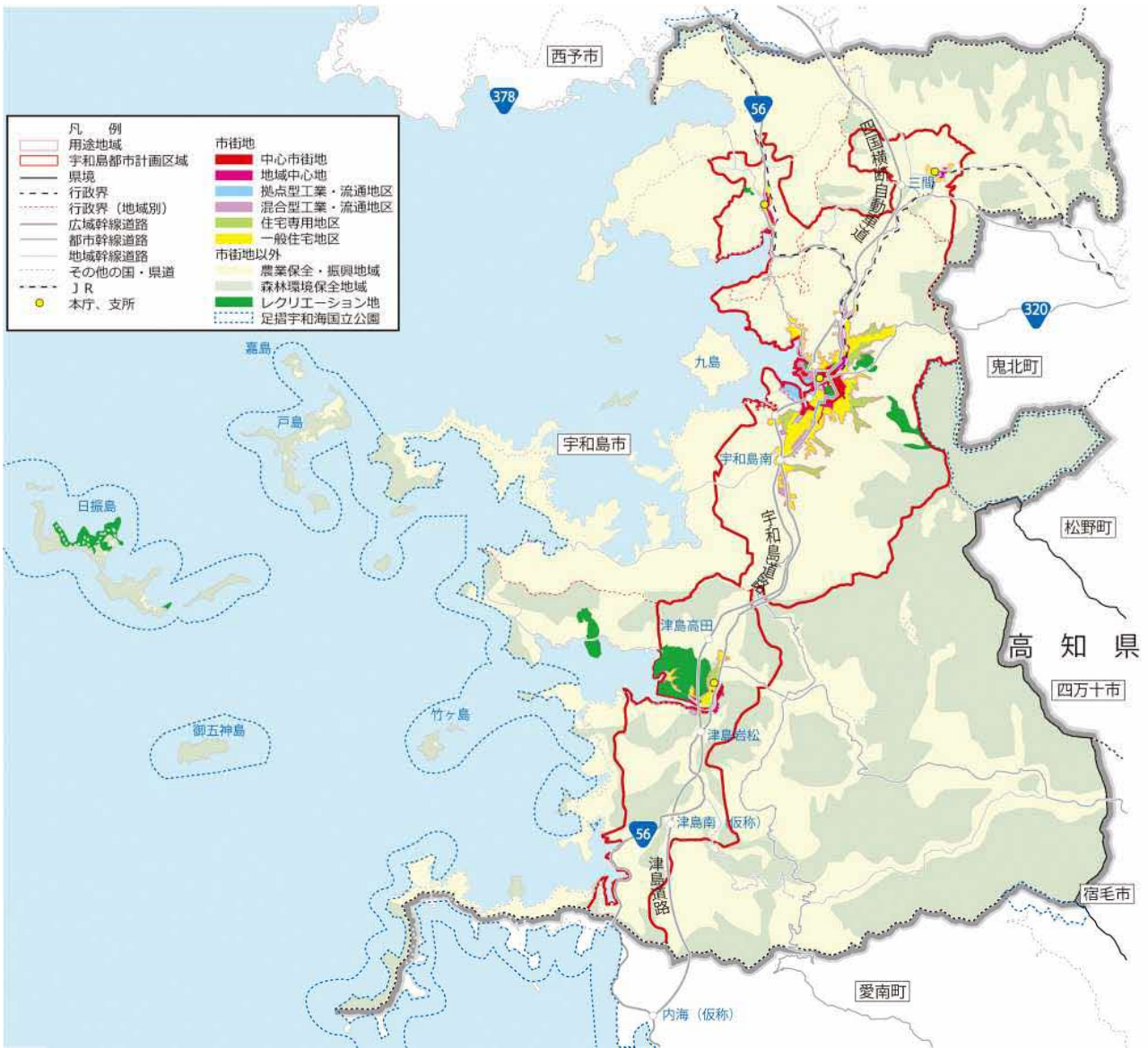
- 美しい宇和海や緑豊かな山林、急峻な地形を活かした段畑等では、地域資源を活かした多目的なレクリエーション機能の充実を図るとともに、優良農地等の景観の保全を図る。
- 山間部や半島部における森林等の自然環境や自然景観、農林生産環境の保全に努めるとともに、農村・漁村集落等のまとまりのある集落地では、農林業生産環境に配慮しながら、居住環境の維持、向上を地域の特性に応じて進める。
- 土砂災害警戒区域等の災害危険性の高い地域では、災害防止の観点から開発を抑制するとともに、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、住宅等の建築物の移転を促す。

(2)土地利用計画と配置の方針

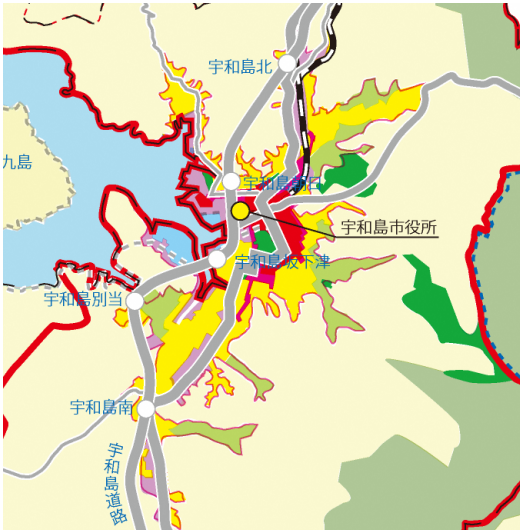
区分	土地利用の方針
中心市街地	<p>○宇和島市役所や JR 宇和島駅、中心商店街周辺の中心市街地では、商業や医療、福祉、文化等の広域的な高次都市サービス機能の誘導を進める。</p> <p>○和霊地区や番城地区およびその周辺では、中心市街地の交通利便性や都市基盤整備の整備状況を踏まえ、人口密度を維持するために都市型住宅等の立地を促進する。</p>
地域中心地 (生活サービス商業地区)	<p>○各支所周辺では、居住環境との調和を図りながら、日常生活の利便性向上を図るため、商業や医療、福祉、子育て支援等の機能の立地を促進する。</p>
拠点型工業・流通地区	<p>○宇和島港等の港湾の交通結節拠点周辺では、広域交通の利便性を活かした製造業の工場や流通業務施設等を立地誘導する。</p>
混合型工業・流通地区	<p>○国道 56 号沿道や宇和島港周辺、岩松川沿いの南側では、既存の居住環境と調和しつつ、地場産業や小規模な工業・流通機能の活性化を図る。</p> <p>○港湾周辺では、地震、津波等の発生時における避難者を受け入れる等、防災拠点の立地を進める。</p>
住宅専用地区	<p>○市街地縁辺部の閑静な住宅地では、戸建住宅を主体とした良好な居住環境の保全と充実を図る。</p> <p>○津島地域の支所周辺では、優良農地を保全しつつ、低層の戸建住宅を中心とした良好な居住環境の形成を図る。</p>
一般住宅地区	<p>○市街地縁辺部や吉田地域、三間地域、津島地域の支所周辺では、居住環境を保全しつつ、日常生活の利便性を支える商業施設等の立地を許容する。</p>
農業保全・振興地域	<p>○水田や畑、果樹園等のまとまった優良農地や営農意欲の高い農地等では、農業生産環境の維持、向上のため、農業基盤整備を進める等の農地の保全を図る。</p> <p>○集落地では、農業生産環境の保全に努めながら、地域の特性に応じて、生活道路の整備や下水処理等、居住環境の維持、向上を図るとともに、地域コミュニティの維持、活性化を図る。</p> <p>○土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、住宅等の建築物の移転を促すとともに、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の災害危険性の高い地域でも、災害防止の観点から開発を抑制する。</p>

区分	土地利用の方針
森林環境保全地域	<ul style="list-style-type: none">○山間部や半島部における森林等の自然環境や自然景観、農林生産環境の保全に努める。○集落地では、農林業生産環境に配慮しながら、地域の特性に応じて、生活道路の整備や下水処理等の居住環境の維持、向上を図るとともに、地域コミュニティの維持、活性化を図る。○土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、住宅等の建築物の移転を促すとともに、土砂災害警戒区域等の災害危険性の高い地域でも、災害防止の観点から開発を抑制する。
レクリエーション地域	<ul style="list-style-type: none">○南予レクリエーション都市公園等の大規模公園や都市基幹公園、半島部等の自然環境の豊かな地域では、スポーツ・キャンプ等のレクリエーションの場としての活用を図る。

■土地利用方針図



■宇和島地域



■吉田地域



■三間地域



■津島地域



2)都市施設整備の方針

活力ある都市活動や文化的かつ快適な日常生活を支える重要な要素の道路、公共交通、公園、緑地、下水道、河川等の都市施設は、少子高齢化に備えた必要な整備や再整備を行うとともに、既存施設の適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を推進する。また、都市施設の維持管理は、市民や地域、NPO、企業等の多様な主体との連携や協働によって進める。

(1)道路交通施設

◆四国横断自動車道や国道等の広域的な道路交通ネットワークの構築

- 四国横断自動車道、宇和島道路・津島道路を広域幹線道路と位置づける。
- 津島道路は、津島岩松インターチェンジから愛南町の内海インターチェンジ（仮称）間の整備促進を図り、松山市をはじめ中予各都市や愛南町、高知県内各都市との連携強化に向けた広域的な幹線道路網の整備を充実する。
- 四国横断自動車道や宇和島道路・津島道路を補完する広域幹線道路である国道 56 号は、災害時に一部の区間の破壊が全体の機能不全につながらないように、その機能の充実と維持管理を進める。
- 四国横断自動車道等の広域幹線道路を補完する国道 320 号や主要地方道広見三間宇和島線等を都市幹線道路と位置づけ、国や愛媛県と連携し、交差点改良や交通安全施設等の早期整備を図り、本市周辺市町との連携を強化する。

◆安全で活力ある市街地の形成のための幹線道路の整備・維持管理

- 中心市街地と各地域を結ぶ国道 378 号や主要地方道宇和三間線、一般県道御内下畑地線等を地域幹線道路として位置づけ、市域内の道路交通ネットワークの形成による都市の円滑な交通を確保するため、歩行者の安全性に配慮しながら、その早期改良を図り、広域幹線道路や都市幹線道路を補完する。
- 市街地内の都市計画道路については、市街地内の防災安全性や地域活力の向上を図るため、地元の合意形成を踏まえたうえで整備する。特に、密集市街地等の防災上問題のある市街地内に計画されている都市計画道路については、市街地環境の改善と一体となった道路整備を進める。また、地域幹線道路をはじめ、各地域に広がる未着手の道路の整備促進や社会状況に応じた計画の見直しを推進する。

◆中心市街地における自転車・歩行者ネットワークの構築

- コンパクト・プラス・ネットワークの推進によるコンパクトな都市構造構築のため、中心市街地内の公共施設や歴史的・文化的施設、商業施設等を回遊する自転車・歩行者ネットワークの形成を図る。
- 子どもから高齢者まですべての市民が安心して暮らせる生活基盤を整備するため、徒歩での移動のしやすさや道路景観の向上、自転車・歩行者ネットワーク形成等の観点から、バリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの導入、観光案内板の見直し等の整備を推進する。

◆公共交通の充実・強化

- 高齢者や子ども、障がい者を支える重要な移動手段である公共交通については、観光客の移動確保や地球環境の保全等も考慮し、ネットワークの形成と利用促進を図るとともに、市民に利用のメリット等を意識づけし、需要を創出するよう努める。
- JR 宇和島駅では、交通結節点としての周辺整備やバリアフリー化を推進するとともに、吉田や三間地域の交通結節点、各地域における乗継拠点では、上屋の整備等の待合環境の整備やわかりやすい時刻表の掲示等、利用しやすい環境づくりに努め、予讃線や予土線の利用促進を図る。
- 路線バスや高速バス等は、定時性の確保や路線の維持、JR 等の各種交通機関との乗り継ぎなど、効率的な運行の強化を図る。
- コミュニティバスについては、地域のニーズに応じた効率的な路線の維持、充実を図るとともに、これらが運行していないエリアでは、自家用有償旅客運送事業等の地域のニーズに応じた公共交通を検討する。
- 島民の日常生活に必要不可欠な離島航路は、その維持、確保を図る。

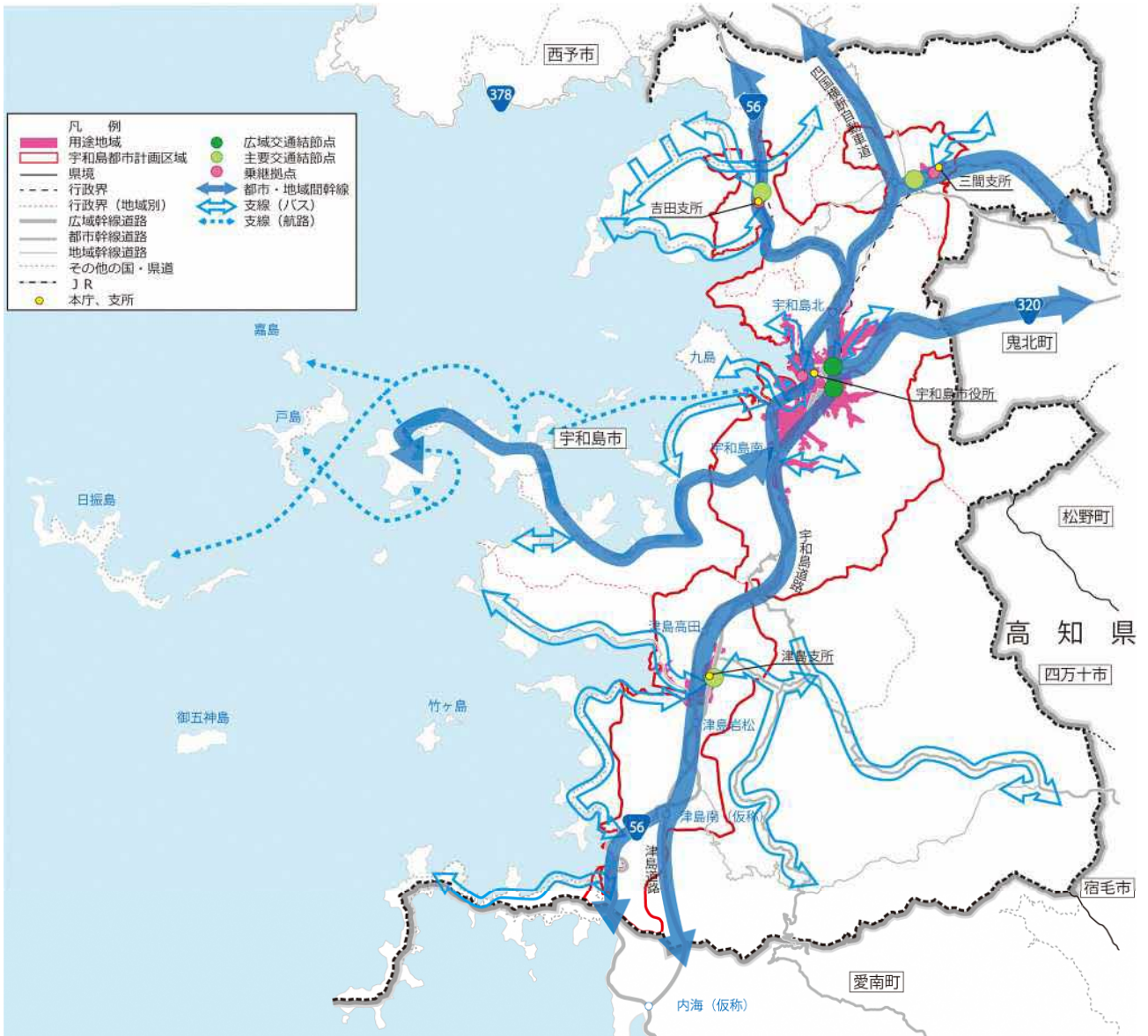
◆道路環境の維持管理

- 市街地内の都市計画道路や生活道路については、地域や市民との協働により、居住環境の維持や道路美化を進める。
- 南予レクリエーション都市公園の入り口に位置する主要地方道宇和島下波津島線等、優れた道路景観を有する道路については、その景観を維持する。

交通施設の整備方針図



■公共交通網の将来イメージ図（宇和島市地域公共交通網形成計画より）



(2)公園・緑地

◆大規模公園および都市基幹公園の整備

- 南予レクリエーション都市公園（近家地区、国永地区、本干拓地区、日振地区）は、スポーツ・レクリエーション地や観光拠点として、その機能の維持、保全を図る。
- 近家地区と本干拓地区は、宇和島道路・津島道路の津島高田および津島岩松インターチェンジからのアクセスも良く、市街地を含めて、広域的なレクリエーション施設としての活用を図る。また、未整備の国永地区は、今後のあり方を愛媛県とともに検討する。
- 丸山公園や吉田公園等の都市基幹公園についても、市民の余暇活動ニーズの多様化や大学の部活動におけるスポーツ合宿の拡大等に対応した、多様なスポーツ・レクリエーション活動の場として、各公園の連携による活性化を図るとともに、適切な維持管理に努める。また、丸山公園は、広域防災拠点としての機能強化を図る。

◆身近な公園の整備

- 市民に身近な公園である街区公園（御浜公園、吉田児童公園、寿児童公園等）、近隣公園（和霊公園、愛宕公園等）、地区公園（石丸公園等）の住区基幹公園は、子どもから高齢者まで幅広い年代の人の憩いの場として利用できるよう、遊具の点検等を実施し、施設や設備の老朽化の把握およびその改良に努める。また、地震や津波等の災害発生時の防災拠点として利用できるように、再整備等の検討を行う。
- 住区基幹公園の整備が新たに必要なエリアについては、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等を検討するとともに、人口減少の傾向等を踏まえて、公共施設の敷地や神社の境内等の既存のオープンスペースを有効活用する。
- 一定規模の住宅開発では、居住環境の向上を図るため、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等の身近な公園や広場を整備する。

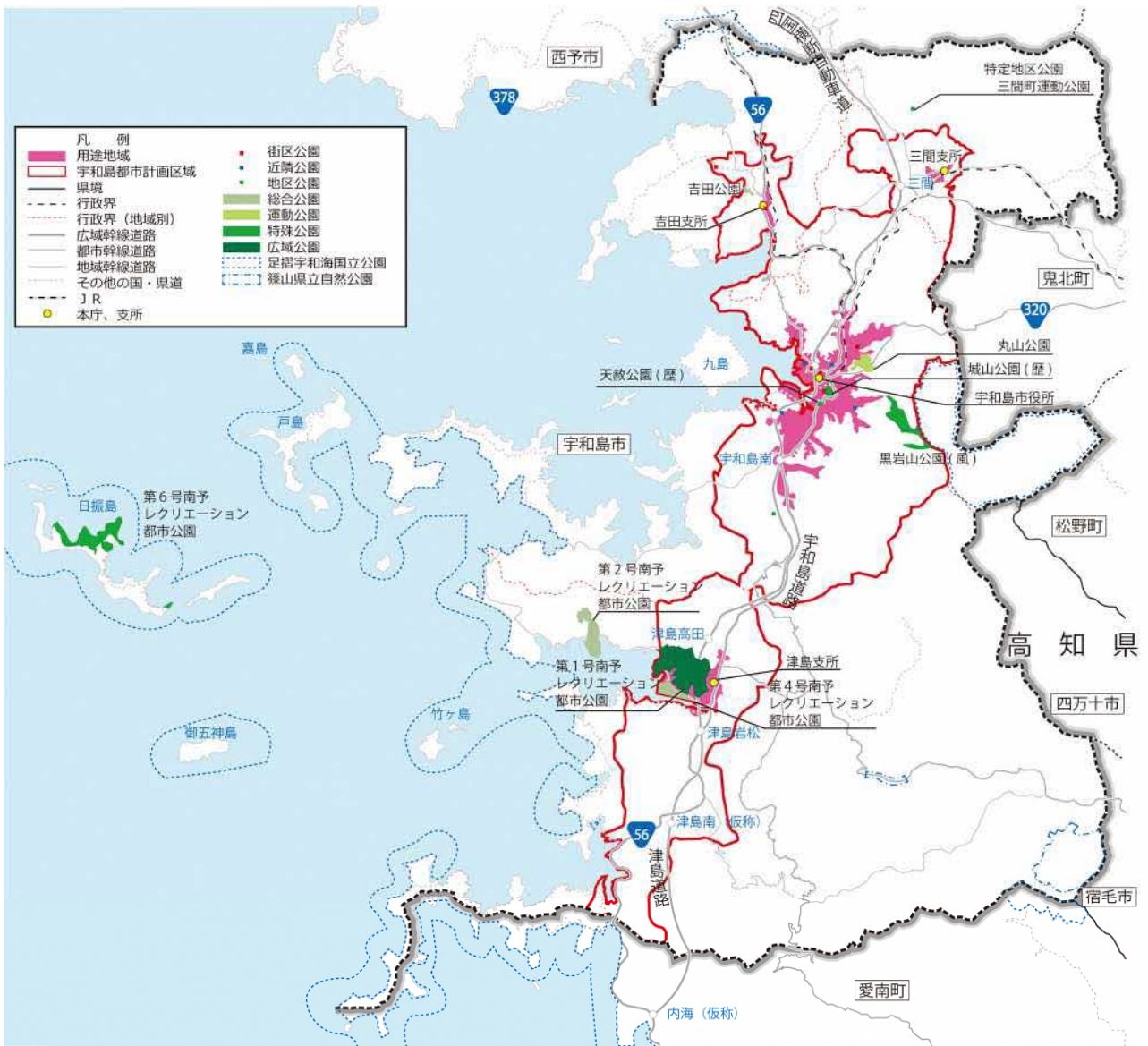
◆都市にうるおいをもたらす緑化の推進

- 宇和島港の港湾緑地や須賀川、辰野川、岩松川等の河川を活かした親水性のある緑地や緑道の整備を進め、市民の憩いの場や散歩道、スポーツ・レクリエーションの場として、うるおいのある都市環境の形成とその保全を図る。
- 風致地区や緑地保全地域等の土地利用規制がかかる緑地については、環境保全やレクリエーション、景観形成等の多様な効果を有しており、既存の指定地区における緑地の適正な保全、育成とともに、新規指定についても検討する。

◆緑の基本計画の策定

- 公園、緑地の計画的な整備や再編にあたっては、本市における公園や緑地のあり方を示すマスタープランである「緑の基本計画」の策定を進め、これに則して進める。

■公園・緑地の整備方針図



(3)河川・下水道

◆水害を防ぐ主要河川の排水対策の推進

- 本市中心部における須賀川、辰野川、神田川、来村川等の複数の河川では、治水安全性の向上を目指した河川改修について愛媛県と連携を図る。また、吉田地区立間川流域の治水対策について、関係機関と連携した流域対策に取り組む。
- 台風や梅雨期における集中豪雨の発生により、河川の大規模な氾濫等の水害が予想されるため、流域の保水、遊水機能等の貯留浸透対策や、下水道事業等の内水氾濫対策など、総合的な治水対策を進める。

◆公共下水道の整備

- 公共下水道については、市街地における整備を優先的に実施し、公共下水道事業計画区域内での早期整備を推進する。
- その他の区域では、低密度で、分散した市街地状況を踏まえて、水質の保全と衛生環境の向上のため、集落排水や合併浄化槽等を組み合わせた汚水処理を早期に実現する。

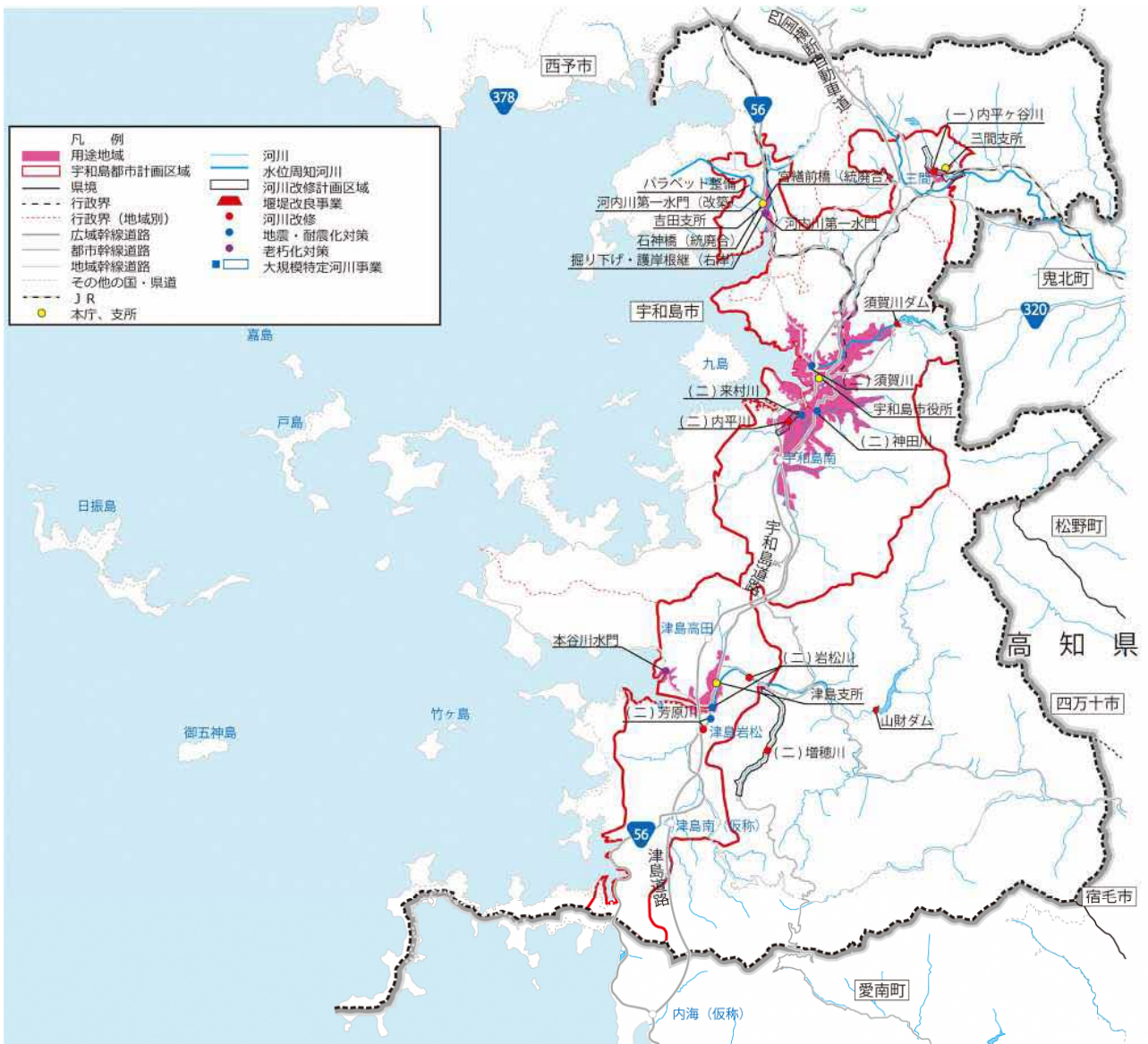
◆親水空間におけるレクリエーションの場づくり

- 都市内の貴重な自然環境である市街地を流れる河川では、市民の憩いの場やレクリエーションの場として、河川と連携した親水空間づくりを目指すとともに、河川周辺の道路や宅地等と一体となった水と緑のネットワークの形成を図り、うるおいのある都市空間の創出に努める。

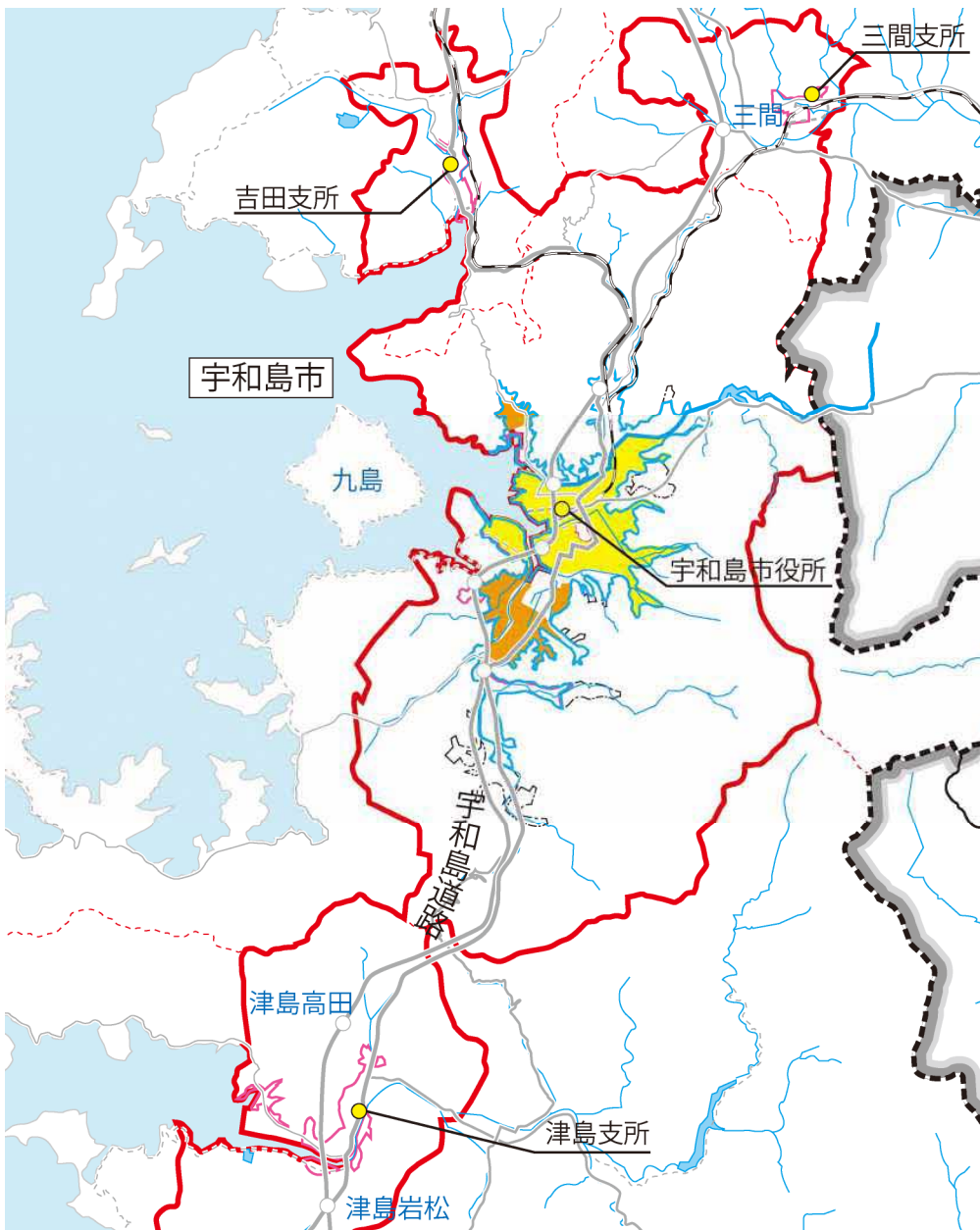
(4)その他の都市施設




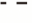







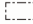



- 循環型社会の構築を目指した廃棄物排出量の抑制、再利用、再資源化を進め、環境負荷の軽減と高度化した施設整備やその機能の維持管理を図るために、ごみ処理施設については、宇和島地区広域事務組合環境センター・汚泥再生処理センターの適切な維持管理を進める。また、旧ごみ焼却施設については、解体後用地の有効活用を検討する。
- その他の供給処理施設では、施設や設備の更新、集約化に努め、防災や老朽化への対策をしつつ循環型社会に向けたシステムの構築とそれに連動した必要な施設や設備の整備を進める。
- 社会福祉施設や教育文化施設、駐車場等については、施設の拡張の必要性や更新年次等を踏まえ、計画的な整備を検討する。

■河川の整備方針図



■ 下水道の整備方針図



凡 例	
	用途地域
	宇和島都市計画区域
	県境
	行政界
	行政界（地域別）
	広域幹線道路
	都市幹線道路
	地域幹線道路
	その他の国・県道
	J R
	本庁、支所
	全体計画区域
	都市計画決定区域
	認可区域（公共下水道）
	認可区域（雨水公共下水道）

3)市街地整備の方針

良好な居住環境を有する市街地環境を形成するため、計画的な都市基盤整備や密集市街地の解消、少子高齢社会へのニーズに対応する市街地整備を推進する。

◆計画的な都市基盤整備の推進

- 中心市街地では、商業・業務機能を充実させた地区計画による整備を図る。また、卸売市場がある宮下地区では、流通関連機能の充実を図り、良好な市街地環境を維持する。
- 住宅や農地等が混在する市街地縁辺部や郊外の低未利用地では、土地区画整理事業や地区計画等による計画的な都市基盤整備を推進し、優良な市街地環境の形成を推進する。
- インターチェンジ近郊の三間地域の務田地区や宮野下地区、津島地域の高田地区や芳原地区等は、無秩序な市街化を抑制するため、周辺の田園環境と調和を図りつつ、地区計画による計画的な都市基盤整備を進める。
- 吉田や三間地域の市街地では、居住環境の維持、向上を図りつつ、混在する周辺農地の保全を図る。
- 大規模災害後の復興を円滑に進めるため、高台移転を含めた総合的な市街地整備とともに、その移転先となる土地を確保するため、必要に応じて都市計画区域の拡大を検討する。

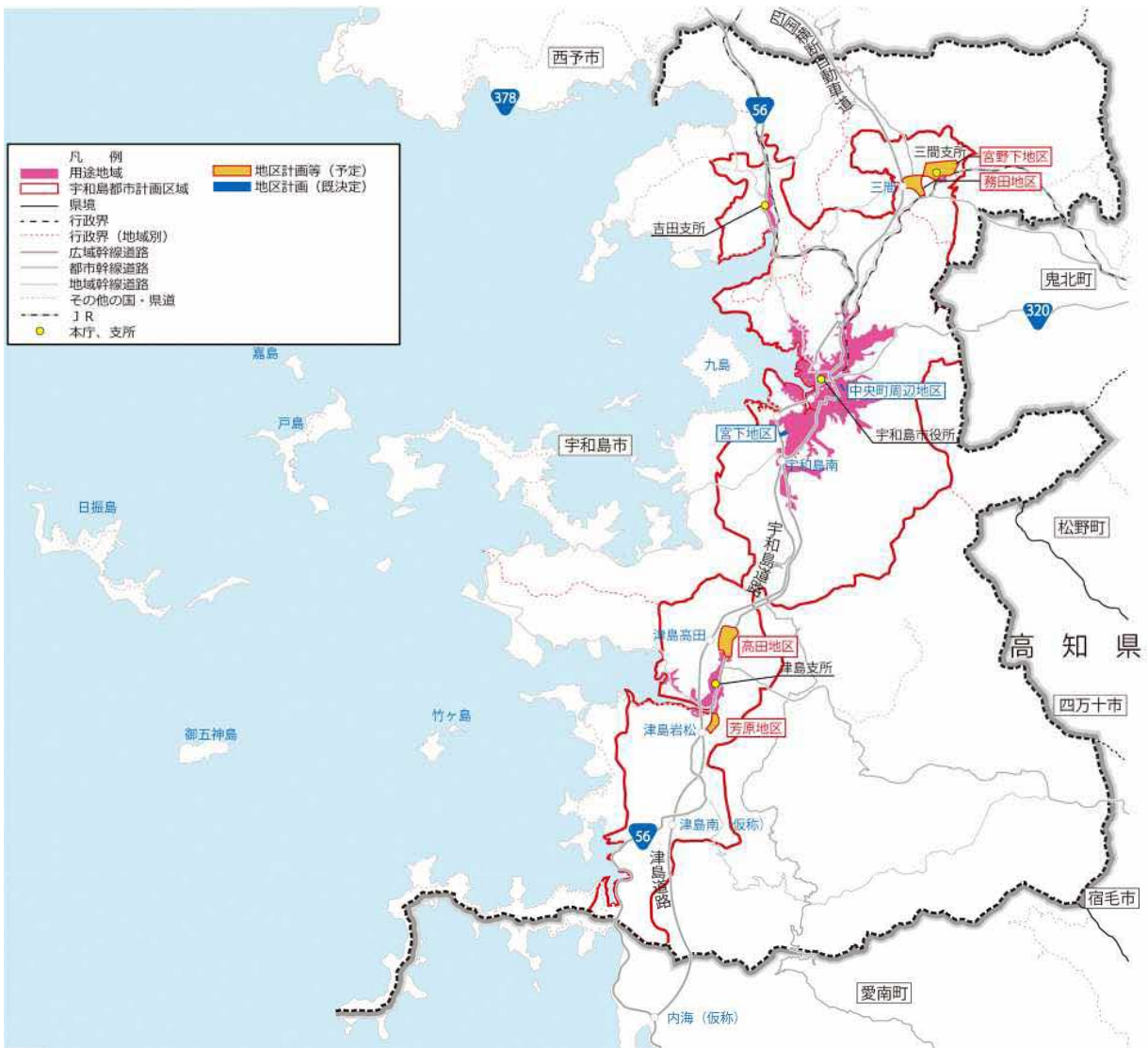
◆密集市街地の環境改善

- 中心市街地では、土地区画整理事業や住宅市街地整備事業、防災街区整備地区計画、老朽危険空家除却事業等の導入により、安全で安心な生活環境の確保と防災安全性の向上を図る。
- 狭隘道路が多く、木造住宅が密集している中心市街地周辺の住宅地では、市街地全体での防災安全性の向上を図りつつ、安全な市街地の形成に向け、建築物の不燃化や耐震化、細街路や緑地の整備等を、行政と市民の協働によって取り組む。

◆市民や地域が主体となった都市づくりの推進

- 良好な居住環境の維持や中心市街地の活性化に向けた再整備等、少子高齢社会に対応したコンパクトな市街地の形成や良好な市街地環境の維持、向上を図りつつ、地域課題に対応した都市づくりを推進するため、市民や地域が主体となった都市づくり提案の促進や都市計画提案制度の積極的な活用に対して支援を行う。

■市街地整備方針図



4)都市環境形成の方針

水と緑のうるおいある都市環境を形成するため、宇和海、河川、森林、里山、農地等の自然環境の保全を図りつつ、これらの資源と都市が共生するコンパクトな市街地を形成する。

リアス式海岸や森林等の豊かな自然環境、岩松地区の歴史的町並みや宇和島城等の歴史的資源、遊子水荷浦の段畑等の文化的資源が調和した個性豊かで美しい都市景観の形成に努める。

また、平成30年7月豪雨により被害を受けた河川や園地の早期復旧を行い、景観保全と災害に強い土地利用に努める。

◆農林業と調和した市街地

- 農林業生産の中心である三間地域と津島地域の優良農地や、宇和島地域と吉田地域の斜面地等の果樹園では、適正な土地利用規制を行い、都市的土地利用と調和する自然環境や農地の保全を図るとともに、生産性向上を目指した農林業生産基盤の整備を進める。
- 市街地内の農地は、地権者の意見を踏まえつつ、市街地環境と調和した有効な土地利用方を検討する。

◆緑豊かでコンパクトな市街地の形成

- 豊かな自然資源と都市環境が共生するコンパクトな市街地の形成を進めるため、市街地では、河川敷等の親水空間の整備、公共施設や道路の緑化を推進する。
- 民有地は、緑地協定等を奨励し、市民参加による緑化を促進、支援することで、地域における都市環境や景観の向上に努める。
- 市街地の緑化推進は、「緑の基本計画」の策定を進め、これに則して計画的に進める。

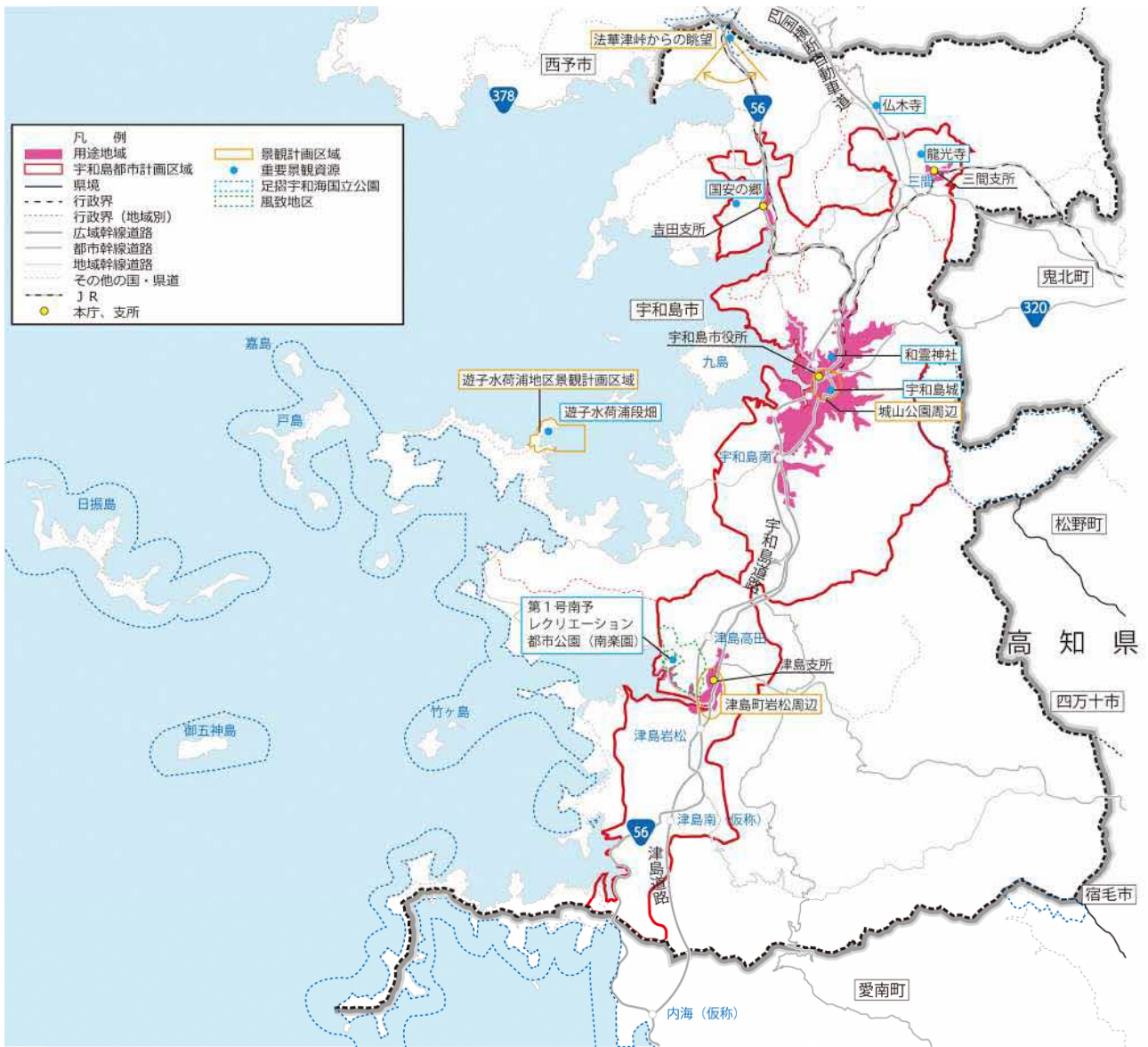
◆歴史的町並みや文化遺産の保全と活用

- 歴史を活かした都市づくりを進めるため、宇和島城や和霊神社、四国八十八箇所霊場、岩松地区の歴史的町並み等の歴史的資源とそれらに調和した周辺の景観は、将来にわたって良好な環境を維持できるよう保全と観光的活用を図る。
- 幕末から明治維新期の資料が数多く残る伊達博物館は、地域の歴史や文化遺産を後世に継承する拠点および観光等の複合施設として、景観に配慮して天赦公園内に改築する。
- 明治から昭和初期の歴史的町並みが残っている津島地域の岩松地区では、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた保全と活用を図る。

◆個性的な景観の形成

- 急峻な地形に昔ながらの段畑が形成される個性的な景観の遊子水荷浦地区については、宇和島市遊子水荷浦地区景観計画に基づき、貴重な景観と環境の保全に取り組む。
- 半島部や島しょ部の都市計画区域外の海岸部、岩松地区における岩松川とその周辺、法華津峠からの眺望が広がるエリアは、地域の特性に応じて、昔から続く貴重な景観や良好な自然的環境を保全する。
- 市内外の方が愛着を持つ都市づくりを進めるため、宇和島らしさが感じられる公共サイン等の導入を検討する。

■都市環境形成方針図



5)都市防災の方針

南海トラフ地震やそれに伴う津波、近年の頻発化・激甚化する水災害に対する災害予防の必要性が高まるなか、密集市街地の解消や風水害、土砂災害対策を推進し、防災・減災に努めるとともに、災害発生時の被害を抑え、円滑な避難を行えるよう、ハード・ソフト両面の災害予防対策を図り、災害に強い都市づくりを推進する。

また、別に定める立地適正化計画に記載する防災指針に基づき、都市の防災に関する機能の確保を図る。

◆都市の耐震化の推進

- 立地適正化計画の都市機能誘導区域内に誘導する都市機能誘導施設は、その耐震化や耐水化、耐浪化を推進する。
- 避難路や物資輸送のための緊急輸送道路、不特定多数の人が集まる商業施設、道路や橋梁、水道施設等のインフラの耐震化を促進するとともに、災害時に確保すべき緊急輸送道路等の沿道建築物は、耐震化を促進する。
- 庁舎や病院、学校等の公共施設は、災害時の情報伝達や避難、救助等の防災業務の中核となる施設として、倒壊防止に努めるとともに、耐震性の向上を図る。特に、災害時の防災拠点や避難場所である本庁舎の耐震改修を進め、各支所では、防災拠点としての設備を充実する。

◆中心市街地における防災に向けた整備

- 中心市街地では、防災機能の強化と土地の適正かつ有効な利用を進め、道路や公園等の地区防災施設の整備を促進するとともに、老朽化している危険な空き家等の除却を推進する。
- 火災発生時に被害拡大が予想されることから、防火地域や準防火地域の指定を検討し、建築物の不燃化や耐震化を図る。
- 中心市街地を含めた密集市街地では、地震による大規模な火災や建築物の倒壊対策のため、不燃化や耐震化を推進し、木造建築物等が密集している地区では、災害時の道路閉塞や火災延焼を防止するため、道路の拡幅を進める。
- 中心市街地に混在する住宅地と工業地域は、火災の発生や有害物質の飛散等による影響を抑制するため、住工分離を推進するとともに、住宅地を洪水や津波による浸水危険性の低い地域へ誘導する等の適切な用途配置を検討する。

◆防災拠点・避難地等の整備

- 南海トラフ地震等の地震や津波による大規模災害に対して、地域防災計画に基づいた防災・減災対策を図り、各地域の特性に応じた災害予防を進める。
- 地震等の災害時の物資輸送拠点となる宇和島港は、港湾施設の機能強化を図る。
- 防災活動拠点としての都市公園や緑地は、避難場所や臨時ヘリポートとして活用を検討し、公共施設では、防災機能強化とそれに必要な整備を進める。また、丸山公園は、広域防災拠点としての機能強化を図る。
- 中心市街地や吉田地域、津島地域の既成市街地等の津波災害警戒区域では、津波避難ビルの指定を推進するとともに、津波避難に対する民間施設の整備や耐震化を促進する。

◆治水・治山対策の推進

- 風水害対策では、河川改修と連携した下水道事業の実施や、海岸の護岸、堤防等の保全施設の整備を推進する。また、高潮および波浪による被害拡大を軽減、防止するため、海岸保全施設や高潮ハザードマップの整備を促進し、警戒や避難を中心とする防災体制の強化を図る。
- 土砂災害対策では、砂防堰堤やがけ崩れ防止施設等の整備など、必要な諸施策について愛媛県と連携を図る。
- 土砂災害警戒区域では、ハザードマップによる周知徹底や要配慮者の円滑な警戒避難体制の整備を進めつつ、土砂災害特別警戒区域では、災害レッドゾーンの周知を図り、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転を支援する。
- 宅地災害の未然防止のため、大規模盛土造成地や液状化の可能性のある位置等の周知を図り、液状化地盤の対策を検討する。

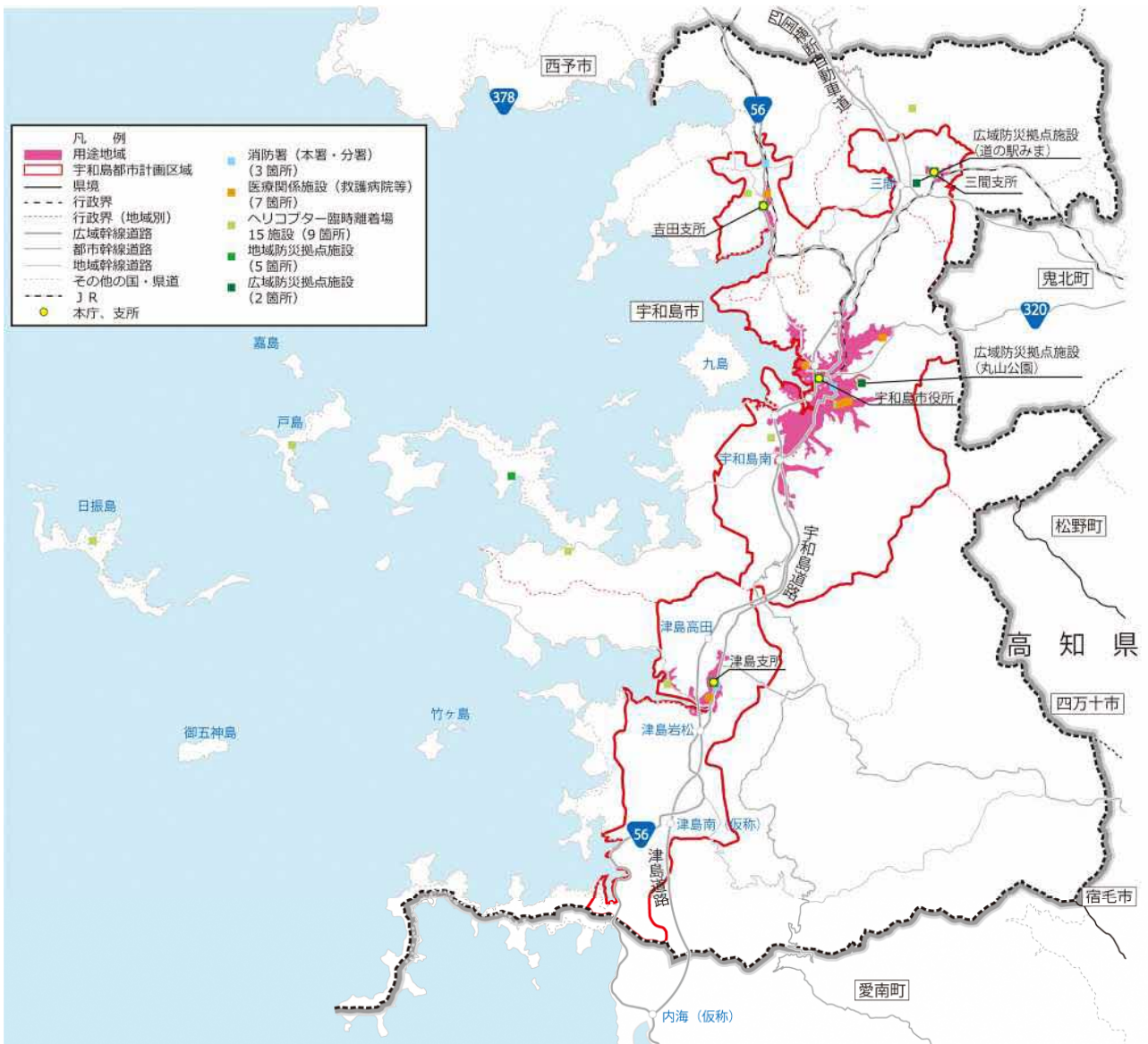
◆防災体制の充実

- 自主防災組織の結成や活動の支援として、市民が利用する研修および訓練を行う防災センターや備蓄施設、防災資機材の整備を計画的に進める。
- 防災ラジオの全世帯配布によるコミュニティ FM 放送を活用した災害情報伝達体制の充実とともに、宇和島市安心安全情報メールや伊達なうわじま安心ナビ等の携帯端末を活用した災害情報伝達方法の普及に努める。
- 平常時の備えとして、防災出前講座の実施や、市広報紙・ホームページ等による正確な情報発信により、市民の防災意識の向上に努める。さらに、地域単位での避難訓練等を実施し、地域の防災意識の醸成を図るとともに、市全体の防災訓練を実施する。
- 自然災害による被害想定地域を可視化したハザードマップや、市民および地域の防災力向上に資する防災マップの利活用を促すため、マップの作成・更新時に市民参加の機会を設ける等、災害に対する理解促進に努める。

◆復興の事前準備

- 南海トラフ地震発生の可能性が高まる中、災害時に速やかに避難し、早期に復興できるよう愛媛県、近隣市町や大学等の関連機関と連携して研究を進めるとともに、その成果を市民に普及し、避難計画や復興計画の策定等を図る。

■都市防災方針図

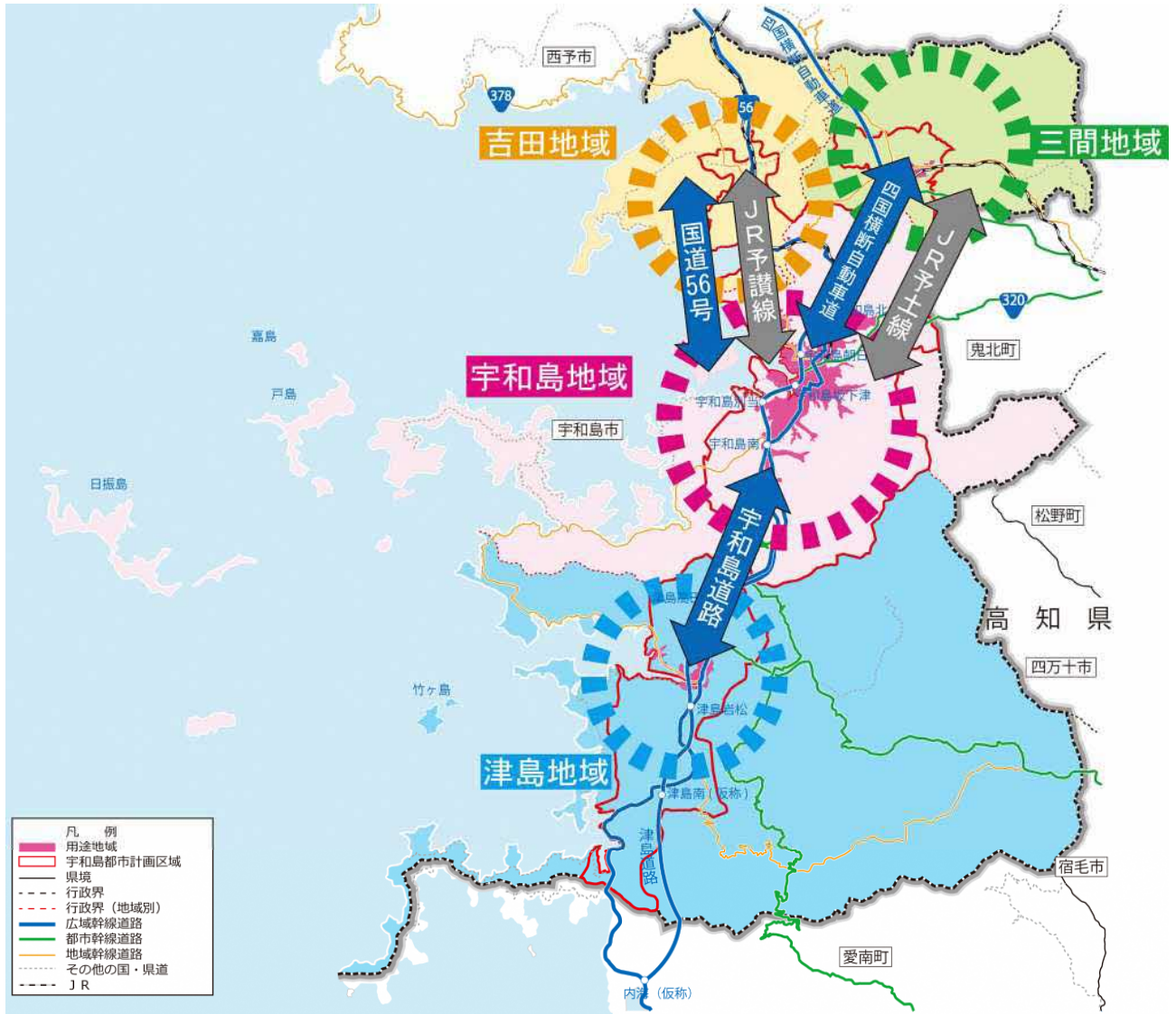


第4章 地域別構想

1. 地域区分の設定

地域区分は、市町村合併やコミュニティに配慮しつつ、旧市町に基づいた地域区分とし、宇和島地域、吉田地域、三間地域、津島地域の4地域に設定する。

■ 地域区分設定図



2.地域別都市づくり構想

1)宇和島地域

(1)地域の特性

項目	概要																																			
人口	<p>○2015（平成27）年国勢調査による宇和島地域の人口は約5.1万人で、本市の66.1%を占める。高齢化率は34.5%で県平均30.6%よりやや高い。</p> <table border="1"> <caption>人口推移と高齢化率</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>15歳未満</th> <th>15～64歳</th> <th>65歳以上</th> <th>高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H2</td> <td>12,725</td> <td>46,639</td> <td>8,670</td> <td>12.7%</td> </tr> <tr> <td>H7</td> <td>10,850</td> <td>41,487</td> <td>13,133</td> <td>20.1%</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>9,112</td> <td>38,356</td> <td>14,658</td> <td>23.6%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>7,817</td> <td>34,738</td> <td>15,431</td> <td>26.6%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>6,879</td> <td>31,933</td> <td>16,350</td> <td>29.6%</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>5,881</td> <td>27,490</td> <td>17,577</td> <td>34.5%</td> </tr> </tbody> </table>	年次	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率	H2	12,725	46,639	8,670	12.7%	H7	10,850	41,487	13,133	20.1%	H12	9,112	38,356	14,658	23.6%	H17	7,817	34,738	15,431	26.6%	H22	6,879	31,933	16,350	29.6%	H27	5,881	27,490	17,577	34.5%
年次	15歳未満	15～64歳	65歳以上	高齢化率																																
H2	12,725	46,639	8,670	12.7%																																
H7	10,850	41,487	13,133	20.1%																																
H12	9,112	38,356	14,658	23.6%																																
H17	7,817	34,738	15,431	26.6%																																
H22	6,879	31,933	16,350	29.6%																																
H27	5,881	27,490	17,577	34.5%																																
土地利用	<p>○JR宇和島駅を中心とした中心市街地は、図書館や生涯学習センター、子育て世代活動支援センターを有するパフィオウわじまをはじめ、市立宇和島病院等の医療施設、伊達博物館等の文化施設といった都市サービス機能が集積している。</p> <p>○宇和島港の背後地には、水産業施設や物流施設等を有する工業地が広がる。</p> <p>○中心市街地周辺は、路線バス等の公共交通による中心市街地への利便性が良く、戸建住宅を中心とした住宅地が広がっている。</p> <p>○市街地縁辺部の山すそを中心に、農地が広がり、集落地が点在している。</p>																																			
道路街路	<p>○地域の骨格となる宇和島道路と国道56号等の幹線道路が南北を貫き、松山市をはじめとする愛媛県各都市や高知県西部の各都市とを結んでいる。</p> <p>○国道320号や主要地方道宇和島下波津島線、一般県道吉田宇和島線等の幹線道路が中心市街地から放射状に伸びており、周辺市町や各地域とを結んでいる。</p> <p>○中心市街地内の住宅が密集している市街地では、狭隘道路が広がっている。</p>																																			
鉄道バス	<p>○予讃線と予土線の2路線があり、JR宇和島駅や北宇和島駅、高光駅がある。</p> <p>○バスセンターを中心に、市内各地域や周辺市町を結ぶ路線バスが運行している。</p>																																			
公園緑地	<p>○城山公園をはじめ、13の都市公園が整備されている（街区公園：4、近隣公園：3、地区公園：1、運動公園：1、特殊公園：4）。</p> <p>○都市公園開設面積は119.98ha、一人当たりの都市公園面積は24.9㎡（2021（令和3）年3月時点）。</p>																																			
河川下水道	<p>○二級河川須賀川、辰野川、来村川、広見川、神田川等が地域内を流れている。</p> <p>○公共下水道の処理区域面積は391.2ha（2021（令和3）年）であり、市街地を中心に整備されている。</p> <p>○公共下水道計画区域外では、合併処理浄化槽による処理が行われている。また、遊子地区では漁業集落排水施設による処理が行われている。</p>																																			
都市環境	<p>○遊子水荷浦地区には、「宇和島市遊子水荷浦地区景観計画」が2007（平成19）年4月に策定されている。</p> <p>○宇和島城や天赦園、和霊神社等の歴史的資源、鬼ヶ城山や愛宕公園の桜、遊子水荷浦の段畑等の景観資源、牛鬼まつりや闘牛等の文化的資源が点在している。</p>																																			

項目	概要
都市 防災	○市街地縁辺部の山すそでは、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定されており、中心市街地の須賀川沿いでは、洪水浸水想定区域が指定されている。 ○広域防災拠点施設として丸山公園、地域防災拠点施設として宇和島市役所本庁と宇和海支所があり、消防署は、宇和島地区広域事務組合消防本部の宇和島消防署等がある。
その他	○小学校 15 校、中学校 3 校、中等教育学校 1 校、高等学校 2 校がある（2021（令和 3）年 3 月時点）。 ○第二次救急医療機関の地域医療機能推進機構宇和島病院や宇和島徳洲会病院、第三次救急医療機関の市立宇和島病院（南予救命救急センター）がある。

(2)都市づくりの課題と方向

◆四国西南地域の中核を担う都市機能を活かした都市づくり

四国西南地域を担う中核都市として中心市街地には、パフィオうわじまといった複合施設や市立宇和島病院等の医療施設、道の駅みなとオアシスうわじまきさいや広場等の商業施設といった都市サービス機能が集積している。

しかし、都市サービス機能の集積を活かすためには、市民や観光客等のさらなる利用と、特に高齢者や子ども、障がい者の利用には、鉄道やバス等の公共交通が必要であり、その利便性の良さが求められる。

これら中心市街地における都市サービス機能を活かしたにぎわいのある都市づくりを進めるためには、公共交通ネットワークの連携強化等、誰もが利用しやすい公共交通の提供や、商業・観光施設等のにぎわい施設の利用促進が必要である。また、地域や市民と行政が協働で進める都市づくりのためのタウンミーティングの開催や広報活動の充実も必要である。

◆地域資源を活かした魅力ある都市づくり

中心市街地には、宇和島城天守や天赦園等の歴史的資源、牛鬼まつりや闘牛等の文化的資源が豊富にあり、宇和島道路の宇和島朝日インターチェンジ付近には、道の駅みなとオアシスうわじまきさいや広場、宇和島水産物地方卸売市場等の地域資源が多数分布している。

しかし、周辺市町や四国各地からの観光客が幹線道路を利用し、道の駅へ来客するものの、その後のまちなか観光には活かされておらず、観光地としての魅力発信やインバウンド対策等に課題がある。

そのため、まちなか観光を推進するには、観光客が多く訪れる宇和島城の城山下に設置した観光交流施設を拠点とし、点在する史跡、観光地を結ぶことで、観光客へのおもてなしと利便性の向上を図る。また、物流拠点である重要港湾宇和島港では、大浦地区埋め立て地において、宇和島水産物地方卸売市場が稼働し、適正な衛生管理と作業工程の迅速化等による安心・安全な水産物の提供を目指している。今後も、榑崎地区とを結ぶ臨港道路の建設等、港湾計画に基づく整備を進め、海上輸送と陸上輸送の強化を図る。

これらの地域資源を活かすため、観光客を誘導する歩行空間の整備や、特産品等の地域資源を活用した産業観光や体験学習等を組み込んだマイクロツーリズムの推進、インバウンドに対応した観光案内板の多言語化や外国人対応ができる案内所の設置等、観光客が安全に安心して過ごせる魅力ある都市づくりが求められる。

◆災害に強い安全で快適に生活できる都市づくり

中心市街地には、四国西南地域の救急医療を提供する第三次救急医療機関の市立宇和島病院をはじめ、多数の医療施設や福祉施設がある。また、広域防災拠点である丸山公園や地域防災拠点である宇和島市役所等の防災拠点もあり、市立小中学校等は指定避難所として指定されている。

しかし、中心市街地内には、狭隘道路が広がっており、緊急車両や高齢者、子ども、障がい者の通行に支障がある。また、災害時には、建物の倒壊等により通行不能になる可能性もある。

そのため、充実した医療施設や福祉施設を活かすには、市街地内の狭隘道路の解消や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等を進める必要がある。また、幅員の広い道路では、歩道の設置を進めるとともに、歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入等、高齢者や子ども、障がい者が安心して暮らせる都市づくりを進める必要がある。また、南海トラフ地震等の地震発生時には、公共施設や指定避難所等の倒壊や破壊、津波災害による市街地の浸水が生じるおそれがある。さらに、台風やゲリラ豪雨と称される局地的な大雨による災害発生時には、浸水被害が想定される。

そのため、津波避難ビルの指定や避難経路の確保、避難計画に基づく訓練等のハード・ソフトによる防災・減災対策による災害に強い都市づくりが必要である。

中心商業地においては、都市計画法上の準防火地域を指定しており、今後も建築物の防火性能の向上を図る。

(3)都市づくり整備構想

将来像：宇和島地域

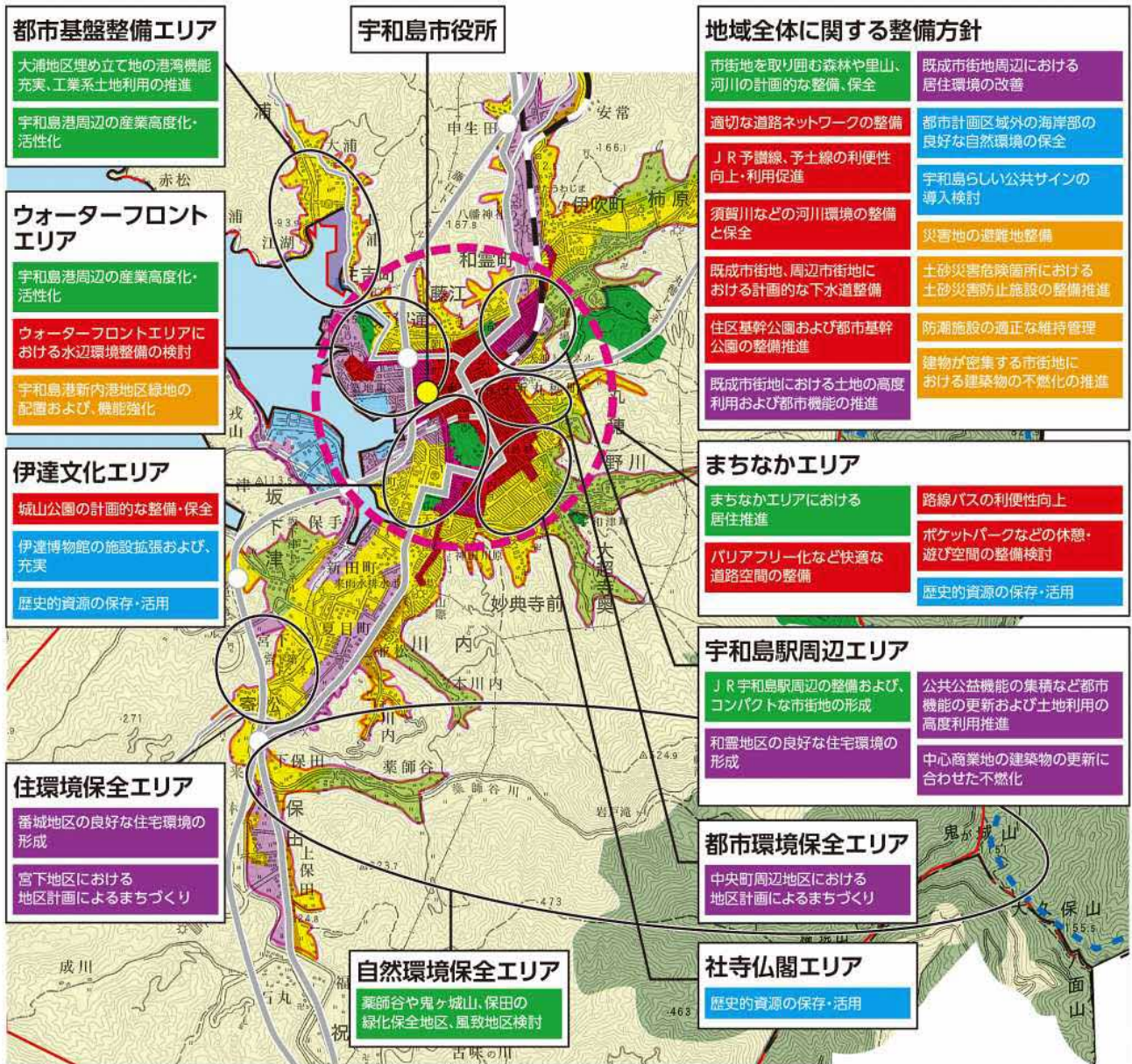
**四国西南地域を担う生活・文化・経済を
活用した快適に暮らせる都市づくり**

<p>土地利用の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地では、四国西南地域の中心地として都市サービス機能の充実やまちなか居住の推進のために、土地の高度利用を図る市街地再開発事業を検討するなど質の高い市街地の形成を進める。 ○宇和島港周辺の工業系用途地域でありながら住宅地化が進む地域については、用途地域の見直しを検討する。 ○宇和島港周辺は、水産物等の物流・産業拠点として、機能強化を図るため、工業系の土地利用の推進を図る。 ○保田地区の工場跡地では、産業用地として、流通・工業系の土地利用を推進する。 ○建築物が密集している市街地では、南海トラフ地震等の災害に対する防災安全性を向上するため、狭隘道路の解消や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化等の居住環境の改善を図る。 ○中心市街地周辺の森林や里山、河川等の豊かな自然環境は、地域の自然資源として重要な緑地と位置づけ、良好な景観を維持するため、開発を抑制し、計画的な整備および保全を推進する。 ○薬師谷溪谷や鬼ヶ城山では、良好な景観や自然環境の保全を図る。
<p>都市施設整備の方針</p>	<p>道路街路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地では、未整備の都市計画道路の整備を進めるとともに、土地利用計画に合わせて適切な道路ネットワークの形成を図る。 ○中心市街地の災害時における緊急輸送道路では、広域幹線道路等の道路の維持管理について道路管理者と連携を図る。 ○中心市街地では、駐車需要に応じた駐車施設の確保に努め、利用サービスの向上を図る。 ○JR 宇和島駅周辺では、安全で安心して通行できる自転車・歩行者ネットワークを形成し、快適な道路空間を創出するため、歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を進める。 ○市道等については、快適性や安全性の向上を図るため、道路パトロール等を行い、予防保全型の維持管理による道路整備を進め、利用者の安全確保に努める。 ○道の駅みなとオアシスうわじまきさいや広場を観光・交流拠点として位置づけ、観光交流に関する情報の提供を図る。

都市施設 整備の方 針	鉄道 バス	<ul style="list-style-type: none"> ○交通結節点である JR 宇和島駅では、予讃線、予土線のさらなる利便性の向上と利用促進を図る。 ○中心市街地の公共施設や商業施設、観光地等への回遊性を高めるため、JR 宇和島駅等の交通結節点では、路線バス等の公共交通マップや乗継時刻表の整備等、利用環境の改善を進め、利用者数の向上を促す。
	公園 緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○宇和島城本丸や二之丸がある城山公園については、都市のシンボルとして計画的な整備や保全を図る。 ○住区基幹公園や都市基幹公園について、既存施設では、市民の憩いの場や災害時の防災拠点として適切な維持管理に努めつつ、必要に応じて、新たな整備を検討する。 ○都市環境形成および災害時の防災拠点として、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等の小規模な休憩・遊び空間の整備を検討する。 ○臨海部周辺については、活気とにぎわいのある空間創出に向けて、水辺環境の整備を検討する。
	河川 下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地の二級河川の須賀川や来村川等の河川は、南海トラフ地震等に備えた耐震化対策を進めるよう愛媛県と連携を図り、河川周辺の環境の整備と保全に努める。 ○内平川等の浸水被害が発生しやすい河川流域では、下水事業による内水対策について愛媛県と連携を図るとともに、下水道事業の推進に努める。 ○中心市街地とその周辺では、公共下水道における未整備区域を優先的に整備するとともに、公共下水道以外の地区では、合併浄化槽の整備を図る。 ○市街地の浸水対策として、雨水排水施設の整備を進める。
市街地整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地では、商業と居住環境が調和した個性ある魅力的な町並みを創造するため、地区計画等の導入を検討しつつ、不燃化を促進する。 ○JR 宇和島駅周辺では、土地の高度利用を推進するため、駅前通り（国道 320 号）の高質化をはじめ、適切な土地利用の計画策定を図りつつ、市街地再開発事業等について検討する。 ○中心市街地の和霊地区や番城地区では、新たな住宅地の形成を推進するため、土地区画整理事業等による面的整備や地区計画の導入を検討する。 ○地区計画が決定されている宮下地区では、用途制限を行いつつ、また、中央町周辺地区では、一定の生活道路幅員の確保により、それぞれ引き続き良好な市街地環境の誘導や維持を図る。 ○その他の市街地では、市民との合意形成を図りつつ、市街地環境の整備や都市機能の増進を誘導する。 ○一般住宅地区では、生活道路や公園等の都市基盤整備により、居住環境の改善を目指す。また、住宅密集地区では、良好な居住環境の形成を図るため、老朽危険空家除却事業により、安全安心な生活環境の確保を図る。 	

<p>都市環境形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○遊子水荷浦地区については、景観計画に基づき、市民との協働により昔ながらの段畑が形成される個性的な景観の保全を図る。 ○半島部や島しょ部等の都市計画区域外の海岸部では、国土利用計画法に基づく届出や開発申請等の審査を通して、適正な土地利用の促進や無秩序な市街化の防止に努め、良好な自然環境や貴重な景観の保全を図る。 ○中心市街地にある宇和島城や和霊神社、城山公園周辺の地区では、歴史的文化的資源を維持、継承するため、計画的な保全や観光的な活用を図る。 ○伊達博物館は、本市の自然や歴史文化を保全・継承し、市民や観光客へその魅力を広く発信するため、基本計画に基づき、施設の建て替えと内容の拡充を図る。 ○公共施設等に設置する公共サインについて、宇和島らしいデザインの導入を検討する。
<p>都市防災の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の防災活動拠点として、都市基幹公園や緑地を避難地として位置づけ、公共施設の機能強化等の整備を図る。また、広域防災拠点として丸山公園を、物資輸送拠点として宇和島港新内港地区緑地をそれぞれ位置づけ、災害による緊急時の活用を図る。 ○中心市街地内で建物が密集している地区では、建築物の不燃化や耐火構造化の推進を図る。 ○臨海部では、地震による津波等の浸水対策として、津波避難ビルの指定や民間施設の整備、耐震化を促進する。 ○集落地の指定避難所等の防災拠点では、耐震強化等の防災機能の向上と充実に努める。 ○土石流や地すべり、がけ崩れ等に対しては、砂防堰堤等の砂防関係施設の整備等、必要な土砂災害対策について愛媛県と連携を図る。 ○土砂災害警戒区域では、ハザードマップによる周知の徹底や要配慮者の円滑な警戒避難体制の整備を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域では、災害レッドゾーンの周知を図り、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転を支援する。 ○防潮施設等の海岸保全施設は、海岸保全基本計画に基づき、適正な維持管理を図る。 ○被災時に早期に被災後の都市づくりが進むよう、市民と協働して復興事前準備の取り組みを進める。

(4)宇和島地域の都市づくり方針図



凡例		整備方針
地域別方針図	宇和島都市計画区域	土地利用
	用途地域	都市施設整備
	まちなかエリア	市街地整備
	行政界(地域別)	都市環境形成
	広域幹線道路	都市防災
	都市幹線道路	
	地域幹線道路	
	その他の国・県道	
	J R	
	本庁	
	インターチェンジ	
	市街地	
	中心市街地	
	拠点型工業・流通地区	
	混合型工業・流通地区	
	住宅専用地区	
	一般住宅地区	
	市街地以外	
	農業保全・振興地域	
	森林環境保全地域	
	レクリエーション地	
	足摺宇和海国立公園	

2) 吉田地域

(1) 地域の特徴

項目	概要																																			
人口	<p>○2015（平成 27）年国勢調査による吉田地域の人口は約 1.0 万人で、本市の 13.0%を占める。高齢化率は 42.1%で県平均 30.6%より高い。</p> <table border="1"> <caption>人口推移と高齢化率 (単位: 千人)</caption> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>15歳未満</th> <th>15-64歳</th> <th>65歳以上</th> <th>高齢化率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H2</td> <td>2,496</td> <td>9,578</td> <td>2,522</td> <td>17.3%</td> </tr> <tr> <td>H7</td> <td>1,996</td> <td>8,287</td> <td>3,350</td> <td>24.6%</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>1,685</td> <td>7,488</td> <td>3,828</td> <td>29.4%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>1,425</td> <td>6,641</td> <td>4,079</td> <td>33.6%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1,199</td> <td>5,885</td> <td>4,093</td> <td>36.6%</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>924</td> <td>4,901</td> <td>4,239</td> <td>42.1%</td> </tr> </tbody> </table>	調査年度	15歳未満	15-64歳	65歳以上	高齢化率 (%)	H2	2,496	9,578	2,522	17.3%	H7	1,996	8,287	3,350	24.6%	H12	1,685	7,488	3,828	29.4%	H17	1,425	6,641	4,079	33.6%	H22	1,199	5,885	4,093	36.6%	H27	924	4,901	4,239	42.1%
調査年度	15歳未満	15-64歳	65歳以上	高齢化率 (%)																																
H2	2,496	9,578	2,522	17.3%																																
H7	1,996	8,287	3,350	24.6%																																
H12	1,685	7,488	3,828	29.4%																																
H17	1,425	6,641	4,079	33.6%																																
H22	1,199	5,885	4,093	36.6%																																
H27	924	4,901	4,239	42.1%																																
土地利用	<p>○既成市街地内には、市立吉田病院等の医療施設や吉田町老人憩いの家等の福祉施設といった都市サービス機能が集積している。</p> <p>○既成市街地の本町や魚棚、裡町等の地区では、伝統的な家屋が並ぶ陣屋町があり、昔ながらの町並みが広がっている。</p> <p>○既成市街地から西側にある鶴間地区には、江戸時代に建てられた商家を移築・復元した国安の郷がある。</p> <p>○沿岸部の山すそを中心に農地が広がっており、集落地が点在している。</p>																																			
道路 街路	<p>○国道 56 号が南北に伸び、中心市街地や愛媛県各都市を結んでいる。</p> <p>○国道 378 号や一般県道奥浦白浦線が沿岸沿いを走っており、集落地をつないでいる。</p>																																			
鉄道 バス	<p>○予讃線が運行しており、JR 伊予吉田駅や立間駅がある。</p> <p>○路線バスは中心市街地や周辺市町に向けて運行し、コミュニティバスは吉田支所を中心に 4 路線が放射状に運行している（大良線、筋線、大河内線、川平線）。</p>																																			
公園 緑地	<p>○吉田公園をはじめ、4 つの都市公園が整備されている（街区公園：3、総合公園：1）。</p> <p>○都市公園開設面積は 5.3ha、一人当たりの面積は 5.8 m²（2021（令和 3）年 3 月時点）。</p>																																			
河川 下水道	<p>○二級河川鶴間川、立間川、立間尻川等が流れている。</p> <p>○公共下水道計画区域外であり、合併処理浄化槽による処理が行われている。</p>																																			
都市 環境	<p>○賛美歌 404 番の歌詞風景が広がる宇和海や法華津峠等、豊かな自然に恵まれている。宇和海に面した急傾斜地で行われる柑橘栽培は、厳しい地形条件を克服して持続的に経営するノウハウが認められ、日本農業遺産の「愛媛・南予の柑橘農業システム」に認定されている。</p> <p>○既成市街地は、吉田藩創設時から変わらない町割り、家中町・町人町の風情が残り、立間川沿いでは桜の小路が川面を彩る。吉田秋祭りでは、この町並みを神輿や牛鬼等が練り歩く「おねり」が引き継がれている。</p> <p>○江戸時代に建てられた商家を移築・復元した「国安の郷」では、伊達家吉田藩の歴史文化を学習できる。</p>																																			

項目	概要
都市 防災	<ul style="list-style-type: none">○市街地縁辺部の山すそでは、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定されている。○立間川付近の市街地では、過去に浸水した区域があり、立間川沿いの一部既成市街地では、洪水浸水想定区域が指定されている。○地域防災拠点施設として宇和島市役所吉田支所、消防署では、吉田分署がある。
その他	<ul style="list-style-type: none">○小学校 5 校、中学校 1 校、高等学校 1 校がある（2021（令和 3）年 3 月時点）。○市立吉田病院がある。

(2)都市づくりの課題と方向

◆歴史や自然等の地域資源にふれる都市づくり

宇和島藩から分知された吉田藩として、独自の文化を育んできた歴史があり、江戸時代に建てられた商家を移築・復元した国安の郷や陣屋町の町並み等の歴史的資源がある。また、足摺宇和海国立公園に指定されている法華津峠からの眺望景観や吉田公園等の地域資源が点在している。

しかし、これらの地域資源へのアクセスは、主に自家用車に限られており、交通利便性が悪いため、観光客の利用が伸び悩んでいる。

そのため、陣屋町の町並みや国安の郷等の歴史的資源をめぐるシャトルバスや巡回バス等によりアクセスを良くすることが必要である。また、地域に広がる歴史や自然にふれる都市づくりを進めるためには、吉田公園の四季折々の自然環境や法華津峠からの眺望景観等の維持が求められる。

◆農業、水産業の活用によるにぎわいのある都市づくり

吉田港とその周辺では、伝統漁法による海産物や宇和海への渡船、筏釣り体験等の水産業が盛んであり、水産加工品やちりめん等の特産品がある。また、急峻な地形を活かした斜面地に柑橘等の果樹園が広く分布している。

しかし、豊かな農林水産物等の特産品があるものの、これらの産地への観光客の増加には及んでいない。また、平成30年7月豪雨により、斜面崩壊や土石流による被害が発生し、柑橘等の果樹園への被害も甚大であった。

そのため、市内外で宇和島産の農林水産物のPRや市ホームページでの情報発信等が求められる。また、本市の特産品である水産加工品の販売や柑橘農園等での収穫体験等を通じて、その魅力を広める必要がある。さらに、果樹園における斜面崩壊の防止等により、安定的な生産基盤の維持が必要である。

◆防災・減災対策を強化した安全な都市づくり

吉田地区の既成市街地では、市立吉田病院等の医療施設や小、中学校等の指定避難所、老人憩いの家等の福祉施設といった都市サービス機能が集積し、コンパクトな市街地が形成されている。

しかし、平成30年7月豪雨により、既成市街地の立間川や河内川、本村川の河川付近では、河川の氾濫に伴う道路寸断や住宅地の浸水が発生し、都市サービス機能が低下した。また、山あいや臨海部の集落地では、ゲリラ豪雨と称される局地的な大雨による斜面崩壊により、既成市街地に続く道路が寸断され、集落地が孤立する等の被害を受けた。

そのため、災害時における都市サービス機能の低下を防ぐため、緊急輸送路となる広域幹線道路や既成市街地の避難路、河川等の老朽化したインフラの整備による市街地浸水対策、既成市街地周辺の土砂災害警戒区域等における土砂災害対策、また、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難体制の確立等が求められる。

(3)都市づくり整備構想

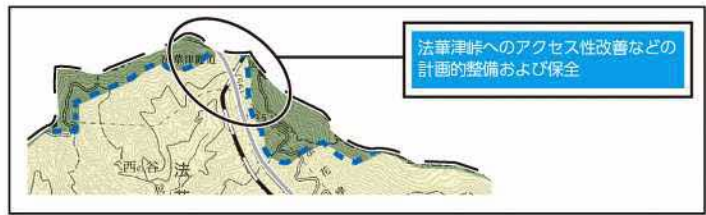
将来像：吉田地域

歴史文化と自然環境が共生する、安全で快適な都市づくり

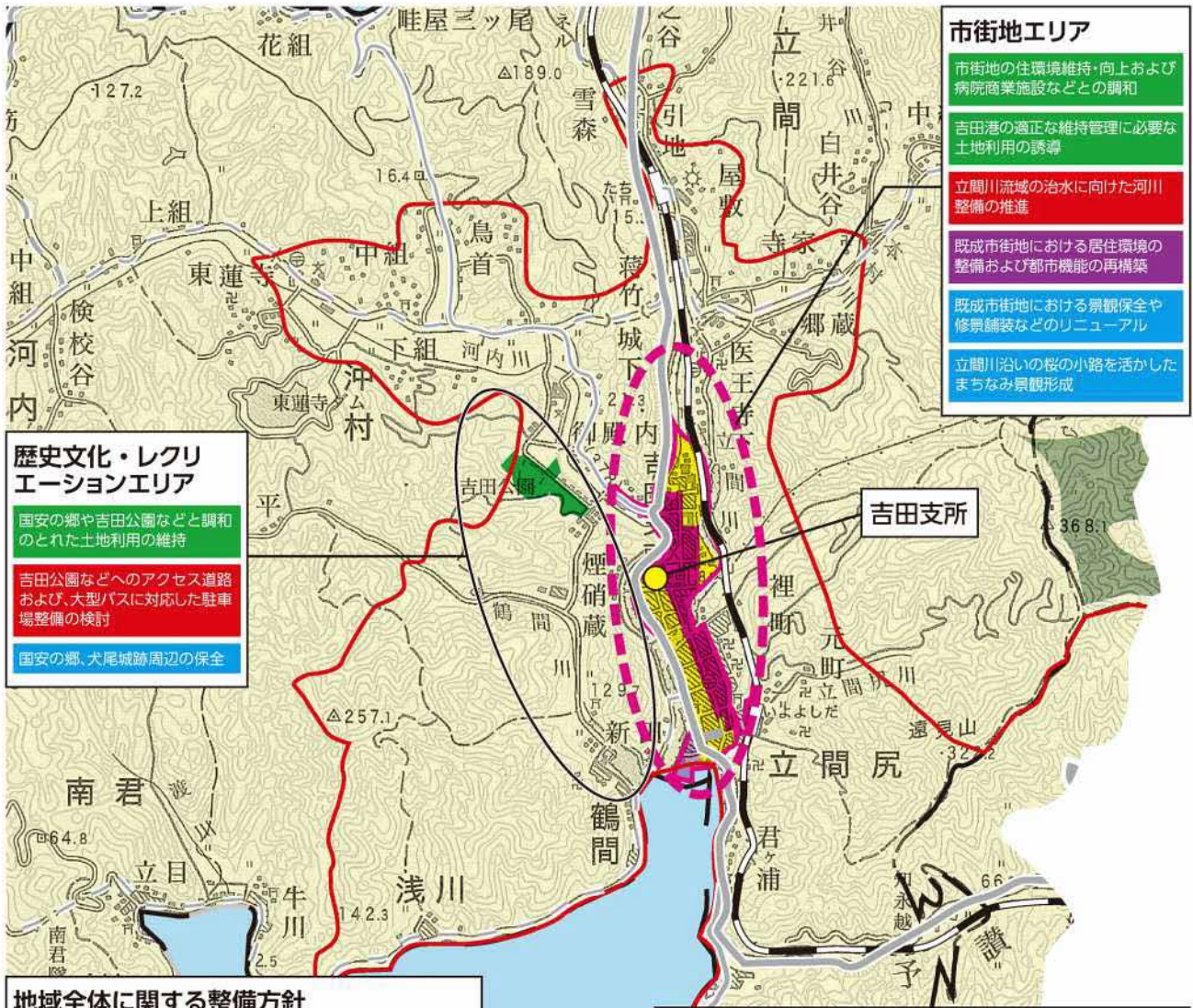
土地利用の方針	<p>○既成市街地では、居住環境の維持や向上を図るため、日常生活の中心となる利便性の良い商業施設や医療施設等の都市サービス機能と調和した土地利用を維持する。</p> <p>○吉田港周辺では、港湾の適正な維持管理や必要な土地利用の誘導を図る。</p> <p>○地域内に広く分布する斜面地における果樹園等の優良農地は、豊かな自然環境による景観に配慮しつつ、農業振興地域整備計画の活用等の適正な土地利用規制によって保全を図る。</p> <p>○市街地を取り囲む森林や里山、国安川等の河川は、良好な景観形成の観点から重要な緑地として位置づけ、開発の抑制や計画的な整備、保全を進める。</p> <p>○国安の郷や吉田公園周辺は、歴史的景観や自然景観を保全し、これらの既存施設と調和した土地利用を維持する。</p>	
都市施設整備の方針	<p>道路 街路</p>	<p>○既成市街地では、土地利用計画に合わせた適切な道路ネットワークの整備を推進する。</p> <p>○既成市街地の災害時における緊急輸送道路では、広域幹線道路等の道路の維持管理について道路管理者と連携を図る。</p> <p>○市道等については、快適性や安全性の向上を図るため、道路パトロール等を行い、予防保全型の維持管理による道路整備を進め、利用者の安全確保に努める。</p> <p>○吉田公園周辺では、大型バスに対応した駐車場や道路の整備等を検討する。</p>
	<p>鉄道 バス</p>	<p>○予讃線については、中心市街地との連携強化のため、輸送力の増強や円滑な乗り継ぎに配慮した、利便性の向上や利用促進を図る。</p> <p>○吉田支所等の交通結節点では、路線バスやコミュニティバス等の公共交通マップや乗継時刻表の整備等、利用環境の改善を進め、利用者数の向上を促す。</p>
	<p>公園 緑地</p>	<p>○住区基幹公園や都市基幹公園等の既存施設では、市民の憩いの場や市民の防災環境の向上等の観点から、適切な維持管理に努めつつ、必要に応じて、新たな整備を検討する。</p> <p>○都市環境形成および災害時の防災拠点として、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等の小規模な休憩・遊び空間の整備を検討する。</p>

<p>都市施設 整備の方 針</p>	<p>河川 下水道</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○地震による津波災害時の避難路として、橋梁の耐震改修に努める。 ○立間川流域の治水安全度向上を図るため、河川整備と連携した内水氾濫対策を促進する。 ○良好な居住環境の確保と自然環境を保全するため、合併浄化槽による生活排水処理の整備や普及を進める。
<p>市街地整備の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、市民との合意形成を図りつつ、居住環境の整備や都市機能の増進を図る。 	
<p>都市環境形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、吉田町の秋祭り「おねり」を活かした施設や修景舗装のリニューアル等の整備を進め、陣屋町の歴史的町並みの景観維持と向上を図る。 ○立間川沿いの桜の小路は、市民の憩いの場となるよう、美しい景観を維持する。 ○足摺宇和海国立公園に指定されている法華津峠一帯は、法華津峠へと続く道路の改善や果樹園の保全等、計画的な整備に努めつつ、眺望景観の保全を図る。 ○国安の郷や犬尾城跡周辺を観光・交流拠点として位置づけ、施設の保全や活用を図る。 ○公共施設等に設置する公共サインについて、宇和島らしいデザインの導入を検討する。 	
<p>都市防災の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、狭隘道路を解消するため、道路の整備を検討する。 ○臨海部では、地震による津波等の浸水対策として、津波避難ビルの指定や民間施設の整備、耐震化を促進する。 ○都市基幹公園や緑地を災害時の避難地として位置づけ、住民への周知を推進する。 ○優良農地の果樹園等の斜面地や農林道では、地震等の災害時における危険予想箇所の把握に努めるとともに、土砂災害防止のための農業基盤整備を検討する。 ○集落地の指定避難所等の防災拠点では、耐震強化等、防災機能の向上と充実に努める。 ○土石流や地すべり、がけ崩れ等に対しては、砂防堰堤等の砂防関係施設の整備等、必要な土砂災害対策について愛媛県と連携を図る。 ○土砂災害警戒区域では、ハザードマップによる周知の徹底や要配慮者の円滑な警戒避難体制の整備を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域では、災害レッドゾーンの周知を図り、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転を支援する。 ○防潮施設等の海岸保全施設は、海岸保全基本計画に基づき、適正な維持管理を図る。 ○被災時に早期に被災後の都市づくりが進むよう、市民と協働して復興事前準備の取り組みを進める。 	

(4)吉田地域の都市づくり方針図



法華津峠へのアクセス性改善などの計画的整備および保全



市街地エリア

- 市街地の住環境維持・向上および病院商業施設などの調和
- 吉田港の適正な維持管理に必要な土地利用の誘導
- 立間川流域の治水に向けた河川整備の推進
- 既成市街地における居住環境の整備および都市機能の再構築
- 既成市街地における景観保全や修景舗装などのリニューアル
- 立間川沿いの桜の小路を活かしたまちなみ景観形成

歴史文化・レクリエーションエリア

- 国安の郷や吉田公園などと調和のとれた土地利用の維持
- 吉田公園などへのアクセス道路および、大型バスに対応した駐車場整備の検討
- 国安の郷、大尾城跡周辺の保全

地域全体に関する整備方針

- 果樹園などの優良な農地における農業振興地域整備計画の活用
- 市街地を取り囲む森林や里山、河川の計画的な整備、保全
- 適切な道路ネットワークの整備
- J R 予讃線の利便性向上
- 路線バス・コミュニティバスの利便性向上
- 住区基幹公園および都市基幹公園の整備推進
- 宇和島らしい公共サインの導入検討
- 避難地の未整備箇所の整備と住民周知の推進
- 土砂災害危険箇所における土砂災害防止施設の整備推進
- 防潮施設の適正な維持管理

地域別方針図		整備方針	
	宇和島都市計画区域		土地利用
	用途地域		都市施設整備
	市街地エリア		市街地整備
	行政界(地域別)		都市環境形成
	広域幹線道路		都市防災
	地域幹線道路		市街地以外
	その他の国・県道		一般住宅地区
	J R		農業保全・振興地域
	支所		森林環境保全地域
			レクリエーション地
			足摺宇和海国立公園

3)三間地域 (1)地域の特性

項目	概要
人口	<p>○2015（平成27年）国勢調査による三間地域の人口は0.6万人で、本市の7.4%を占める。高齢化率は38.6%で県平均30.6%より高い。</p>
土地利用	<p>○既成市街地には、三間保健福祉センター等の福祉施設やコスモスホール等の文化施設といった都市サービス機能が集積している。また、三間インターチェンジ周辺には、道の駅みまが位置している。</p> <p>○既成市街地の周辺には、まとまりのある農地が広がっており、集落地が点在している。</p>
道路 街路	<p>○地域の骨格となる四国横断自動車道が南北に貫き、三間インターチェンジを中心に主要地方道広見三間宇和島線や一般県道広見吉田線等の幹線道路が放射状に伸びて、鬼北町等と結ばれている。</p>
鉄道 バス	<p>○予土線が運行し、JR 務田駅、伊予宮野下駅、二名駅、大内駅がある。</p> <p>○路線バスは、中心市街地から周辺市町の鬼北町や松野町を結ぶ路線が通過している。</p> <p>○コミュニティバスは三間支所を中心に4路線運行している。（川之内線・音地線・大藤線・増田線）</p>
公園 緑地	<p>○中山池自然公園や特定地区公園の三間町運動公園がある。</p>
河川 下水道	<p>○一級河川三間川が地域内を南東方面に流れている。</p> <p>○公共下水道計画区域外であり、合併処理浄化槽による処理が行われている。</p>
都市 環境	<p>○中山池自然公園にて、例年、コスモスまつりやイルミネーションが開催されている。</p> <p>○四国霊場 41 番龍光寺や 42 番仏木寺、中山池（中山池自然公園）、旧毛利家庄屋住宅、仏木寺仏像（県指定有形文化財）等の観光施設が点在している。</p>
都市 防災	<p>○市街地縁辺部の山すそでは、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定されている。</p> <p>○一級河川三間川やその支流付近では、過去に浸水した区域があり、三間川沿いの一部は、洪水浸水想定区域が指定されている。</p> <p>○広域防災拠点施設として道の駅みま、地域防災拠点施設として宇和島市役所三間支所がある。</p>
その他	<p>○小学校 3 校、中学校 1 校、高等学校分校 1 校がある（2021（令和 3）年 3 月時点）。</p>

(2)都市づくりの課題と方向

◆広域交通を活かした産業の都市づくり

三間インターチェンジ周辺では、交通利便性の良さを活かした製造業等の工場立地がみられる。一方で、その周辺には優良農地が広がっており、地域の農業生産基盤を担っている。

しかし、交通利便性の良い三間インターチェンジ周辺は、依然として開発ポテンシャルは高く、まとまりのある農地での無秩序な開発が懸念されることから、計画的な都市づくりが求められる。

そのため、広域交通の利便性を活かした産業集積を継続するために、三間インターチェンジ周辺では、優良農地に配慮しながら、適正な土地利用規制に基づき、新たな製造・流通拠点の形成を進める必要がある。

◆自然環境と充実した観光交流を活かしたにぎわいのある都市づくり

道の駅みま周辺では、既成市街地を取り囲む山地や一級河川三間川と田園環境が調和した、緑豊かでうるおいのある景観や水田が広がっている。また、地域内には、龍光寺や仏木寺、中山池自然公園等の観光施設が点在し、中山池自然公園では季節や景観を活かしたコスモスまつりやイルミネーション等のイベントが実施されている。

しかし、豊かな水田や果樹園等の優良農地、緑豊かでうるおいのある景観、また寺社等の観光施設があるものの、道の駅みま以外への観光は進んでいない。

そのため、周辺市町の道の駅や農産物直売所等で農業体験交流や古民家宿泊等の観光交流に関する情報発信を行い、観光交流によるにぎわいのある都市づくりを進める必要がある。

◆災害を抑制し、市民と産業を守るための都市づくり

既成市街地では、三間支所をはじめ、三間保健福祉センター等の福祉施設があり、都市サービス機能が集積したコンパクトな市街地が形成されている。また、既成市街地周辺や山すそ等では、水田や果樹園等の優良農地が広がっている。

しかし、平成30年7月豪雨によって山間部では、斜面崩壊や土石流等の土砂災害により、林道や道路が閉塞し、水道等のインフラが長期にわたって断絶する等、都市サービス機能が低下した。また、既成市街地や一級河川の支流周辺の多くは、ため池決壊による浸水想定区域に指定されており、南海トラフ地震やゲリラ豪雨と称される局地的な大雨等の災害により、甚大な被害が発生する可能性がある。

そのため、既成市街地周辺では、市民や産業を守るための優良農地の保全とともに、老朽化した道路や河川等のインフラの補修や再整備、広く分布するため池の安全対策、山間部の土砂災害警戒区域等における土砂災害対策など、防災・減災対策が求められる。また、点在する集落地の指定避難所では、耐震補強や避難体制の確立等も必要である。

(3)都市づくり整備構想

将来像：三間地域

**地域の活力となる流通・産業拠点の形成と
自然環境が調和する都市づくり**

<p>土地利用の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○宮野下地区をはじめとする既成市街地は、交通の利便性を活かした日常の生活拠点としての住宅地や商業施設等の都市サービス機能の維持を図る。 ○少子高齢化に伴う教育保育施設の見直しを行い、施設修繕や施設統合による充実した保育サービス提供のための整備を検討する。 ○三間インターチェンジ周辺の幹線道路沿いでは、交通利便性の良さを活かした産業集積を維持しつつ、まとまりのある優良農地の保全等の適正な土地利用を図る。 ○市街地の山すそや河川周辺のまとまりのある優良農地は、重要な食糧生産の場であることから、農業振興地域整備計画の活用等の適正な土地利用規制によって保全を図る。 ○地域を広く覆う森林や里山は、良好な自然環境が形成されていることから、重要な緑地と位置づけ、開発を抑制し、計画的な整備や保全を図る。 						
<p>都市施設整備の方針</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td data-bbox="296 1084 416 1518" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>道路 街路</p> </td> <td data-bbox="416 1084 1439 1518"> <ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、土地利用計画に合わせて適切な道路ネットワークの整備を推進する。 ○既成市街地の災害時における緊急輸送道路では、広域幹線道路等の道路の維持管理について道路管理者と連携を図る。 ○市道等については、快適性や安全性の向上を図るため、道路パトロール等を行い、予防保全型の維持管理による道路整備を進め、利用者の安全確保に努める。 ○道の駅みまを観光・交流拠点として位置づけ、道路情報や観光交流に関する情報の提供に加え、市内周遊のための道路ネットワークの整備を検討する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1518 416 1760" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>鉄道 バス</p> </td> <td data-bbox="416 1518 1439 1760"> <ul style="list-style-type: none"> ○予土線は、中心市街地との連携強化のため、円滑な乗り継ぎに配慮し、利便性の向上や利用促進を図る。 ○道の駅みま等の交通結節点では、路線バスやコミュニティバス等の公共交通マップや乗継時刻表の整備等の利用環境の改善を進め、利用者数の向上を促す。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="296 1760 416 1993" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>公園 緑地</p> </td> <td data-bbox="416 1760 1439 1993"> <ul style="list-style-type: none"> ○住区基幹公園等の既存施設では、市民の憩いの場や市民の防災環境の向上等の観点から、適切な維持管理に努めつつ、必要に応じた新たな整備を検討する。 ○都市環境形成および災害時の防災拠点として、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等の小規模な休憩・遊び空間の整備を検討する。 </td> </tr> </table>	<p>道路 街路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、土地利用計画に合わせて適切な道路ネットワークの整備を推進する。 ○既成市街地の災害時における緊急輸送道路では、広域幹線道路等の道路の維持管理について道路管理者と連携を図る。 ○市道等については、快適性や安全性の向上を図るため、道路パトロール等を行い、予防保全型の維持管理による道路整備を進め、利用者の安全確保に努める。 ○道の駅みまを観光・交流拠点として位置づけ、道路情報や観光交流に関する情報の提供に加え、市内周遊のための道路ネットワークの整備を検討する。 	<p>鉄道 バス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○予土線は、中心市街地との連携強化のため、円滑な乗り継ぎに配慮し、利便性の向上や利用促進を図る。 ○道の駅みま等の交通結節点では、路線バスやコミュニティバス等の公共交通マップや乗継時刻表の整備等の利用環境の改善を進め、利用者数の向上を促す。 	<p>公園 緑地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住区基幹公園等の既存施設では、市民の憩いの場や市民の防災環境の向上等の観点から、適切な維持管理に努めつつ、必要に応じた新たな整備を検討する。 ○都市環境形成および災害時の防災拠点として、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等の小規模な休憩・遊び空間の整備を検討する。
<p>道路 街路</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、土地利用計画に合わせて適切な道路ネットワークの整備を推進する。 ○既成市街地の災害時における緊急輸送道路では、広域幹線道路等の道路の維持管理について道路管理者と連携を図る。 ○市道等については、快適性や安全性の向上を図るため、道路パトロール等を行い、予防保全型の維持管理による道路整備を進め、利用者の安全確保に努める。 ○道の駅みまを観光・交流拠点として位置づけ、道路情報や観光交流に関する情報の提供に加え、市内周遊のための道路ネットワークの整備を検討する。 						
<p>鉄道 バス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○予土線は、中心市街地との連携強化のため、円滑な乗り継ぎに配慮し、利便性の向上や利用促進を図る。 ○道の駅みま等の交通結節点では、路線バスやコミュニティバス等の公共交通マップや乗継時刻表の整備等の利用環境の改善を進め、利用者数の向上を促す。 						
<p>公園 緑地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○住区基幹公園等の既存施設では、市民の憩いの場や市民の防災環境の向上等の観点から、適切な維持管理に努めつつ、必要に応じた新たな整備を検討する。 ○都市環境形成および災害時の防災拠点として、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等の小規模な休憩・遊び空間の整備を検討する。 						

都市施設 整備の方 針	河川 下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○一級河川内平ヶ谷川の河川改修について国や愛媛県と連携を図る。 ○広く分布するためため池や河川の堤防、老朽化した橋梁等のインフラの補修や安全対策を促進する。 ○良好な居住環境の確保と自然環境を保全するため、合併浄化槽による生活排水処理の整備や普及を進める。
市街地整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、市民との合意形成を図りつつ、居住環境の整備や都市機能の増進を図る。 ○三間支所周辺では、商業等の都市機能の集積や良好な居住環境の形成を図るため、必要な市街地開発事業を検討する。 ○三間インターチェンジ周辺では、交通利便性を活かした流通・工業の集積地として、地区計画等による計画的な都市基盤整備を図る。 ○務田地区と宮野下地区では、周辺の田園環境と調和した良好な住宅地を形成するため、土地区画整理事業や地区計画等の導入を検討する。 ○既成市街地周辺の一般住宅地区では、生活道路や公園等の都市基盤整備によって居住環境の改善を図る。 	
都市環境形成の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○遍路道では、良好な歴史的景観の保全を図る。 ○三間インターチェンジ周辺では、豊かな自然環境と調和するよう、無秩序な開発を抑制し、まとまりのある田園景観の保全に努める。 ○公共施設等に設置する公共サインについて、宇和島らしいデザインの導入を検討する。 	
都市防災の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○広域防災拠点施設である道の駅みまは、交通利便性を活かした物資輸送拠点として位置づけ、災害による緊急時の活用を図る。 ○市街地の整備に合わせ、防災公園の整備を検討する。 ○集落地の指定避難所等の防災拠点では、耐震強化等の防災機能の向上と充実に努める。 ○防災重点ため池に指定された農業用ため池は、防災マップにおいて、ため池決壊による浸水想定区域の周知徹底や避難体制の整備を進めつつ、ため池の補強対策を検討する。 ○土石流や地すべり、がけ崩れ等に対しては、砂防堰堤等の砂防関係施設の整備等、必要な土砂災害対策について愛媛県と連携を図る。 ○土砂災害警戒区域では、ハザードマップによる周知の徹底や要配慮者の円滑な警戒避難体制の整備を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域では、災害レッドゾーンの周知を図り、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転を支援する。 ○被災時に早期に被災後の都市づくりが進むよう、市民と協働して復興事前準備の取り組みを進める。 	

4)津島地域

(1)地域の特性

項目	概要																																										
人口	<p>○2015（平成27）年国勢調査による津島地域の人口は1.1万人で、本市の13.5%を占める。高齢化率は38.6%で県平均30.6%より高い。</p>  <table border="1"> <caption>人口推移と高齢化率</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>15歳未満</th> <th>15-64歳</th> <th>65歳以上</th> <th>年齢不詳</th> <th>高齢化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H2</td> <td>2,889</td> <td>9,881</td> <td>2,594</td> <td></td> <td>16.9%</td> </tr> <tr> <td>H7</td> <td>2,647</td> <td>8,865</td> <td>3,349</td> <td></td> <td>22.5%</td> </tr> <tr> <td>H12</td> <td>2,164</td> <td>7,996</td> <td>3,703</td> <td></td> <td>26.7%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>1,662</td> <td>7,263</td> <td>3,934</td> <td></td> <td>30.6%</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1,294</td> <td>6,546</td> <td>3,880</td> <td></td> <td>33.1%</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>1,010</td> <td>5,413</td> <td>4,030</td> <td></td> <td>38.6%</td> </tr> </tbody> </table>	年	15歳未満	15-64歳	65歳以上	年齢不詳	高齢化率	H2	2,889	9,881	2,594		16.9%	H7	2,647	8,865	3,349		22.5%	H12	2,164	7,996	3,703		26.7%	H17	1,662	7,263	3,934		30.6%	H22	1,294	6,546	3,880		33.1%	H27	1,010	5,413	4,030		38.6%
年	15歳未満	15-64歳	65歳以上	年齢不詳	高齢化率																																						
H2	2,889	9,881	2,594		16.9%																																						
H7	2,647	8,865	3,349		22.5%																																						
H12	2,164	7,996	3,703		26.7%																																						
H17	1,662	7,263	3,934		30.6%																																						
H22	1,294	6,546	3,880		33.1%																																						
H27	1,010	5,413	4,030		38.6%																																						
土地利用	<p>○既成市街地には、市立津島病院等の医療施設や宇和島市津島保健センター等の福祉施設といった都市サービス機能が集積している。</p> <p>○岩松地区には、明治・大正期の歴史的建築物が遺る古い町並みが形成されている。</p>																																										
道路 街路	<p>○地域の骨格となる宇和島道路・津島道路や国道56号が南北を貫き、中心市街地や愛南町等の周辺市町とを結んでいる。</p> <p>○主要地方道宿毛津島線や宇和島城辺線等の幹線道路は、山地部を超えて高知県内の各都市を結んでいる。</p>																																										
鉄道 バス	<p>○鉄道は敷設されておらず、路線バスは、既成市街地から中心市街地、臨海部、さらに愛南町に向かう路線等が運行されている。</p> <p>○5路線のコミュニティバスが運行されている（須下線、本俵線、上慎線、谷郷線、野井・五郎丸線）。</p>																																										
公園 緑地	<p>○第1号南予レクリエーション都市公園（広域公園）と第4号南予レクリエーション都市公園（総合公園）の一部が整備されている。</p> <p>○都市公園開設面積は60.84ha、一人当たりの面積は63.1㎡（2021（令和3）年3月時点）。</p>																																										
河川 下水道	<p>○二級河川岩松川、本谷川等が流れている。</p> <p>○公共下水道計画区域外であり、合併処理浄化槽による処理が行われている。その中で、竹ヶ島や平井、田尻地区では漁業集落排水施設による処理が行われている。</p>																																										
都市 環境	<p>○宇和海に面したリアス式海岸の一部と島々は足摺宇和海国立公園に、自然景観が残る森林地域は、篠山県立自然公園に指定されている。</p>																																										
都市 防災	<p>○市街地縁辺部の山すそでは、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が指定されている。</p> <p>○岩松川沿いの一部は、洪水浸水想定区域が指定されている。</p> <p>○地域防災拠点施設として宇和島市役所津島支所、消防署では、津島分署がある。</p>																																										
その他	<p>○小学校7校、中学校1校、高等学校分校1校がある（2021（令和3）年3月時点）。</p> <p>○市立津島病院がある。</p>																																										

(2)都市づくりの課題と方向

◆都市機能を活かした安全で計画的な都市づくり

既成市街地には、津島支所や市立津島病院等の都市サービス機能が集積している。津島地域の岩松川以南の地域には、国道56号沿いに優良農地が分布し、その背後には足摺宇和海国立公園を中心に豊かな自然が広がっている。また、広域幹線道路である津島道路では、津島岩松インターチェンジ～内海インターチェンジ（仮称）間の整備が進められており、交通利便性の向上が期待される。

しかし、既成市街地には、狭隘道路が広がっており、南海トラフ地震等の地震発生時に建物の倒壊や市街地の浸水等の被害が広がり、都市サービス機能が低下する可能性が高い。

そのため、既成市街地周辺の優良農地や自然環境の保全等に十分配慮し、宇和島道路延伸の効果を活かしたうえで、災害に対する安全性を向上する計画的な都市づくりについて検討する必要がある。また、津島高田インターチェンジ周辺では、津島道路の延伸に伴い、通過されないよう、より一層魅力ある都市づくりを推進することが必要である。

◆豊かな自然環境を活かした都市づくり

津島地域には、南予レクリエーション都市公園や南楽園等の公園や緑地が点在し、足摺宇和海国立公園や篠山県立自然公園をはじめ、豊かな自然環境が広がっている。また、宇和島道路沿道には、道の駅津島やすらぎの里等の観光・交流拠点があり、魅力的な観光資源が点在している。

しかし、これらの観光・交流拠点は、地域内に点在していることから、観光・交流拠点間の連携、また、それぞれのPR不足等により、観光地の周遊や滞在期間の長期化につながっていない。

そのため、道の駅津島やすらぎの里をはじめ、市内外の道の駅等の観光・交流拠点において、宇和海の自然豊かな南予レクリエーション都市公園や四季折々の姿を見せる篠山県立自然公園、祓川温泉等の観光地への周遊や自然体験活動を利用した滞在型観光に関する情報発信を行い、観光客を誘導する必要がある。

◆岩松地区の歴史的景観の保全と市民が安心して豊かに暮らせる都市づくり

江戸時代から近隣地域の海山産物の集積地として繁栄した岩松地区では、その名残として、明治・大正期の酒蔵や町屋等の歴史的建築物が多く、文化的価値や歴史的な景観を有している。

しかし、歴史的建造物の周辺に空き家や空き地が増加し、にぎわいが薄れており、地域拠点として、歴史的建造物の保全とともに、市民の生活の場としての利便性向上や津波、地震等の災害に対する安全性の確保が求められる。

そのため、地域拠点としての機能を維持するとともに、日常生活を支える都市サービス機能の誘導や津波、浸水に対するハード・ソフト面での防災・減災対策を実施し、市民の生活利便性の向上や安全性の向上を進める必要がある。

(3)都市づくり整備構想

将来像：津島地域

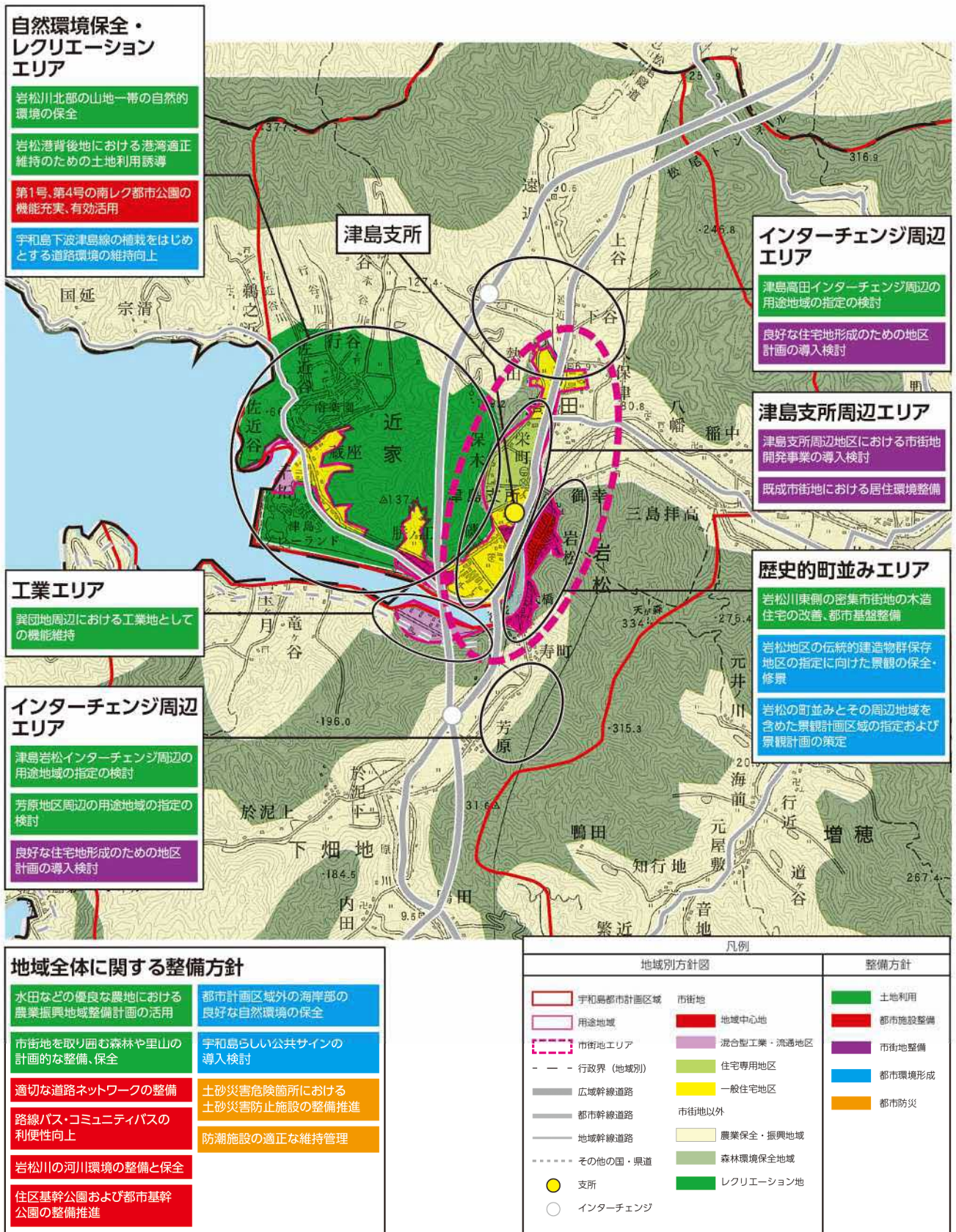
広域観光ゲートとして歴史文化や レクリエーション地を活用した都市づくり

<p>土地利用の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、日常の生活拠点である住宅地や商業施設等の都市サービス機能を集積し、快適に暮らせる市街地の形成を推進する。 ○高田地区や芳原地区では、津島道路の延伸により、交通の利便性が向上する可能性があることから、用途地域の指定等、計画的な土地利用の誘導を検討する。 ○津島高田インターチェンジ周辺では、交通利便性とそのポテンシャルを活かした適正な土地利用を推進し、用途地域の指定を検討する。 ○岩松川東側の商業施設集積地では、低未利用地や商店街の集約化等の土地利用を推進し、商業機能の強化を図る。 ○岩松港周辺では、港湾の適正な維持管理を図るための土地利用の誘導を図る。 ○巽団地周辺では、住宅地との適切な共存を図りつつ、工業地としての機能維持を推進する。 ○岩松地区では、明治・大正期の町並み景観の保全を図りつつ、老朽化した木造住宅の改善や都市基盤を整備し、良好な居住環境の形成を図る。 ○まとまりのある水田等の優良農地は、大切な食糧生産の場であり、都市的土地利用と農業的土地利用の健全な調和の観点から、農業振興地域整備計画の活用によって適正な土地利用規制による保全を図る。 ○地域を広く覆う森林や里山、リアス式の海岸部では、良好な景観形成の観点から重要な緑地と位置づけ、開発を抑制し、計画的に整備および保全する。 ○岩松川北部の山地一帯については、貴重な自然環境の保全を図る。
-----------------------	---

都市施設 整備の方 針	道路 街路	<ul style="list-style-type: none"> ○広域幹線道路である津島道路の整備を促進する。 ○津島高田インターチェンジへ連絡する主要地方道宿毛津島線はその維持管理を図る。 ○宇和島地域と津島地域、そして観光・交流拠点を結ぶ主要地方道宇和島下波津島線は、その機能の充実と維持管理を図る。 ○既成市街地では、土地利用計画に合わせて適切な道路ネットワークの整備を推進する。 ○既成市街地の災害時における緊急輸送道路では、広域幹線道路等の道路の維持管理について道路管理者と連携を図る。 ○市道等については、快適性や安全性の向上を図るため。道路パトロール等を行い、予防保全型の維持管理による道路整備を進め、利用者の安全確保に努める。 ○道の駅津島やすらぎの里を観光・交流拠点として、観光交流に関する情報や道路情報の提供体制を整備する。
	鉄道 バス	<ul style="list-style-type: none"> ○津島支所をはじめとする交通結節点では、路線バスやコミュニティバス等の公共交通マップや乗継時刻表の整備等の利用環境の改善を進め、利用者数の向上を促す。
	公園 緑地	<ul style="list-style-type: none"> ○豊かな自然を活かした第1号、第4号の南予レクリエーション都市公園を、観光・交流拠点として位置づけ、機能の充実と利用促進を図る。 ○住区基幹公園や都市基幹公園等の既存施設では、市民の憩いの場や市民の防災環境の向上等の観点から、適切な維持管理に努めつつ、必要に応じて、新たな整備を検討する。 ○都市環境形成および災害時の防災拠点として、児童遊園やちびっこ広場、ポケットパーク等の小規模な休憩・遊び空間の整備を検討する。 ○近家地区は、風致地区に指定されており、緑地の維持、保全を図る。
	河川 下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○本谷川水門の老朽化対策について愛媛県と連携を図る。 ○岩松川や芳原川では、南海トラフ地震等の津波による市街地浸水に備え、堤防の地震・津波対策について愛媛県と連携を図るとともに、河川周辺環境の整備や保全に努める。 ○良好な居住環境の確保と自然環境を保全するため、合併浄化槽と漁業集落排水施設による生活排水処理の整備や普及を進める。
市街地整備の方針		<ul style="list-style-type: none"> ○既成市街地では、市民との合意形成を図りつつ、居住環境の整備や都市機能の増進を図る。 ○津島支所周辺では、商業等の都市機能の集積や良好な居住環境の形成を図るため、必要な市街地開発事業を検討する。 ○高田地区や芳原地区では、周辺の田園環境との調和を図りつつ、良好な住宅地を形成するため、地区計画等の導入を検討する。

<p>都市環境形成の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○岩松川を含む広い範囲を景観計画区域に指定し、地域の景観資源を活かした景観形成を推進する。 ○主要地方道宇和島下波津島線（都市計画道路国道近家線）は、南楽園等と一体となった景観道路として、植栽をはじめとする道路環境の維持や向上を図る。 ○半島部や島しょ部等の都市計画区域外の海岸部では、国土利用計画法に基づく届出や開発申請等の審査を通して、適正な土地利用の促進や無秩序な市街化の防止に努め、良好な自然環境や貴重な景観の保全を図る。 ○公共施設等に設置する公共サインについて、宇和島らしいデザインの導入を検討する。
<p>都市防災の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○臨海部では、地震による津波等の浸水対策として、津波避難ビルの指定や民間施設の整備、耐震化を促進する。 ○集落地の指定避難所等の防災拠点では、耐震強化等の防災機能の向上と充実に努める。 ○土石流や地すべり、がけ崩れ等に対しては、砂防堰堤等の砂防関係施設の整備等の必要な土砂災害対策について愛媛県と連携を図る。 ○土砂災害警戒区域では、ハザードマップによる周知の徹底や要配慮者の円滑な警戒避難体制の整備を進めるとともに、土砂災害特別警戒区域では、災害レッドゾーンの周知を図り、住宅等の新規立地の抑制や既存住宅の移転を支援する。 ○防潮施設等の海岸保全施設は、海岸保全基本計画に基づき、適正な維持管理を図る。 ○被災時に早期に被災後の都市づくりが進むよう、市民と協働して復興事前準備の取り組みを進める。

(4)津島地域の都市づくり方針図



第5章 実現に向けて

1.宇和島市都市計画マスタープランの実現に向けて

1)庁内推進体制の充実

都市計画マスタープランは、都市を形成する道路や公園の整備、景観や歴史的町並みの保全、防災体制の強化等の都市づくりの方針や適切な事業実施のための指針を示すものであり、連携の取れた一体的な都市づくりを展開する。

そのため、庁内の関係部局との連携をはじめ、国や愛媛県、周辺市町、各種関係機関等との連携を強化しつつ、計画的かつ効率的な事業への取り組みを推進する。

2)都市計画制度の活用

用途地域等の地域地区や地区計画など、都市計画に関する制度の活用を図る。

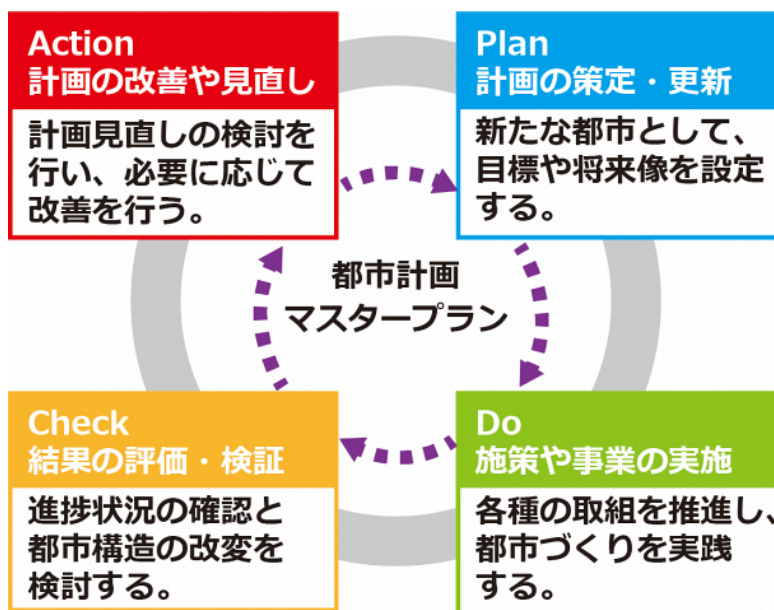
地域に根差した都市づくりを進めるため、市民や企業、NPO、土地の所有者、開発事業者等による都市計画提案制度の活用を支援し、都市づくりや都市計画への関心を高め、主体的な参画を促す。

事業の実施に当たっては、都市計画法に基づく事業を実施し、土地区画整理事業等の面的整備、道路や公園等の都市基盤整備を推進する。また、都市計画決定や見直しについては、必要に応じて速やかに行う。

都市計画法等に基づく対象事業以外の必要性の高い施策や事業では、社会資本整備総合交付金を利用する等、実現可能な整備手法を検討する。

3)都市計画マスタープランの進行管理および継続的改善（PDCA）

都市計画マスタープランで位置づけた取り組みを推進するとともに、進捗状況の確認や見直しを行い、PDCA サイクルに則した計画的かつ持続可能な都市づくりを目指し、継続的な改善に努める。



4)都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、約 20 年かけて行われる長期的な都市づくりの基本方針を示すものであり、策定後も地域の状況や地元の要望等に伴い、必要に応じた都市計画の見直しが必要となる。

また、宇和島市総合計画や宇和島都市計画区域マスタープラン、宇和島市立地適正化計画等の上位・関連計画の変更に対応するため、必要に応じて都市計画マスタープランの見直しを検討する。

2.協働による都市づくりの推進

1)市民・企業・行政の協働による都市づくり

持続可能でコンパクトな都市づくりのために、市民や行政、企業、地域のそれぞれの役割を整理する。

市民	<p>◆コミュニティの再生や環境美化等、主体的かつ積極的に身近な都市づくりに取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住宅地や就業地の地域の現状や課題等、都市づくりの実現に向けて、ワークショップや公聴会等の説明会に積極的に参加する。 ○都市計画提案制度を積極的に活用し、居住環境や個性的な景観、歴史的町並み、防災対策等、市民が主体となった都市づくりの提案を行う。 ○生活機能を確保し、地域の活性化を図るため、公共交通ネットワークの積極的な利用を進める。
地域	<p>◆地域に寄り添った課題発見と解決策を提案する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市づくり活動を行う各種団体やNPO等は、都市環境への影響に配慮しつつ、専門的な知識を活用し、地域に寄り添った協力体制の構築や都市づくり計画の立案・実施に取り組む。 ○地域全体で、個性的な景観や歴史文化、農林水産業等の地域資源の魅力を活かした経済活動を推進する。
行政	<p>◆積極的な情報発信や市民と企業等と協働・連携を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランに基づき、市民や企業、各種団体と合意形成を図り、用途地域の見直し等の計画的な都市づくりを推進する。 ○多様な主体が参加可能な都市づくりの推進に向けた情報提供や情報伝達体制、またその仕組みを構築する。 ○都市づくり活動を行う各種団体やNPOの育成、支援、担い手の育成を図る。 ○市民主体の都市づくりを支援するための財源の確保や人材育成等に取り組む。
企業	<p>◆ノウハウや人材等を活かし、都市づくりに貢献する</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域に根差した事業活動を通して、地域経済や市民の生活へ継続的な貢献を図る。 ○社会情勢や市民ニーズの把握等、情報収集力や想像力等の豊かなアイデアによる新たな施策へ取り組む。 ○指定管理者制度等を活用した公共施設の維持管理や運営など、企業の経営ノウハウや資金力を活かし、効率的な施設運営や都市経営へ参加する。

2)多世代の市民と多様な主体による拠点の運営

少子高齢化が進行する本市では、多世代間の交流の低下が懸念されているため、多世代や多様な主体が集い、地域コミュニティ力の向上や交流事業の実施による協働・連携する都市づくり拠点の整備計画を策定し、市民互助の支援ができるような仕組みと拠点整備を推進する。

また、災害時においても、平時における地域コミュニティの情報共有や防災イベント等の体験を通し、市民の交流を活かした互助の仕組みを構築し、防災対策の支援の広がりを目指す。

地域	市民互助を促進する拠点整備
宇和島地域	○九島地域：島の保健室および地域交流レストラン「島の思い出ピアノ」（旧診療所と小学校を改修し、モデル地域として稼働中）
三間地域	○市街地付近：もみの木（旧幼稚園を改修し、モデル地域として稼働中）

※同様の拠点を宇和島地域中心部、津島町市街地付近、吉田町市街地付近に拡大予定

参考資料

用語集

■あ行

一級河川

一級水系に属する河川で、国土交通大臣が指定管理する（一部の区間については都道府県知事に管理のみを委任）。

NPO

「Nonprofit Organization」の略で、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。

エリアマネジメント

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための住民・事業主・地権者などによる主体的な取組。

■か行

海岸保全基本計画

今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた、海岸保全の基本的な事項を示す計画。

街区公園

主として街区に居住する人が容易に利用できる都市公園。敷地面積は0.25haが標準。

幹線道路

都市の骨格的な道路網を形成する道路。そのうち主要幹線道路とは、主に都市間を連絡する道路。

景観計画区域

景観法に基づく計画を定める区域。区域内では景観計画に基き、良好な景観の保全・形成のため、ゆるやかな規制・誘導が行われる。宇和島市では、平成19年4月に「宇和島市遊子水荷浦地区景観計画」を策定。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

コミュニティバス

自治体の補助等により、一定の地域内を、その地域の交通需要に合わせてきめ細かく運行するバス。

■さ行

災害レッドゾーン

洪水や津波の浸水想定区域、土砂災害警戒区域など、災害発生時に危険が及ぶ可能性のある中でも、さらにリスクが高く、建物が壊れ、人命に著しい危険が生じる恐れがある区域。災害危険区域（建築基準法）や地すべり防止区域（地すべり等防止法）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）がある。

市街地再開発事業

比較的古い建物が密集しているような地区で、計画的にビルを建て替え、まちの機能を新しくするまちづくりの手法。

住区基幹公園

主に街区内の身近な居住者、近隣の居住者、徒歩圏内の居住者が利用する公園であり、街区公園、近隣公園、地区公園がある。

重要伝統的建造物群保存地区

重要伝統的建造物が集まっている地区で、文化財保護法の規定に従って市町村が定める地区。現状変更の規制や保全のための措置がある。

総合公園

主に休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用をするための公園であり、まちの規模に応じて 10～50ha の規模を標準とする。

■た行

地区計画

地区の実情に即した、身近できめこまやかなまちづくりの規制誘導の方策。

駐車場整備地区

自動車が混雑する商業地で、駐車場の整備を促進し円滑な道路交通を確保するために指定する地区。

特定地区公園

都市計画区域外の地域において、住民の文化、スポーツ面で都市的な施設に対する要求にこたえとともに、生活環境を改善するために整備する、都市公園における地区公園相当規模（4ha 程度）の公園。

都市基幹公園

都市公園の内、運動やその他総合的な利用のために、市町村の居住者全般が利用する公園であり、総合公園と運動公園がある。

都市計画提案制度

土地の所有者やまちづくり NPO 等あるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意等一定の条件を満たした場合に、都市計画の決定や変更の提案をすることができる制度。

都市公園

都市公園法に基づき、国、県、市が都市住民のスポーツ、レクリエーション、休憩など、日常生活にゆとりとうるおいが得られるように整備・管理する公園。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される。

土地区画整理事業

一定の範囲で計画的に、土地の形を整え、道路や公園等の公共施設を整備するまちづくりの手法。

■な行

南海トラフ地震

日本列島の太平洋沖にある「南海トラフ」沿いのプレート境界を震源域とした警戒されている大規模地震。

南予レクリエーション都市公園

昭和 48 年、現在の宇和島市及び愛南町の一部が南予レクリエーション都市計画区域に指定され、現在一部開設を含み 6 か所（南楽園など）が開設されている。

二級河川

一級水系以外の重要な水系で、都道府県が管理する河川。

農業振興地域整備計画

総合的に農業振興を図るべき地域において、その整備に関する措置を講じ、農業の健全な発展と、国土資源の合理的な利用に寄与する計画。

■は行

ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、災害発生箇所や被害範囲、避難場所などの情報を地図上に図示したものの。

バリアフリー

高齢者や障がい者の行動、生活上の障害（バリア）を取り除いた環境。まちづくりでは、段差の解消、スロープやエレベータの設置、点字や手すりの設置、広い空間づくり等を推進している。

風致公園

都市計画法上の都市施設、都市公園法上の都市公園である特殊公園の一種で、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする都市公園。

風致地区

都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域に定める都市計画の地区であり、建築等に一定の規制がかかる。

復興事前準備

平常時から災害が発生したことを想定し、被害が発生しても対応可能なソフト的対策を事前に準備すること。

防火地域・準防火地域

都市計画法において「市街地における火災の危険を防除するため定める地域」として指定されている地域。建築基準法と連動して建築物の防火上の構造制限が行われる。

ポケットパーク

道路整備や交差点の改良によって生まれた小規模なスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

ポテンシャル

潜在力。潜在的な可能性がある状態。

■ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少に歯止めをかけるとともに、各地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持することを目的としている。本市では、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期まち・ひと・しごと創生宇和島市総合戦略」を策定している。

緑の基本計画

都市緑地法に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。

モビリティ・マネジメント

地域や都市を「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や歩行などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状況へ」と少しずつ変えていく一連の取組。モビリティとは「一人ひとりの移動」「地域全体の交通流動」を意味している。

■や行

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず、すべての人が快適に利用できる都市や生活環境をデザインする考え方。

用途地域

都市の将来像を想定した上で、機能的な都市活動の推進や良好な都市環境の形成を図るために、住居、商業、工業の用途を適切に配分し、建築物の用途、形態等に関する制限をしている地域。

■ら行

立地適正化計画

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡した計画。

リニューアル

装いを新たにすること。更新。

緑地協定

都市緑地保全法に基づき良好な住環境を創るため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を結ぶ制度。

緑地保全地域

樹林地、草地、水辺地、岩石地等の緑地で良好な自然的環境を形成しているものを現状凍結的に保全する地域地区で、建築等には許可が必要である。

臨港地区

港湾施設を整備し、適正に維持管理するために必要な一体的な区域。



宇和島市
都市計画マスタープラン